

<以下、第30版において更新>

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
2		○						基本部分（配置基準）	保育所の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。【更新】	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （施設長）1人 （保育士） ・ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 ・ 利用定員90人以下の施設については1人を加配 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配 ・ 上記の定数に加えて非常勤保育士を配置 （事務職員） 非常勤事務職員（所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） 利用定員4020人以下の施設は1人、21人以上40人以下の施設は2人（うち1人は非常勤（注））、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤） （注）週5日、1日当たり4時間の配置分の費用を算定 ※ 教育・保育に従事する者に短時間勤務の職員を充てる場合の取扱いについては、No. 219を参照すること。
3			○					基本部分（配置基準）	認定こども園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。【更新】	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （園長）1人 （保育教諭等） ・ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 ・ 2・3号の利用定員90人以下の施設については1人を加配 ・ 主幹保育教諭等を専任化させるための代替要員を2人加配 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配 （事務職員） 1人及び非常勤事務職員（園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） 利用定員4020人以下の施設は1人、21人以上40人以下の施設は2人（うち1人は非常勤（注））、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤） （注）週5日、1日当たり4時間の配置分の費用を算定
16	○	○	○		○	○		基本部分調整部分（定員を恒常的に超過する場合）	定員を超えて受入れをしているが、施設型給付費は支払われるのか。【更新】	市町村による確認の際に設定された利用定員の範囲内での受入れが原則となりますが、年度途中での利用希望者の増加等により利用定員を超えて受入れをする場合であっても、実際の入所児童数に応じて給付が行われます。ただし、恒常的に利用定員を超えて受入れをしている場合（幼稚園、認定こども園（1号認定子ども）は連続する過去2年度間、保育所・認定こども園（2・3号認定子ども）、小規模保育事業、事業所内保育事業においては過去5年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合）には各月初日の利用子ども数の区分及び地域区分等に応じた調整率を乗じて減算額を算定することになります。また、上記の状態にある施設・事業所に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行う必要があります。 ※利用定員は認可定員の範囲内で市町村による確認の手続の中で設定することになるため、実際の利用人数が恒常的に認可定員をも超えている場合には、利用定員の適正化とともに認可定員の適正化（都道府県等の認可権者の認可・届出等）も必要になります。 また、私立幼稚園の利用定員の取扱いや公定価格の減額調整などについては、平成26年10月17日付事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」及び自治体向けF A Qの参考資料をご参照ください。 ※令和2年度以降のいずれかの年度の4月1日時点の待機児童数が1人以上である市町村に所在する小規模保育を実施する事業所であって、同一の敷地又は隣接する敷地に所在する幼稚園の設備を活用して小規模保育事業を実施するものについては、各年度の年間平均在所率が133%以上の状態とならない限り、公定価格の減算を適用しないこととする特例が設けられています。
18	○		○					基本部分学級編制調整加配	学級編制調整教諭の加配はなぜ31人以上300人以下のみ対象としているのか。【更新】	35 30人以下の極めて小規模な園は、必ずしも年齢別の学級編制が行われない場合もあること、他方、大規模園は 25 39:1（公定価格における4歳以上児配置基準）と 30 35:1（幼稚園設置基準における原則的な学級編制基準の上限）の差が縮まるため、学級編制調整加配を行わなくとも必要な配置を満たすことが比較的容易と考えられるためです。
24			○					学級編制調整加配加算	学級編制調整加配加算の具体的な加算要件はどのようなものか。【更新】	学級編制調整加配加算は、幼稚園との整合性を踏まえ、認定こども園全体の3歳以上児（1号・2号）の合計の利用定員が 36 31人以上300人以下の施設で、基本分単価（⑤）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、保育教諭等を配置する場合に加算の対象としています。
42				○	○		○	資格保有者加算	資格保有者加算の加算要件はどのようなものか。【削除】	資格保有者加算は家庭的保育事業及び小規模保育事業〇型、居宅訪問型保育事業の家庭的保育者について、保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する場合に加算されます。また、小規模保育事業〇型については、資格を有する人数に応じて加算が行われます。
43					○	○		保育士比率向上加算	保育士比率向上加算の加算要件はどのようなものか。【削除】	保育士比率向上加算は小規模保育事業のB型及び同基準が適用される事業所内保育事業において、常態的に保育比率を3/4以上として保育を実施する場合に適用されます。また、その際の必要保育士数については「No. 5」の回答に準じて以下のとおり計算します。 （＊）必要保育従事者数（整数化後）×3/4＝必要保育士数（小数点第1位を四捨五入）
45				○	○	○		障害児保育加算	障害児保育加算の加算要件はどのようなものか。【削除】	障害児 ^{（＊）} を受け入れる事業所において、障害児2人につき1人の保育士等により保育する場合に加算の対象となります。 （＊）市町村が認める障害児（身体障害者手帳等の交付の有無は問わない）

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
46		○	○	○	○	○		減価償却費加算	保育所等の減価償却費加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのでしょうか。一度、施設整備費補助を受けた施設は、何十年も前に補助を受けた場合であっても、加算を受けられないのでしょうか。【削除】	減価償却費加算は、以下の要件全てに該当する施設を対象とします。 （ア）保育所等の用に供する建物が自己所有であること（注1） （イ）建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること （ウ）建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等（以下「施設整備費等」という。）の国庫補助金の交付を受けていないこと（注2） （エ）賃借料加算の対象となっていないこと （注1）施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること （注2）施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には（ウ）に該当することとして差し支えありません。 ①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと ③1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること よって、（注2）①～③の全てに該当する建物については、（ウ）に該当するもののできる、（ア）、（イ）、（エ）の要件も全て該当している場合は、加算の対象とすることができます。 また、減価償却費加算の地域区分については、「標準」または「都市部」とし、「都市部」とは、当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいいます。
47		○	○	○	○	○		賃借料加算	保育所等の賃借料加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。【削除】	保育所等の賃借料加算については以下の要件全てに該当する場合に加算されます。 （ア）保育所等の用に供する建物が賃貸物件であること（注） （イ）（ア）の賃貸物件に対する賃借料が発生していること （ウ）「賃貸物件による保育所整備事業」等の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（令和5年4月19日こ成保第15号こども家庭庁長官通知））に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと （エ）減価償却費加算の対象となっていないこと （注）施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること また、賃借料加算の地域区分については、別添2のとおりとなります。
48		○	○					調整部分（分園の場合）	分園の場合はどのように計算すれば良いのか。【更新】	分園を設置する施設の場合、「基本分単価」、「処遇改善等加算±（区分1）」、「処遇改善等加算±（区分2）」、「加減調整部分における施設長を配置していない場合」については、中心園と分園それぞれの定員区分を基に単価を計算しますが、分園の場合に係る調整については、「基本分単価」、及び「処遇改善等加算±（区分1）」及び「処遇改善等加算±（区分2）」の合計額の「10/100」を差し引いた額が適用されます。また、その他の加算については中心園と分園の定員を合計した定員区分を基に単価を計算します。
54		○						主幹教諭等専任加算	主幹教諭等専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。【削除】	主幹教諭等が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要幼稚園教諭数に加えて代替要員を1人加配する場合で、以下の事業等を複数実施する場合に加算が適用されます。また、その場合は子育て支援活動費加算も対象になります。 ・幼稚園型一時預かり事業 ・一般型一時預かり事業など非在園児の預かり ・満3歳児に対する教育・保育の提供 ・障害児に対する教育・保育の提供 ・継続的な小学校との連携・接続に係る取組 ・災害時における地域支援の取組
56		○						主任保育士専任加算	主任保育士専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。【削除】	主任保育士が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要保育士数に加えて代替要員を1人加配する場合で、以下の事業等を複数実施する場合に加算が適用されます。 ・延長保育事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・乳児が3人以上入所している施設 ・障害児が入所している施設 ・災害時における地域支援を実施している施設
58		○	○	○				療育支援加算	療育支援加算の具体的な加算要件はどのようなものか。【削除】	障害児^(*)を受け入れている施設で、主幹教諭等（幼稚園は主幹教諭等専任加算、保育所は主任保育士専任加算が適用されている施設）を補助する者（非常勤職員であって資格の有無は問わない）を配置して地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算が適用されます。また、以下の区分に応じて加算額が異なります。（加算はA又はBのいずれか） ・特別児童扶養手当の支給対象児童^(**)を受け入れている施設・・・A ・A以外の障害児を受け入れている施設・・・B （*）市町村が認める障害児（身体障害者手帳等の交付の有無は問わない） （**）特別児童扶養手当の支給要件に該当するが、所得制限により支給されていない児童を含む

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
60		○						事務職員雇上費加算	事務職員雇上費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。【削除】	以下の事業等のいずれかを実施する場合に加算が適用されます。なお、施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、別途事務職員を配置する必要はありません。 ・延長保育事業 ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・乳児が3人以上入所している施設 ・障害児が入所している施設
61	○	○	○	○	○	○		冷暖房費加算	冷暖房費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。【削除】	冷暖房費加算は、施設（事業所）の所在地により加算額が異なりますが、「一級地から四級地」については、「国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条第一号及び第二号」に掲げる地域となり、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号。以下「改正法」という。）による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地に該当する地域であって、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律に掲げる地域以外の地域については「激変緩和地域」、それ以外の地域については「その他地域」の加算額が適用されます。
62	○	○	○	○	○	○		除雪費加算	除雪費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。【削除】	除雪費加算は「豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項」の規定に基づく地域に所在する施設（事業所）に対して加算が適用されます。
64		○	○					高齢者等活躍促進加算	高齢者等活躍促進加算の具体的な加算要件はどのようなものか。【削除】	高齢者等 ^{（※）} を非常勤職員として雇用（年間総雇用時間が400時間以上）し、児童の処遇の向上を図る場合であって、以下の事業等のうちいずれかを実施する場合に加算が適用されます。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設 （※）高齢者（満60歳以上）、身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦
65	○	○	○	○	○	○		施設機能強化推進費加算	施設機能強化推進費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。【削除】	職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設（事業所）の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設で、以下の事業等複数実施する場合に加算が適用されます。 なお、加算額は実際に防災対策等に要した費用を基に加算されます。（1施設（事業所）当たり16万円が上限） （幼稚園の場合） ・幼稚園型一時預かり事業、一般型一時預かり事業など非在園児の預かり、満3歳児が入所している施設、障害児が入所している施設（認定こども園） ・延長保育事業、幼稚園型一時預かり事業、一般型一時預かり事業など非在園児の預かり、病児保育事業、満3歳児が入所している施設、乳児が3人以上（4月から11月までの各月初日平均）入所している施設（※）、障害児が入所している施設（幼稚園・認定こども園以外施設・事業の場合） ・延長保育事業、一般型一時預かり事業、病児保育事業、乳児が3人以上（4月から11月までの各月初日平均）入所している施設（※）、障害児が入所している施設（※）①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。
68	○	○	○	○	○	○		第三者評価受審加算	第三者評価受審加算の具体的な加算要件はどのようなものか。【削除】	「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って第三者評価を受審しており、その結果をHP等により広く公表している場合に加算を行うこととしています。
69	○	○	○	○	○	○		第三者評価受審加算	第三者評価受審加算は5年に一度しか加算されないのか。【削除】	第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、その期間内において、1回限りの加算としています。
84		○						減算調整	減算調整されるのは、施設全体の利用定員が120%以上の場合でしょうか、それとも1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。 また、減算するのは120%以上の分だけでしょうか、全体にかかるのでしょうか。 （例：施設全体で100人利用定員のところ、 5 2年間130%の実利用がある。1号は定員どおり30人、2号は定員40人のところ52人、3号は定員30人のところ48人いる場合）【更新】	認定こども園の公定価格上適用される定員区分の考え方と同様に、1号の利用定員と、2・3号の利用定員を分けて考えることになります。 ※例の場合は、1号の在所率は100%となります。2号・3号の在所率は143%（2・3号の合計の定員70人に対して100人が利用）となっており、これが2年間連続で続いている場合には2・3号の全ての子どもについて公定価格を減算（120%未満の児童も含め）することになります。また、1号の子どもについては、減算の要件を満たしていないことから、減算は行われません。 ただし、上記の場合であっても、令和4年4月1日、令和5年4月1日、令和6年4月1日のいずれかの時点において待機児童がいた地方自治体に所在する施設・事業所については、令和7年度に限り従前の規定のとおりとします。
86	○	○	○	○	○	○		処遇改善等加算	処遇改善等加算がなされるのは保育士や幼稚園教諭だけなのでしょうか。【削除】	保育士や幼稚園教諭だけでなく、事務職員や調理員等も対象となります。また、処遇改善は非常勤職員も対象となります。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
89	○		○					公定価格	公定価格FAQ Q12によると、「平成27年度の制度施行時の経過措置（上記設定方法により地域区分が下がる市町村等）あり。」とありますが、認定こども園（幼稚園）の場合の1号認定についても経過措置は適用されるのでしょうか。【削除】	全ての認定区分及び施設・事業において経過措置を適用します。（従って、市町村の管内に所在する全ての施設・事業の地域区分は同一になります。）
93	○	○	○					障害児受入の際の加算	障害児を受け入れた場合、地域型保育事業については、公定価格上、 保育士等の加配に係る 加算措置が設けられていますが、認定こども園や幼稚園、保育所については 保育士等の加配に係る 加算措置がないのでしょうか。【更新】	ご指摘のとおり、地域型保育事業において障害児を受け入れる場合には、障害児保育加算により、 保育士等を加配できる仕組みがあります 。他方、認定こども園や幼稚園、保育所において障害児を受け入れた場合における 保育士等の加配に係る 財政支援については、既存の仕組みにより対応することとしています。具体的には、私立幼稚園については、私学助成の特別補助（特別支援教育経費）により対応することとし、保育所については従来通りの地方交付税措置により対応することになります。なお、認定こども園において私学助成や障害児保育事業の対象とならない障害児については、多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）において対応することとします。
96	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算の認定手続きのスケジュールはどのように想定していますか。また、認定の効果は年度当初に遡及されますか。【削除】	処遇改善等加算を受けようとする施設・事業者は、都道府県知事・指定都市長・中核市長及び都道府県知事との協議により処遇改善等加算の認定事務を行うこととなった市町村長が定める日までに、必要書類を市町村長に提出することとしており、具体的には都道府県等が定めるスケジュールによることになります。また、加算認定が年度途中になった場合、事業者からの申請ベースで適用した上で、認定がなされた後に認定の効果を年度当初に遡及して適用することになります。
107	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	都道府県で行う処遇改善等加算の事務を市区町村（指定都市、中核市及び特定市町村を除く）に委ねる場合、どこまで委ねることができるのでしょうか。事務を委任する場合であっても、形式的に県に計画書や請求書を提出してもらう必要があるのでしょうか。【削除】	処遇改善等加算Ⅰについて、申請内容の確認等の事務を市町村に委任することは可能ですが、確認・取りまとめの具体的な程度については、都道府県と市町村の間で決定していただくことになります。
108	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	市独自に処遇改善のための加算制度を設けている場合、賃金改善要件の判定において、どのように取り扱えばよいのでしょうか。【削除】	賃金改善要件については、市独自に加算制度を設けている部分を除いて判定していただくこととなります。
117				○	○	○		連携施設（経過措置期間中の減算）	家庭的保育事業等では、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）附則第3条の規定により、施行の日（平成27年4月1日）から 4 4 015年間は連携施設の設けをしなくても良いことになっていますが、この経過措置の間、公定価格は減算されることになるのでしょうか。【更新】	家庭的保育事業等は、連携施設を設けることが要件となっており、公定価格上、基本分単価に「連携施設との連携に係る費用」が積算されています。このため、たとえ経過措置期間中であっても、連携施設の設けがなされていない場合には、減算の対象となります。なお、連携施設は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第6条第1項各号に掲げる全ての連携協力が確保されたものであることとします。
120	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	キャリアパス要件が必要となる「研修」は、どの程度のものでしょうか。また、施設・事業所職員の能力評価とはどのようなもので、どのような内容が必要なのでしょうか。【削除】	施設・事業所職員の職位、職務内容等に応じた研修（所長研修、主任保育士研修など職位に応じた研修、或いは職務内容に応じた研修など）を実施、又は研修の機会を確保していればよく、研修内容は、社会通念上、明らかに職員の研鑽目的でないものを除き、施設の実情に応じて取り組んでいれば認められるものになります。また、能力評価については、個別面談や、自己評価に対し施設長や管理職の職員等が評価を行うなどが考えられます。施設・事業所の職員が業務や能力に対する自己評価をし、その認識が事業者全体の方向性でどのように認められているのかを確認し合うことが重要であり、この趣旨を踏まえて適切に運用されているのであれば、要件を満たしていると考えられます。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
121			○	○				高齢者等活躍促進加算	高齢者等活躍促進加算における高齢者等の範囲は、高齢者（満60歳以上）、身体障害者、知的障害者、母子家庭等の母及び寡婦等に限られるのでしょうか。【削除】	精神障害者（精神保健及び精神障害者法に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者）なども考えられます。
125	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰの加算見込額の算定に当たって、公定価格上の加減調整部分の取扱いはどのようにすればよいのか。【削除】	加算見込額の算式における「処遇改善等加算の単価の合計額」の算定に当たっては、実際の加算額と極力近い値となるよう見込む必要があります。従って、「土曜日に閉所する場合」など、処遇改善等加算に関連する各調整部分についても、加算見込額の正確性を高めるために、調整部分のうち処遇改善等加算部分を算出し、以下の算式で導かれる値を加算見込額から減算することになります。 【「土曜日に閉所する場合」の加算見込額算定上の算式】 〔（⑦処遇改善等加算＋⑧3歳児配置改善加算のうち処遇改善等加算部分＋⑨4歳以上児配置改善加算のうち処遇改善等加算部分＋⑩夜間保育加算のうち処遇改善等加算部分）×賃金改善要件分の加算率÷処遇改善等加算の加算率〕× ○/100 （※○/100は、各定員区分によって決定）
126	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	加算見込額の算定について、各月初日の利用子ども数で除して単価を算出するような加算の場合、処遇改善等加算の合計値を出す場合の単価に係る端数処理をどのように行えばよいのか。【削除】	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準（平成27年内閣府告示第49号）第14条の定める端数計算の取扱いに準じ、単価が10円以上であった場合は、10円未満を切り捨て、10円未満であった場合は、小数点第1位を切り捨てすることとします。 例：認定こども園、各月初日の利用子ども数：35人 療育支援加算の処遇改善等加算の求め方 120÷35＝3（小数点第1位切り捨て）
127	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	平均経年数の算定に当たり、職員の勤続年数の確認はどのような書類で行うべきか。【削除】	平均経年数の算定に当たり、個々の職員の勤続年数の確認に必要な書類については、国として一律の証明書を求めるものではありません。職歴証明書、雇用保険加入履歴や年金加入記録など、加算認定申請書に記載された職歴が把握・推認される資料等によって算定することが考えられます（職歴証明書によらず、雇用保険加入履歴や年金加入記録などから推認する場合は、労働条件通知書等もあわせて確認することが考えられます。公立施設に在職している期間については、辞令の写しで代えることも可能と考えられます）。また、記載事項としては、事業所名、職種（保育士、調理員等）、雇用形態（常勤、非常勤等）、勤務時間、雇用期間など、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和5年6月7日付け通知）（以下「処遇改善等加算通知」という。）第4の1の内容が確認できるような項目が考えられます。
134	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	平均経年数の算定にあたり、派遣労働者や、育児休業・産前産後休業を取得している職員は算定対象になるのか。【削除】	派遣労働者については、算定対象となります。 一方、育児休業・産前産後休業を取得している職員（以下、「育休等取得者」）については、当該休業期間の有給・無給を問わず、算定対象となります。また、育休等取得者本人が算定対象となるため、育休等取得者の代替職員は算定対象となりません。
136						○	○	処遇改善等加算Ⅱ	小規模保育事業所や小規模な企業主導型保育事業所では主任保育士の職位が設けられておらず、管理者と保育士のみ事業所もあるが、このような事業所が処遇改善等加算Ⅱを取得する場合には「副主任保育士等」「職務分野別リーダー」とは別に「主任保育士」の職位も設けなければならないのでしょうか【削除】	小規模保育事業所（事業所内保育事業所（A型又はB型）を含む。）及び企業主導型保育事業所（定員が19人以下の事業所に限る。）については、処遇改善等加算Ⅱの取得に際して、「副主任保育士等」及び「職務分野別リーダー」に対応する職位を設ければよく、これに加えて、主任保育士の職位を新たに設ける必要はありません。
137						○	○	処遇改善等加算Ⅱ	小規模保育事業や小規模な企業主導型保育事業を行う事業所について、主任保育士を処遇改善等加算Ⅱによる直接の賃金改善の対象とすることはできるのでしょうか。【削除】	小規模保育事業A型又はB型を行う事業所（事業所内保育事業所（A型又はB型）を含む。）及び企業主導型保育事業所については、保育所と同様に、主任保育士を処遇改善等加算Ⅱによる直接の賃金改善の対象とすることはできず、賃金のバランス等を踏まえて必要な場合に行う配分調整による賃金改善のみが可能となります。 また、家庭的保育事業に近い形態である小規模保育事業C型を行う事業所については、公定価格上において主任保育士の人件費を設定していないことから、主任保育士の職位にある者についても、処遇改善等加算Ⅱによる直接の賃金改善の対象として差し支えありません。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
138							○	○	処遇改善等加算Ⅱ	処遇改善等加算Ⅱの加算取得のために主任保育士の職位の設定が必要と考え、加算の取得に際して新たに主任保育士の職位の設定を行った小規模保育事業所や小規模な企業主導型保育事業所であっても、主任保育士の職位にある職員を直接の賃金改善の対象とすることはできないのでしょうか。【削除】
165	○	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算に係る賃金改善要件分を特定の保育従事者等に合理的な理由なく偏って配分するといった、恣意的な賃金改善が行われないよう留意する必要があります。従って、若手職員への配分を厚くする、保育従事者の経験に応じて傾斜をつけるなど、合理的な理由により施設の方針に基づき賃金改善を行うことは差し支えありません。
166	○	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰについて、「加算新規事由がある」とは、加算額が増加することを意味するものではなく、施設・事業所に適用される「賃金改善要件分」自体が制度的に拡充される（＝加算率が引き上がる）ことを意味し、新たに賃金改善要件分を適用する場合を含め、次の①～④が該当します。 ①賃金改善要件分に係る加算率が公定価格の改定により増加する場合 ②キャリアパス要件を新たに満たした場合（「賃金改善要件分からの２％減」が解除） ③平均勤続年数の増加（加算前年度：１０年以下→加算当年度：１１年以上）により、賃金改善要件分の加算率が増加（６％→７％）する場合 ④加算当年度から新たに加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受ける場合（加算前年度に加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受けていないが、それ以前に適用を受けたことがある場合も含む） また、加算率の増加のない施設・事業所において、他の施設・事業所の特定加算見込額の一部を受け入れる場合についても、新規事由に該当します。 なお、以下の場合も、新規事由には該当しません。 ・利用児童の増加により加算Ⅰの加算額が増加する場合 ・加算Ⅰ以外の加算（例：３歳児配置改善加算）の新規取得等により加算Ⅰの加算額が増加する場合 ・「基礎分」の加算率が増加する場合
167	○	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ	次のような事例は処遇改善等加算Ⅱの「新規事由」に該当しますか。 ①別表に定める「基礎職員数」の改正（例：「栄養管理加算」の追加）があった場合 ②利用児童の増加や他の加算取得により「基礎職員数」が増加する場合【削除】
168	○	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算Ⅱについて、「加算新規事由がある」とは、以下に該当する場合のみを指します。 ・賃金改善に係る算定額（【加算Ⅱ－①】４０,０００円・【加算Ⅱ－②】５,０００円）の増額改定による単価の増加 ・基礎職員数に「乗じる割合」（【加算Ⅱ－①】１／３・【加算Ⅱ－②】１／５）の改定による加算Ⅱ算定対象人数の増加したがって、質問にあります①・②の場合は、加算Ⅱ新規事由には該当しません。
169	○	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	基準年度について、「加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合」には、加算当年度の３年前の年度とすることも可能とされていますが、具体的にはどのような場合が該当するのでしょうか。【削除】
170	○	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	同一の設置者・事業者の賃金水準をもとに新規開設園の起点賃金水準を算出する場合は、どのように算出すればよいのでしょうか。【削除】
171	○	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	計画段階においては、加算当年度の人件費の改定分に係る改定率は０％でよろしいでしょうか。【削除】
171	○	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	お見込みのとおりです。別の方法で算定する場合は、算定の考え方について説明できることが必要です。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
172	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ	処遇改善等加算Ⅱの賃金改善を手当等で行っている場合、賃金改善見込・実績額及び賃金水準の算定の対象は「決まって毎月支払われる手当」と「基本給」両方という理解でよろしいでしょうか。【削除】	お見込みのとおりです。
173	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	「平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて」（平成28年6月17日3府省連名事務連絡）の3.①に「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」に関する「簡便な算定方法」については、新しい処遇改善等加算通知が適用される令和2年度以降も使用可能と理解してよろしいでしょうか。【削除】	お見込みのとおりです。 【参考】「平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて」（平成28年6月17日3府省連名事務連絡）（抄） （簡便な算定方法） 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額 ＝ 基準年度の一人当たり人件費 _(※1) ×（1＋処遇改善等加算（基礎分）上昇率 _(※2) ） × 当年度の職員数（常勤換算数） ※1 基準年度の一人当たり人件費 ＝ 基準年度の賃金総額 ÷ 基準年度の職員数（常勤換算数） ※2 処遇改善等加算（基礎分）上昇率 ＝ 当年度の処遇改善等加算率（基礎分）－ 基準年度の処遇改善等加算率（基礎分）
174	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	別紙様式2キャリアパス要件届出書は、内容に変更がない場合は、提出を省略できるでしょうか。【削除】	令和2年度においては、全ての施設・事業所の設置者から別紙様式2キャリアパス要件届出書の提出が必要です。ただ、それ以降については、満たしている状況に変更がないことが確認できる場合、提出を省略することができます。
175	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	国家公務員の給与改定に伴う「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」について処遇改善等加算通知において示されている算式では、法定福利費等の事業主負担分（以下「事業主負担分」）が含まれることになります。 「起点賃金水準」には事業主負担分は含まれませんが、「賃金改善計画書」「賃金改善実績報告書」における「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」について事業主負担分をどのように取り扱えばいいでしょうか。【削除】	国家公務員の給与改定に伴う「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」には人件費の改定に伴う事業主負担分の変動額も含まれていますが、起点賃金水準には事業主負担分は含まれません。 このため、「賃金改善計画書」及び「賃金改善実績報告書」に記入する「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の金額については、事業主負担金（以下の＜算式2＞を標準として算出）を差し引いた金額を記入することになります。 ＜算式1＞ 「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定又は減額改定を反映させた額）」 × 「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」 ÷ 「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」 × 0.9（調整率） ＜算式2＞ 「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」 ÷ 「加算前年度における賃金の総額及び法定福利費等の事業主負担分の総額の合計額」 × 「＜算式1＞により算定した金額」
176	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算通知において実績報告時に以下の＜算式＞により算定した額以上であることを確認することとされている「各職員の増額改定分の合算額」について事業主負担分をどのように取り扱えばいいでしょうか。 ＜算式＞（処遇改善等加算通知第4の2(3)オの※参照） 「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」 × 「増額改定に係る改定率」 ÷ 「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」 × 0.9（調整率） 【削除】	処遇改善等加算通知第4の2(3)オに定める比較は、事業主負担分を含めて行うこととなります。 同通知第4の2(3)オの※の＜算式＞により算出する公定価格における人件費の改定分が人件費（「各職員の増額改定分の合算額」）に充てられているかを確認するためのものになりますので、 ・公定価格における人件費の改定分については同通知第4の2(3)オの※の＜算式＞通りに算定した金額 ・人件費（「各職員の増額改定分の合算額」）については事業主負担分を加えた金額とすることになります。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
177		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算の金額の一部を他の施設・事業所に配分する場合には、「配分額」を ・加算新規事由がある場合には、「特定加算見込（実績）額」に ・加算新規事由がない場合には、「基準年度の賃金水準」に 反映することとされています。「配分額」「特定加算見込（実績）額」には法定福利費等の事業主負担分が含まれている一方で、「基準年度の賃金水準」には法定福利費等の事業主負担分が含まれないという違いがありますが加算新規事由がある場合とない場合でどのように取扱えばいいでしょうか。【削除】	【加算新規事由がある場合】 配分額について、「基準年度と比較して受入が上回る（拠出が下回る）場合」は、基準年度との配分額の差額を特定加算見込（実績）額に加え、「基準年度と比較して受入が下回る（拠出が上回る）場合」は、基準年度との配分額の差額を特定加算見込（実績）額から減じます。 【加算新規事由がない場合】 基準年度の賃金水準に配分変更を反映することになりますが、「配分額」に法定福利費等の事業主負担分が含まれている一方で、「基準年度の賃金水準」には含まれません。このため、配分額について、「基準年度と比較して受入が上回る（拠出が下回る）場合」は、配分額の基準年度との差額から法定福利費等の事業主負担分（以下の算式を標準として算出）を差し引いた金額を、基準年度の賃金水準に加えます。また、「基準年度と比較して受入が下回る（拠出が上回る）場合」は、配分額の基準年度との差額から法定福利費等の事業主負担分を差し引いた額を、基準年度の賃金水準から減じます。 ＜算式＞ 「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「拠出見込（実績）額等」
178		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	加算前年度に加算Ⅰ賃金改善要件分（加算Ⅱ）の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合については、「加算Ⅰ（加算Ⅱ）新規事由あり」に該当し、「特定加算見込（実績）額」を、加算当年度に初めて適用を受けた場合と同様の方法で算出します。 このため、基準年度（加算Ⅰ賃金改善要件分（加算Ⅱ）の適用を受けた直近の年度）の賃金水準は、加算Ⅰ賃金改善要件分（加算Ⅱ）の適用を受けていないものとして算出する必要がありますので、基準年度における加算Ⅰ賃金改善要件分（加算Ⅱ）による賃金改善額を除いて算出することになります。	加算前年度に加算Ⅰ賃金改善要件分（加算Ⅱ）の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合については、「加算Ⅰ（加算Ⅱ）新規事由あり」に該当し、「特定加算見込（実績）額」を、加算当年度に初めて適用を受けた場合と同様の方法で算出します。 このため、基準年度（加算Ⅰ賃金改善要件分（加算Ⅱ）の適用を受けた直近の年度）の賃金水準は、加算Ⅰ賃金改善要件分（加算Ⅱ）の適用を受けていないものとして算出する必要がありますので、基準年度における加算Ⅰ賃金改善要件分（加算Ⅱ）による賃金改善額を除いて算出することになります。
179		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ	起点賃金水準に合算する「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」は、「決まって毎月支払われる手当」及び「基本給」に係る部分のみが対象となるのでしょうか。【削除】	お見込みのとおりです。 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」による賃金改善のうち「決まって毎月支払われる手当」及び「基本給」による全額のみを合算します。
180		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	賃金改善要件分の加算率が7%から6%に下がった場合、どのように取り扱えばよろしいでしょうか。【削除】	職員の平均経験年数が変動し、加算Ⅰ賃金改善要件分の加算率が7%から6%に下がった場合は「加算Ⅰ新規事由なし」に該当します。 この場合の起点賃金水準の算定に当たっては、「加算前年度の賃金水準」から「加算当年度の加算Ⅰ賃金改善要件分1%に相当する加算額（※1）」（法定福利費等の事業主負担分（※2）を除く）を減じてください。その際、様式の欄外等にその旨を記載いただくをお願いします。その上で、「賃金見込（支払賃金）総額」が「起点賃金水準」を下回っていないか確認してください。 ※1 利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の＜算式1＞により算定した額を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て） ＜算式1＞ 「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×「（見込）平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」 ※2 以下の＜算式2＞を標準として算出 ＜算式2＞ 「基準年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「基準年度における賃金の総額」×「加算当年度の加算Ⅰ賃金改善要件分1%に相当する加算額」
181		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	令和2年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえ、公定価格が減額改定されましたが、令和2年度はこれを人件費に反映させず、給与水準を維持しました。このような事情がある場合でも、令和3年度に加算新規事由がない施設・事業所の基準年度は加算前年度となるのでしょうか。【削除】	令和3年度より、加算新規事由がない施設・事業所についても、人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた公定価格の減額改定を反映させず、給与水準を維持した場合等、施設・事業所において加算前年度を基準年度とすることが難しい場合には、加算当年度の3年前を基準年度として選択することが可能です。
182		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算通知第3の2において、「処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、（中略）改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと」とされているが、「業績等に応じて変動するもの」とは具体的に何を指すのでしょうか。【削除】	処遇改善等加算通知第3の2に記載の「業績等」とは、事業者の業績等ではなく、職員個人の業績等を指し、「業績等に応じて変動するもの」とは、事業者の給与規定等に基づき、職員個人の業績等に応じて変動することとされている賞与等を指します。 したがって、事業者の業績等の低下を理由として、賃金の水準を低下させることはできません。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
183	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	処遇改善等加算Ⅲの加算額については、どのように計算すればいいのか。【削除】	加算Ⅲの加算額については、以下により計算します。なお、認定区分ごとに算定された加算額は、年齢区分に関わらず同額となります。 ※計算の結果10円未満の端数が生じた場合は切り捨て （教育標準時間認定の場合） （年齢区分ごとの「別に定める額×平均利用子ども数」により算定した額を合算して得た額） ÷ 各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数 （保育認定の場合） （年齢区分ごとの「別に定める額×平均利用子ども数」により算定した額を合算して得た額） ÷ 各月初日の保育認定を受けた利用子ども数
184	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	処遇改善の対象は、保育士や幼稚園教諭、保育教諭に限られるのでしょうか。【削除】	保育士や幼稚園教諭、保育教諭だけでなく、調理員や栄養士、事務職員など、各施設に勤務する全ての職員（法人役員を兼務する施設長を除く。）が対象となります。ただし、延長保育や預かり保育等の通常の教育・保育以外のみに従事している職員は対象となりません。
185	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	地方単独事業による加配職員や施設が独自に加配している職員は、処遇改善の対象となるのでしょうか。【削除】	実際に賃金改善を行うに当たっては、地方単独事業や施設が独自に加配している職員についても、通常の教育・保育に従事している場合には対象とすることができます。
186	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	非常勤職員は処遇改善の対象となるのでしょうか。【削除】	非常勤職員も対象となります。
187	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	派遣職員は処遇改善の対象となるのでしょうか。【削除】	派遣職員も対象とすることができますが、その場合、派遣元事業所を通じて賃金改善が確実に行われることを確認する必要があります。
188	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	育児休業を取得予定の職員は処遇改善の対象となるのでしょうか。【削除】	対象となります。ただし、通常、育児休業中は給与が支払われないため、この場合の育児休業期間に係る賃金改善額は0円となります。
189	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	法人役員を兼務する施設長は除くがありますが、ここでの「法人役員」の範囲はどこまででしょうか。【削除】	「法人役員」については、賃金の決定を含む施設・事業所の経営判断に携わる者を想定しており、例えば、社会福祉法人や学校法人においては、理事、監事及び評議員が該当します。なお、個人立については法人ではないため、個人事業主は「法人の役員」に該当しません。
190	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	法人役員を兼務する施設長は除くがありますが、役員報酬を受け取っていない場合も対象外となりますか。【削除】	役員報酬の有無にかかわらず対象外となります。
191	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	法人役員を兼務する施設長は除くがありますが、勤務する施設・事業所ではない別法人の役員を兼務している場合も対象外となりますか。【削除】	勤務する施設・事業所では経営判断に携わる者ではないことから、対象とすることができます。
192	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	法人役員を兼務する施設長は除くがありますが、施設長以外の職員が法人役員を兼務している場合も対象外となるのでしょうか。【削除】	施設長以外の職員が法人役員を兼務している場合は、当該職員は対象として差し支えありません。
193	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	全ての職員を対象とする必要があるのでしょうか。また、賃金改善額は、一律同額とする必要があるのでしょうか。【削除】	賃金改善の具体的な方法や対象・個々の職員ごとの賃金改善額については、事業者の判断により決定することが可能です。ただし、個々の職員の改善額の設定に当たっては、合理的な理由なく特定・一部の職員に偏った賃金改善を行うなどの恣意的な改善とならないようにする必要があります。
194	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	「加算Ⅲによる賃金改善額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること」とされていますが、ここでの「賃金改善額の総額」には賃金改善に伴い増加する「法定福利費等の事業主負担分」も含まれるのでしょうか。【削除】	「賃金改善額の総額」には賃金改善に伴い増加する「法定福利費等の事業主負担分」は含まれません。
195	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	「加算Ⅲによる賃金改善額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること」とされていますが、ここでの「賃金改善額の総額」には賃金改善に伴い増加する超過勤務手当や一時金も含まれるのでしょうか。【削除】	賃金改善に伴い増加する超過勤務手当や一時金は「賃金改善額の総額」に含まれます。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
196	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	「加算Ⅲによる賃金改善額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること」とされていますが、個々の職員ごとにこの要件を満たす必要があるのでしょうか。【削除】	個々の職員について要件を満たすことが望ましいものの、超過勤務手当の金額は個々の職員の事情によって変動すること等を考慮し、全ての職員について個々に要件を満たすことまでは必要なく、施設・事業所単位で「加算Ⅲによる賃金改善額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること」を満たすことで足りる。ただし、実際の改善額の設定に当たっては、合理的な理由なく特定・一部の職員に偏った賃金改善を行うなどの恣意的な改善とならないようにする必要があります。
197	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	処遇改善等加算Ⅲについては、処遇改善等加算Ⅰ又はⅡの取得が要件となるのでしょうか。【削除】	処遇改善等加算Ⅰ又はⅡの取得の有無に関わらず、加算を取得することができます。
198	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	「決まって毎月支払われる手当」に、通勤手当や扶養手当は含まれるのでしょうか。【削除】	通勤手当や扶養手当を始めとする個人的な事情に基づいて支払われる手当は、含みません。
199	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	「決まって毎月支払われる手当」により賃金改善を行う場合、手当を新設する又は既存の手当を増額するいずれの方法がよいのでしょうか。【削除】	いずれの方法でも可能です。既存の手当を増額する場合は、施設・事業所において賃金規程等を変更するなど、当該手当を増額して加算Ⅲによる賃金改善を行うことが分かるようにしておく必要があります。
200	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	特別利用保育、特別利用教育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育の別に定める額はどのように算定すれば良いのでしょうか。【削除】	子どもが利用する施設・事業所に係る単価を用いて算定することになります。
201	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算（令和4年度）	処遇改善等加算Ⅰ・処遇改善等加算Ⅱに係る様式が改正されましたが、改正前の様式で加算申請があった場合、改正後の様式で再度加算申請は必要でしょうか。【削除】	改正後の様式で改めて加算申請を行うことは不要です。また、加算Ⅲ添付資料として別紙様式9「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）」等の追加提出を求める必要もありません。ただし、令和4年10月以降に、利用定員の変更等により加算額を改めて算定し直す場合（No.203参照）には、改正後の様式により改めて申請を行う必要があります。また、令和4年10月以降に新たに加算Ⅰ・Ⅱの取得を行う施設・事業所については、改正後の様式を用いて加算申請を行うことになります。なお、賃金実績報告書については改正後の様式で提出することになります。
202		○	○					処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	分園がある場合の「平均年齢別子ども数」と「各月初日の利用子ども数」は、本園・分園ごとに算定するのでしょうか。【削除】	基本分単価と同様の取扱いとなります。
203	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	臨時特例事業を実施した施設等が令和4年度に利用定員の見直しを行う場合においても、令和3年度年齢別平均利用児童数を用いるのでしょうか。【削除】	臨時特例事業を実施した施設等が令和4年度に利用定員の見直しを行う場合には、定員変更後の期間の加算額の算定に当たって、定員変更後の賃金改善実施期間における平均年齢別利用子ども数を推計して用いることも差支えありません。また、臨時特例事業を実施した施設等のうち、公定価格の単価表における最も低い定員区分が適用されている施設・事業所及び家庭的保育事業所においては、定員区分を引き下げることができないことから、令和4年10月から3月の平均年齢別子ども数の見込みが令和3年度年齢別平均利用児童数を下回る場合には、定員変更を行わずに令和4年10月から3月の平均年齢別子ども数を推計して用いることも差支えありません。
204			○					処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	留意事項通知の別紙4（認定こども園（保育認定2・3号））の注記において、「教育標準時間認定子どもの利用定員を設定していない場合の適用を受ける施設については、教育標準時間認定子どもの別に定める額に教育標準時間認定子どもの平均年齢別利用子ども数を乗じて得た額の合計を加えること」と記載されていますが、具体的にはどのような場合が該当するのでしょうか。【削除】	令和3年度には教育標準時間認定子どもに係る定員を設定しており、かつ、教育標準時間認定子どもの利用児童がいた施設が、令和4年度において教育標準時間子どもに係る定員をゼロとした場合や、定員は設定している一方で利用児童がゼロとなった場合を想定しています。
205	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	臨時特例事業による賃金改善については、加算Ⅰ及び加算Ⅱの支払賃金に含めるのでしょうか。【削除】	臨時特例事業による賃金改善により支払った賃金については、加算Ⅰ及び加算Ⅱにおける賃金改善額及び支払賃金に含めないでください。なお、加算Ⅲによる賃金改善により支払った賃金については、加算Ⅰ及び加算Ⅱにおける支払賃金に含みます。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
206		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	処遇改善等加算通知第6. 2. (1). ア. ii、第6. 2. (2). ア. iiにおいて「賃金改善見込額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること」とされていますが、賃金改善実施期間終了後、基本給等による改善額が3分の2を下回っていた場合は、加算Ⅲの要件を満たさないとして、加算認定の取り消しとなるのでしょうか。【削除】	年度途中で職員が急に休業を取得した場合など、賃金改善計画策定時に想定していなかった事情が発生した影響により、基本給又は決まって毎月支払われる手当による改善額が賃金改善額の3分の2を下回った場合については、加算認定を取り消す必要はありません。 なお、賃金改善実績報告書において加算残額が発生している場合には、翌年度に、その全額を一時金等により職員の賃金改善に充てる必要があります。
207		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	加算Ⅲの認定をするに当たって、別紙様式4に添付することとされている「見込平均利用子ども数の算出方法書」とは、どのような書類を想定されているのでしょうか。【削除】	加算Ⅱにおける別紙様式3「加算算定対象人数等認定申請書」に添付する「年齢別子ども数の算出方法を示した書類」と同様の書類を添付することになります。 なお、加算Ⅲにおける「平均年齢別利用子ども数」の算定に用いる各月初日の年齢区分別の利用子ども数の見込み数については、加算Ⅱにおける「見込平均利用子ども数」等の算定に用いる各月初日の利用子ども数の見込み数と同じ人数とすること。
208		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	臨時特例事業を実施した施設・事業所においては、令和4年度において改めて加算認定を行うことは不要でしょうか。また、認定内容の通知も不要でしょうか。【削除】	令和4年9月まで臨時特例事業により実施してきた3％程度（月額9,000円）の処遇改善については、令和4年10月以降、公定価格における加算Ⅲにより実施することとしているが、特に、令和5年3月までの間は施設等に対する交付額や対象者や要件等について臨時交付金と同一としており、臨時特例事業を実施している施設等については令和4年9月から令和5年3月までの間についても加算Ⅲの要件を満たしていると考えられる。このため、地方自治体及び事業者の事務負担の軽減のため、令和4年10月の公定価格への切り替え時には、臨時特例事業を実施した施設等は加算認定を受けたとみなすこととし、改めて加算の申請・認定を行うことは不要としたものです。（このため、臨時特例事業を実施した施設等についてや、加算の認定に係る事業者への通知も不要です。） なお、臨時特例事業を実施した施設等については、賃金改善実施期間終了後に提出する賃金改善実績報告書において、加算の要件を満たしているかの確認を行うことになります。
209		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	実績報告に係る要件として、臨時特例事業を実施した施設等においては、令和4年10月以降の賃金水準が、令和4年9月までの賃金水準を下回っていないこととされていますが、具体的にどのような確認を行えばいいのでしょうか。【削除】	施設等の賃金規程等の改定が行われていないことを確認することなどが考えられます。
213		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	職員の異動に伴い、施設・事業所間で処遇改善等加算の金額の一部の配分を調整する場合はどのように取り扱えばいいのでしょうか。【削除】	処遇改善等加算の金額の一部を他の施設・事業所に配分する場合には、「配分額」を ・加算新規事由がある場合には、「特定加算見込（実績）額」に ・加算新規事由がない場合には、「基準年度の賃金水準」に 反映することとされています。 職員の異動に伴う起点賃金水準の増減に相当する額を他の施設・事業所に配分する（受け入れる）場合に限り、当該起点賃金水準の増減に相当する額を「特定加算見込み（実績）額」又は「基準年度の賃金水準」に反映しません。
214		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	配布された年齢別児童数計算表では、4月に0人の年齢区分がある場合、伸び率が計算できませんが、どのように計算すればよいのでしょうか。【削除】	4月時点の人数が0人で、伸び率が計算できない場合は、便宜的に1として計算してください。1とした場合に計算結果が適切でない場合は、前年度実績による見込みによりがたい場合として、計算してください。
215		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	平均経年数数の算定に当たり、複数の施設で勤務する職員は、勤務する施設・事業所の全てにおいて算定対象に含めることになるのでしょうか。【削除】	通常教育・保育に従事する施設のうち、主に勤務する施設・事業所で算定対象とします。 なお、複数の施設・事業所に勤務する職員を算定対象に含めるかについては、主に勤務する施設・事業所の勤務状況のみにより判断するのではなく、勤務する施設・事業所全ての勤務状況により判断することになります。
216		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	平均経年数数の算定に当たり、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された施設での勤続年数を含めることができますが、加算当年度の4月1日時点で当該証明書が交付されていれば、勤務した期間の全てを含めることができるのでしょうか。【削除】	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている期間のみを含めることができます。 ただし、認可外保育施設の届出後、初めての指導監査の結果、当該証明書を交付された施設については、事業の開始の日から当該証明書が交付されるまでの期間を含めることができます。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
217		○	○					処遇改善等加算Ⅲ	分園を設置している施設については、加算Ⅲの加算算定対象人数をどのように算定すればよいでしょうか。【削除】	分園を設置している場合の加算Ⅲの加算算定対象人数の計算方法については、本園・分園ごとに計算する項目と、本園・分園を合わせて1つの施設として計算する項目に分けて計算し、それらを合算してください。 なお、1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、1号定員の定員数に応じて加える人数を加えません。 ○本園・分園ごとに計算する項目 ・保育所 - 定員数に応じて加える人数 - a 年齢別配置基準による職員数 - b 保育標準時間認定の児童がいる場合 ・認定こども園 - 定員数に応じて加える人数 - a 年齢別配置基準による職員数（2・3号に限る） - b 休けい保育教諭 - c 調理員 - d 保育標準時間認定の児童がいる場合 ○2・3号の分園のみ計算する項目 ・分園の場合 ○本園・分園を合わせて1つの施設として計算する項目 ・上記以外
221	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算（令和5年度）	令和5年度補正予算による公定価格の増額は令和5年人事院勧告に伴う人件費の増額であるため、基準年度が4年度である場合、改定による影響額を人件費の改定分として取り扱って差し支えありません。なお、基準年度が令和3年度の場合は、令和5年度の当該差額に、「6.4%（基準年度が令和3年度の場合の人件費改定分に係る改定率）／5.2%（基準年度が令和4年度場合の人件費改定分に係る改定率）」の割合を乗じて算出した額を使用しても差し支えありません。また、基準年度が令和2年度以前の場合も、この考え方に準じて算定していただくことは差し支えありません。この金額から法定福利費等の事業主負担分の増加分を除いたものを人件費の改定分としてください。 また、上記の方法によるほか、事務負担が大きい場合には、人件費の改定分の＜算式1＞に0.9の調整率を乗じて算定して差し支えありません。具体的には、以下の計算式となります。 ＜算式＞ 「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×{「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」} ×0.9（調整率） なお、上記2つの算定方法を用いるに当たって、人件費の改定分（調整率を乗じる前）と改定による影響額を比べていただく必要はありません。 【例】※他の加算は適用しないとした場合 保育所(20人定員、20%地域)、処遇Ⅰの加算率：15% 各月の利用子ども数：4歳以上児（標準時間）：20人 （人勧反映前） 基本分単価：126,460円 処遇改善等加算Ⅰ単価：4歳以上児（標準時間）：1,240円 （人勧反映後） 基本分単価：131,550円 処遇改善等加算Ⅰ単価：4歳以上児（標準時間）：1,290円 ①改定による影響額を用いた場合 単価の差額：(5,090+(50×0.15×100))×20×12= 1,401,600円 ②人件費の改定分の算式に0.9の調整率を乗じて算定した場合 ・4歳以上児（標準時間認定）： 4,644,000×0.052÷0.15×0.9= 1,448,928円 ※加算当年度の加算Ⅰの（増額改定を反映させた）加算額： 1290円×0.15×100×20人×12月=4,644,000円	処遇改善等加算の起点賃金水準に含まれる「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分（以下、「人件費の改定分」という。）」の算式で算定した金額と「令和5年度当初予算の公定価格に基づいて計算した金額と令和5年度補正を反映した公定価格に基づいて計算した金額との差額（以下、「改定による影響額」という。）」を比較した場合、「人件費の改定分」の金額の方が大きい、どのように対応すれば良いか。【削除】

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
222	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算（令和5年度）	「No. 221」について、改定による影響額を用いた場合、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの新規事由がある場合の特定加算見込（実績）額はどのように算定すればいいでしょうか。【削除】	令和5年度補正予算による公定価格の増額分には、処遇改善等加算のうちの特定加算額の増額分も含まれています。 このため、当該増額分を（基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分）と特定加算見込（実績）額で二重にカウントすることを防ぐため、この場合の特定加算見込（実績）額は、令和5年度補正予算反映前の処遇改善等加算の単価を用いて算定を行ってください。 【実績報告書における記載例】※他の加算は適用しないとした場合 保育所（20人定員、20%地域）、処遇Ⅰの加算率：15%、加算Ⅰ新規事由に係る加算率：2% 各月の利用子ども数：4歳以上児（標準時間）：20人 （人勧反映前） 基本分単価：126,460円 処遇改善等加算Ⅰ単価：4歳以上児（標準時間）：1,240円 （人勧反映後） 基本分単価：131,550円 処遇改善等加算Ⅰ単価：4歳以上児（標準時間）：1,290円 単価の差額：（5,090＋（50×0.15×100））×20×12＝1,401,600円 特定加算実績額：1,240×0.02×100×20×12＝595,200円 別紙様式6 （2）加算実績額 ②特定加算実績額：595,200円 （3）賃金改善等実績総額 ⑨基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分：1,401,600円（※実際には、左記の金額から法定福利費等の増加分を除いた金額を記載）
224	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ/処遇改善等加算Ⅲ	年齢別児童数について、特例給付を受ける児童も、これに含めるのでしょうか。なお、いわゆる私的契約児については、これに含まない整理ということでしょうか。【削除】	特例給付を受ける児童について、その児童の年齢区分（小規模保育事業所Cは児童数）に含めて計算してください。 なお、当然のことながら私的契約児については、算定に含めません。
225	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ/処遇改善等加算Ⅲ	算定対象人数の算出の基礎とする職員数の算定において、教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合の調整を受ける施設の場合、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合」は該当となるのでしょうか。【削除】	保育認定に係る代替保育教諭1名の配置がされているのであれば、「該当なし」となります。 代替保育教諭1名の配置がされていないのであれば、加算Ⅱにおいては「1」、加算Ⅲにおいては「2・3号が調整の適用を受ける場合 0.6」を減じることとなります。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
226		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	「基準年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の算定方法が処遇改善等加算通知第4の2(1)キ及び(3)カの※に示されているが、〈算式1〉について、どのように算定すればよいのか。【削除】	「基準年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の具体的な算定方法は、処遇改善等加算通知第4の2(1)キ及び(3)カにおいて、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、〈算式1〉により算定した額を合算して得た額から〈算式2〉を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とするとしています。 例：保育所、処遇改善等加算Ⅰの加算率：15%、人件費の改定分に係る改定率：+1.2%、 （見込平均）利用子ども数：4歳以上児（保育標準時間認定）：20人、4歳以上児（保育短時間認定）：20人 処遇改善等加算Ⅰの改正前単価：4歳以上児（保育標準時間認定）：700円、4歳以上児（保育短時間認定）：570円 処遇改善等加算Ⅰの改正後単価：4歳以上児（保育標準時間認定）：720円、4歳以上児（保育短時間認定）：580円 ●賃金改善計画書の場合 「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×（「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」×100） ×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」×0.9(調整率) ・4歳以上児（保育標準時間認定）：700×(0.012×100)×20×12×0.9=181,440 ・4歳以上児（保育短時間認定）：570×(0.012×100)×20×12×0.9=147,744 ●賃金改善実績報告書の場合 「加算当年度の加算Ⅰの（増額改定又は減額改定を反映させた）加算額総額」×「（増額改定又は減額改定に係る）改定率」 ÷加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.9(調整率) ・4歳以上児（保育標準時間認定）：2,592,000×0.012÷0.15×0.9=186,624 ※加算当年度の加算Ⅰの（増額改定又は減額改定を反映させた）加算額総額：720円×(0.15×100)×20人×12月=2,592,000 ・4歳以上児（保育短時間認定）：2,088,000×0.012÷0.15×0.9=150,336 ※加算当年度の加算Ⅰの（増額改定又は減額改定を反映させた）加算額総額：580円×(0.15×100)×20人×12月=2,088,000
228		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算（令和6年度）	賃金改善計画書の廃止により、処遇改善が適切に行われない可能性が高いと思われる場合、賃金改善計画書と同様の計画書を求めてもよいでしょうか。【削除】	処遇改善加算の事務手続きに不慣れである等の理由により、処遇改善が適切に行われない可能性が高いと思われる場合など、加算認定自治体が処遇改善を確実に進めるにあたりやむをえず必要であると認められる施設に限り、令和6年度においては、賃金改善を適正に実施する観点から、必要な書類を求め、助言・指導を行うことは差し支えないが、その場合でも、今般の施設の負担軽減の趣旨を踏まえ、これまでの賃金改善計画と同様の計画書の提出を求めるのではなく、賃金改善の助言・指導のために必要最小限のものとしてください。
236		○	○	○	○	○	○	人事院勧告	人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与改定に伴う保育士等の処遇改善の対象となる者を教えてください。【削除】	人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与改定に伴う保育士等の処遇改善の対象となる者については、子どものための教育・保育給付交付金の交付に係る特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び特例保育を行う施設又は事業所で通常教育・保育に従事する職員のうち、令和6年度補正予算の積算上は、常勤職員として公定価格の基本分単価の対象としている施設長、主任保育士、保育士、調理員等の職種が対象ですが、職員の給与の決定は一義的には各設置者及び事業者の判断で行われるものであるため、今般の補正予算による公定価格上の人件費の増額分を活用した賃金改善は、全ての職員が対象に成り得ます。 ※国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額については、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てる必要があります。 ※上記のことは、令和6年度補正予算にかかわらず、例年の補正予算による人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与改定に伴う公定価格上の人件費の改定全般に妥当します。
＜以下、第30版において追加＞										
259		○	○	○		○	○	1名配置する職員に係る取り扱い	FAQ220において、「各施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していない者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者」は、設備運営基準上は常勤の保育士ではあるものの、公定価格上は、常勤換算を行うこととされている。 園長、施設長、管理者や、専任化させる主幹教諭等・主任保育士等・主幹保育教諭等については、どのように取り扱うことになるのか	園長（専任でない園長を除く。）、施設長、管理者及び専任化させる主幹教諭等・主任保育士等・主幹保育教諭等が、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するものの、各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数に達しない場合は、常勤換算を行い、他の職員の配置をもって「1」を満たすこととしてください。 園長、施設長及び管理者の場合、「他の職員」の職種に定めはありませんが、専任化させる主幹教諭等・主任保育士等・主幹保育教諭等の場合、「他の職員」は、それぞれ、教諭、保育士又は保育教諭をもって充てることとしてください。 なお、その他経験年数や発令等については問わないこととします。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答	
260								○	○	障害児保育加算 小規模保育事業及び事業所内保育事業においては、障害児保育加算が「1歳児配置改善加算の適用がない場合」と「1歳児配置改善加算の適用がある場合」の2つあるが、特別な支援が必要な利用子どもが2歳児（1，2歳児のうち年度の初日の前日における満年齢が1歳児ではない）の場合、どちらの単価を適用するのか。	障害児保育加算の要件を満たしている事業所において、特別な支援が必要な利用子どもが2歳児（1，2歳児のうち年度の初日の前日における満年齢が1歳児ではない）の場合には、「1歳児配置改善加算の適用がない場合」を当該利用子どもの単価に加算してください。 パターン1：1歳児配置改善加算の適用を受ける事業所 ・特別な支援が必要な利用子どもが1，2歳児のうち年度の初日の前日における満年齢が1歳児 →「1歳児配置改善加算の適用がある場合」の単価を利用子どもの単価に加算 ・上記以外の特別な支援が必要な利用子ども →「1歳児配置改善加算の適用がない場合」の単価を利用子どもの単価に加算 パターン2：1歳児配置改善加算の適用がない事業所 ・特別な支援が必要な利用子ども全員 →「1歳児配置改善加算の適用がない場合」の単価を利用子どもの単価に加算
261								○		基本単価と必要な職員配置 保育所等における施設長は運営管理業務に専従することが求められており、2以上の施設又は他の事業と兼務し、施設長として職務を行っていない者は欠員とみなされ、施設型給付費及び地域型保育給付費等が減算されるが、当該施設長が児童福祉法第34条の15第3項に規定する乳児等通園支援事業の「実務を担当する幹部職員」を担う場合には減算の対象になるか。	乳児等通園支援事業における「実務を担当する幹部職員」は、日常的に業務に従事することは想定しておらず、在保育所等の施設長が当該職員を担うことをもって直ちに減算の対象となるものではありません。
262								○	○	1歳児配置改善加算 要件のうち「キャッシュレス決済に関する機能」とは、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。	ICTを活用した口座振替、クレジットカード決済及びQRコード決済のうち、いずれかを活用することが要件となります。このとき、ICTを活用した口座振替とは、ICTの活用による口座振替代行又はICTによる「請求情報を基に全銀データの作成」を想定しています。なお、単に、保護者が銀行のアプリ等を活用し直接銀行に振り込む場合や銀行引き落としの場合など、保育施設等における業務負担軽減にICTの活用が寄与していない場合は、要件を満たすものとはみなしません。 なお、すでに「登降園管理」及び「キャッシュレス決裁」の2機能を満たすことで本加算を取得している施設・事業所において、上記の内容を満たしていない場合は、令和8年度中に限り継続して本加算を取得することを可能としますが、可能な限り早期に上記の要件を満たすよう対応をお願いします。
263								○	○	特別地域保育体制確保対応加算 要件iiに「当該施設の利用子ども数が15人以下であること。」とありますが、例えば当該年度の4月1日時点では利用子どもが15人以下であったが、7月15日時点で15人を上回り、10月1日時点で再度15人以下となった場合、当該加算の対象となる月は何カ月分となるのでしょうか。また、7月15日時点で15人を上回った際と、10月1日時点で再度15人以下となった場合の手続如何。	要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用外となりますので、8～9月分が加算の適用外となり、合計10カ月分が当該加算の対象となります。 年度の途中で利用子ども数が増減した際の認定等に係る手続きは不要ですが、施設においては、利用子ども数が満たさない月については「子どものための教育・保育給付」に係る当該加算分の申請は行わないことに留意しつつ、市町村においても各月の請求時に利用子ども数が15人以下になっているかを確認するとともに、実績報告が提出された時点で今一度、加算請求月の利用子ども数が15人以下であることを確認してください。
264								○	○	特別地域保育体制確保対応加算 要件i及び別添2の別紙2「特別地域保育体制確保対応加算の取り扱いについて」の1において、「地方版子ども・子育て会議等」における協議・検討を進める必要があるとされているが、「地方版子ども・子育て会議等」はどのような会議体を指しているのでしょうか。	「地方版子ども・子育て会議等」については、原則として地方版子ども・子育て会議における協議・検討を指します。 ただし、地方版子ども・子育て会議を設置していない自治体等においては、本加算を取得する施設の設置者を含めた管内施設の設置者やその他の関係者を交えた会議であって、協議・検討された内容が担当者・関係者間だけでなく市町村として意思決定されたものと整理できるのであれば、当該会議体を代替手段としても差支えありません。
265								○	○	特別地域保育体制確保対応加算 要件iiiに「当該施設が、当該年度中において以下の全ての取組を行っていること。」とありますが、利用子どもが15人以下であった月において、当該取組を行っていないと、当該加算は取得できないのでしょうか。	要件iiiの取組については、必ずしも利用子どもが15人以下であった月に取組を行っていただくことまでは求めませんが、加算の取得に当たっては当該年度中に全ての取組を行っていただく必要があります。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
266			○	○				特別地域保育体制確保対応加算	別添2の別紙2「特別地域保育体制確保対応加算の取扱いについて」の1②において、「①を踏まえた今後の保育提供体制の確保に向けた方針や計画」について協議・検討を行うこととされているが、当該年度内に方針等を定めなければならないのでしょうか。また、当該計画を「保育提供体制の確保のための実施計画」で代替することは可能か。	原則、当該年度中に方針や計画を定めるため、協議・検討に着手いただきますようお願いいたします。なお、当該年度中に方針や計画が定まらない場合には、方針や計画を協議・検討する期間の目処について子ども家庭庁成育局保育政策課長あてに報告いただきますようお願いいたします。 また、市町村が作成する「保育提供体制の確保のための実施計画」について、地方版子ども・子育て会議等における協議・検討を行うにあたり、当該実施計画が別添2の別紙2の1①②を満たすものであると説明できるのであれば、保育提供体制の確保のための実施計画を代替計画とすることについて妨げるものではありません。
267			○	○				特別地域保育体制確保対応加算	認定こども園では、教育標準時間認定と保育認定で単価が異なるが、例えば、1号認定の定員10人に対して利用子ども数が5人、2号認定・3号認定の定員10人に対して利用子ども数が5人の場合、どのように算定することになるのか。	認定こども園の場合、教育標準時間認定と保育認定の本加算の算定に当たっては、1号（2・3号）認定こどもの利用定員から1号（2・3号）認定こどもの利用子ども数を減じた数以下の数であって、合計で最大5人分を算定することができます。 どのような人数配分にするかは施設・事業所の容量により、お尋ねの場合であれば、2・3号の利用定員10人に対して、2・3号の利用子ども数を減じた数が5であるため、保育認定の単価を5人分算定することが可能です。
268			○	○				特別地域保育体制確保対応加算	分園については、分園単独で加算を適用することは可能か。	分園単独で本加算を取得いただくことはできません。中心園と分園それぞれの利用定員及び利用子ども数を総和した上で差を算定いただきますようお願いいたします。
269			○	○				基本単価と必要な職員配置	No101で、調理員等の配置について、保育標準時間認定に係る非常勤保育士など、基本分単価に含まれる非常勤職員の取扱いについて、「従事時間等の具体的要件は定めていませんので、教育・保育が円滑に行われる体制がとられているか、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。」とされているが、非常勤の調理員等についても同様か。	お見込みのとおり、従事時間等の具体的要件は定めていませんので、適切に給食等を提供できる体制がとられているか、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。
270			○	○				基本単価と必要な職員配置	令和8年度から定員21人から40人の保育所・認定こども園の基本分単価に、非常勤の調理員が追加されることとなったが、当該単価が適用されたら、即座に施設に充足を求めていく必要があるのか。	充足することが必要となりますが、人材確保の困難さを踏まえ、当面の間は充足しないことも可能とします。 当面の間とは、基本的には令和8年度中の充足を求めることを想定しつつ、令和9年度以降も、充足できないことやむを得ない事情がある場合は、市町村の判断で、適宜の期限を設けて充足を求めていく取り扱いを想定しています。
271			○	○				栄養管理加算	令和8年度から定員21人から40人の保育所・認定こども園の基本分単価に、非常勤の調理員が追加されることとなったが、栄養管理加算（配置）により、基本分単価の常勤調理員とは別の栄養士等を配置していた場合、栄養管理加算の取扱いはどうなるのか。	お尋ねの場合、基本分単価に充足する職員として優先的に取り扱うこととし、加算で配置していた栄養士等が、基本分単価により配置する調理員（兼栄養士等）という位置づけになるため、栄養管理加算は「兼務」にて申請をすることとしてください。
272			○	○				高齢者活躍等促進加算	高齢者活躍促進加算の対象として雇用している者について、基本分単価において配置する調理員も兼ねるといった取扱いが可能か。	高齢者等活躍促進加算は、高齢者、障害者、母子家庭の母、父子家庭の父等の働きやすい条件の整備を図ること等を目的としている加算です。 通常の調理員等として雇用されているのであれば、当該者の雇用をもって高齢者等活躍促進加算も算定するといった対応は想定していません。
273			○		○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	安全計画の保護者への周知はどのように行うべきか。	保護者への周知は、 ・保護者自身が安全に係るルール・マナーを遵守することなど、利用子どもが家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼すること ・保護者に対し、安全計画及び園が行う安全に関する取組の内容を説明・共有すること ・また、利用子どもの安全の確保に關して、保護者との円滑な連携が図られるよう、安全計画及び園が行う安全に関する取組の内容について、公表しておくこと等により行うことが考えられます。具体的な周知方法は入園時に重要事項説明と併せて周知することや、保護者の目につく場所への掲示、園便りへの掲載等が考えられます。
274			○		○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	安全計画の策定について、策定しているが内容が不足していると思われる場合は調整の対象となるか。また、その場合調整月はどうに判断するか。	安全計画が「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和4年厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）」の別添資料4「保育所安全計画例」と比較して著しく内容が不足している場合（例：訓練・研修の計画を策定していない。）については、「①安全計画を策定している」という要件を満たさないものとして、調整の対象として差し支えありません。 この場合、内容に不足がある計画が策定された月に遡って調整することとし、当該不足している内容について追記された計画が策定された月の翌月から調整の適用がないものとしします。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
275		○			○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	安全計画を策定してから1年未満である場合は、年度内に見直しを行っているかとも調整の適用外でよい。	安全計画を初めて策定してから1年を経過するまでの間は、見直しを行っていないかとも調整は適用されません。
276		○			○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	要件を満たしているか確認するため、施設に対してどのように報告させるべきか。	要件への適合状況についてチェックリスト等により毎年度、自己申告を求めて確認してください。
277		○			○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	安全計画に定める内容が実施されているか毎月の確認が必要か。	安全計画を策定していない場合又は研修・訓練実施、保護者への周知及び定期的な見直しのいずれかの要件を満たさない状態が1年間継続している場合に該当しているかについて確認すればよく、必ずしも毎月の報告を徴して確認する必要はありません。毎年度1回程度報告を求め、市町村の確認監査において申告内容に反する事実が判明した場合は、要件を満たさない時点まで遡って調整を行うなど、具体的な確認方法については自治体の判断において工夫していただければと存じます。また、児童福祉法の規定により都道府県等によって行われている施設監査において、安全計画が未策定である等の不備が認められた場合は市町村に情報提供いただく等、自治体間の連携についても積極的にご検討ください。
278		○			○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	安全計画に定める内容が実施されているか、どのように確認すればよい。	施設型給付費の支給においては、要件への適合状況についてチェックリスト等により毎年度、施設から自己申告してもらうことが考えられます。なお、市町村の実施する確認監査において、当該自己申告の内容が正しいか確認する場合は、以下の方法での確認が考えられます。 ・研修・訓練については、研修・訓練の実施や参加に係る記録の提出によって確認することが考えられます。 ・保護者への周知については、保護者への周知方法と周知時期について、具体的に報告させた上で実施が確認できるものを提出させることが考えられます。例えば、「登降園時に目につく場所に安全計画を掲示」や、「令和8年4月に安全計画を改訂した際には、改訂内容について園便りで案内」といった内容を報告させた上で、改訂内容を案内した園便りを提出させることを想定しています。 ・定期的な見直しについては、実際に安全計画を改訂した場合には、改訂内容を提出させることが考えられます。検討の結果見直しを見送った場合には、当該検討に係る打合せの記録を提出させることが考えられます。
279		○	○		○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	①計画の策定 ②研修・訓練実施 ③保護者への周知 ④定期的な見直しのいずれか1つ以上を行っていれば調整の適用はされないのか。	保育所及び地域型保育事業所においては①～④のいずれも行う必要があり、①を満たさない場合又は②～④いずれかの要件を満たさない状態が1年間継続した施設・事業所に対して調整を適用します。なお、幼稚園及び認定こども園については、学校安全計画を策定していない場合又は当該学校安全計画に基づく取組を実施していない状態が1年間継続した施設に調整を適用します。
280		○			○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	安全計画の見直しを検討した結果、見直しは不要であると判断した場合も調整の適用をしなくてよい。	検討の結果、見直しを見送った場合には調整の適用はないものとして差し支えありませんが、市町村の実施する確認監査において見直しの検討に係る打合せの記録等を確認すること等により、当該検討の実施について確認するようにしてください。
281	○		○					調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	幼稚園及び認定こども園においては、学校安全計画の内容が充実しているかどのように判断すればよい。	「『生きる力』をはぐむ学校での安全教育（平成31年文部科学省）」の付録「学校安全計画例」を参考としていただき、著しく内容が不足している場合（学校の施設設備の安全点検や児童生徒等に対する安全指導、教職員に対する研修に関する事項（必要的記載事項）を記載していない等の場合）については、調整の対象として差し支えございません。この場合、当該不足している内容について追記された計画が策定された月の翌月から調整の適用がないものとします。
282							○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	居宅訪問型保育事業における安全計画の具体例はどのようなものか。	訪問先の室内の環境や非常口・避難経路の確認、事業所の職員に対する避難訓練・研修の実施、保護者への周知等が考えられます。
283		○	○	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算	FAQ149において、災害に備えた物品の購入も対象とされていますが、類似の物品を毎年購入するだけの申請も認められるのでしょうか。	本加算は、職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等総合的な防災対策の充実強化を図ることにあり、すなわち、実際に災害等が発生した際に適切な対応が図られるようにすることが重要です。そのため、単に物品を購入だけではなく、施設において、上記のような総合的な防災対策の充実強化の全体像があり、その中で、必要と考えられた物品を整備していくことを想定しています。類似の物品の購入申請が続くような場合、こうした総合的な防災対策の充実強化の全体像において、当該物品を購入することがどのような役割を果たすのかを確認してください。単に類似の物品を購入すること自体で本加算の要件に該当しなくなるものではありませんが、こうした趣旨と目的を施設等において十分に理解された上で、総合的な防災対策の充実強化に繋げる必要があります。
284		○	○	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算	購入した物品については、被災時以外には使用できないのか。	避難具や物品は、災害に備えて購入するものであり、日用品として使用できるものであっても、被災時以外に使用することは想定していません。ただし、避難訓練等の一環で、避難具等を活用することまで妨げるものではありません。消耗品等についても訓練等の一環で使用することを一律に禁止するものではありませんが、日用品使いと混同されることがないように、必要最小限の使用としてください。また、いずれにせよ、訓練等において使用した結果、災害時に使用等ができないということがないようにしてください。
285		○	○	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算	加算の要件の「火災・地震等」には、熊などの鳥獣被害や、熱波・高温など熱中症対策も含まれるのか。	お見込みのとおりです。本加算の支出対象となるのは、火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制の充実等に資するものとして、日常想定されないものに対する取組・物品の購入を想定しています。鳥獣対策としては、例えば、2025年度におけるクマによる被害などに対する取組・物品の購入を想定しています。また、熱中症対策としては、例えば、やむを得ず屋外で過ごさざるを得ないときの熱中症予防・対策に資するものとして、保冷剤、冷たいタオル、経口補水液、サンシェードやタープ等を想定しています。いずれも、具体的には、各地域における鳥獣被害や熱波・高温の実情に応じて判断していただいて差し支えありません。なお、室内において常に使用することを前提とするエアコンは、本加算の対象ではありません。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
286	○	○	○	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算	取組に必要な経費の総額が、施設型は概ね20万円以上、地域型は概ね10万円以上見込みまれることが要件となっているが、実績がそれぞれの金額に満たなかった場合の取扱如何。	それぞれ示す金額を超えることを想定していますが、実績がその金額に満たなかった場合には、施設・事業所の取り組みも考慮した上で市町村でご判断ください。
287	○	○	○					主幹教諭等専任加算、高齢者等活躍促進加算等	複数事業等実施要件について、乳児等通園支援事業の実施が追加されたが、利用実績がない場合の取扱如何。	当該要件については、乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に基づく事業）として認可を受けていれば、要件を満たすものとして取り扱いいます。 なお、乳児等通園支援事業を実施する事業所は、利用可能枠の範囲において利用の申込みがあった場合には、当該こどもの受け入れをしなければならないことに留意すること。
288	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	「正当な理由なく、障害を理由として、保育の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限又は保育標準時間の取扱いに差異を設けることがないよう留意すること。」と記載があるが、正当な理由とはどのようなことを言うのか。	正当な理由とは、例えば、当該障害児の保育に必要な不可欠な医療器具等がなく安全な保育を提供できる環境が整っていない場合など、個別の事案ごとに総合的・客観的な判断のもと、やむを得ないといえるものとなります。「保育所等における障害のあるこどもの受入れについて（令和6年12月5日付け事務連絡）」を確認のうえ各市町村で適切に判断しご対応ください。 なお、正当な理由がある場合においても、障害のあるこどもや保護者に丁寧かつ具体的にその理由を説明し、理解を得るように努めていただきますようお願いします。
289	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	専門職のうち、「障害児の療育に関する知識及び経験を有する者で、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者」とは、具体的にどのような施設等に従事していた場合に該当になるのか。	この要件は、他機関に対する障害児の療育に係る助言等の業務に5年以上従事することと、その前提として、当該者が自ら療育の実践も行っていることを求めているものです。 具体的には、例えば、 ・児童発達支援センター等に勤務して児童発達支援と保育所等訪問支援の両方の業務を行った経験を有する場合や、 ・保育所等において障害児保育の担当をしていた経験があり、その後、自治体の障害児支援の担当部署において保育所等に巡回支援の業務を行った経験を有する場合が対象になることを想定しています。このほかにも公立・私立を問わず、療育や他機関への助言等を行う業務を行う機関は様々あると思われますが、具体的には各市町村で判断いただいて差し支えありません。
290	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	令和8年度の見直し前の療育支援加算では、年度途中に障害児を受け入れた場合にも算定が可能で、また、当該障害児が年度途中に退所した場合にも、当該年度中は加算の算定が可能だったが、見直し後の療育支援加算ではどうなるのか。	見直し前と同様、年度途中の月から加算の算定も可能で、また、年度途中に退所となり障害児がいなくなった場合でも当該年度中は加算の算定が可能です。 この場合、留意事項通知に定める「① 主幹教諭等を補助する者を配置する場合」の「v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組」は引き続き実施する必要がある。また、必ずしも障害児に該当しないものの、気になる特性がある子どもに対して、留意事項通知のi～ivに沿った取組を行うなどの対応を行うこととしてください（「② 専門職を活用する場合」についても同様です）。
291	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	専門職の配置に係る加算は、各月ごとの配置時間ではなく、年間の配置時間を合計して、各月ごとにどちらの単価を算定するのかを決められるところ、年度途中に特別児童扶養手当支給対象の障害児が利用した場合、利用開始日より前から「90時間以上」の単価を算定できるのか。	年度途中に特別児童扶養手当対象児童が入所した場合、特別児童扶養手当対象児童が入所した月の翌月（月の初日に適合した場合はその月）から「90時間以上」の区分の算定は可能です。
292	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	専門職の月の時間数は契約や雇用時間ではなく、実働時間で相違ないか。	お見込みのとおりです。
293	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	専門職の活用は、60時間以上等の時間を配置等をした月だけ加算を算定することになるのか。	専門職の活用は、施設に対するスポットの支援を評価するものではなく、基本的には毎月一定の時間を施設等において勤務するような運用を想定しています。そのため、特段の事情が無い場合は、各月とも60時間以上等の時間の配置等を必要とします。 特段の事情がある場合には、年度の配置等をした時間の合計が、加算を算定する月数に60時間等を乗じた時間を超えていれば差し支えありません。特段の事情とは、計画的なもののほか、不慮の理由により専門職が必要な時間業務に従事できなかった月の分、他の月の配置等を増やすようなものでも構いません。 （例1）12月から3月に算定する場合で、4か月で延べ240時間の配置等がされていれば、12月が60時間、1月が65時間、2月が50時間、3月が65時間、といった時間数であっても、各月とも60時間以上の区分で算定できる。 （例2）4月から3月に算定する場合で、8月は夏休みのため嘱託を行わないこととし、その分、他の月に嘱託する時間を増やし、1年で延べ720時間の嘱託が行われていれば、各月とも60時間以上の区分で算定できる。
294	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	特別児童扶養手当受給児童受入施設や定員90人以上の施設において専門職の活用をするとき、90時間以上の単価と60時間以上の単価を、月によって変えて算定することは可能なのか。	可能です。計画的に90時間以上の配置と60時間以上の配置を使い分けることのほか、90時間以上の配置等を予定していた月において、不慮の理由により90時間未満の配置等となり、他の月の配置等を増やすこともできないような場合に、当該月だけ60時間以上の区分の単価を算定するようなこともできるものとします。
295	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	専門職を複数名活用し、配置等の時間を延べ時間で計算することは可能か。 また、職員を配置する場合と嘱託を組み合わせることも可能か。	いずれもお見込みのとおりです。 なお、専門職を複数人活用する場合、1人当たりの配置等の時間が少なくなることが考えられますが、スポットの支援になることなく、専門職を含め、施設・事業所の職員がチームとなって取り組む必要があることに留意いただくとともに、専門職同士の情報共有や連携等も図られるようにしてください。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
296	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	同一の者を療育支援加算の専門職と、年齢別配置基準に含められる特定理学療法士等として配置することは可能なのか。 可能な場合、同一の時間を加算の時間と年齢別配置基準の常勤加算の両方に計上することができるのか。	同一の者を専門職と特定理学療法士等のいずれにも該当する者として配置等を行うことは可能ですが、同一の時間帯を加算の算定と年齢別配置基準の常勤換算の両方に計上することはできません。 療育支援加算は専門職が直接的に教育・保育を行うことを評価する加算ではないため、施設・事業所においては、同一の者を特定理学療法士等として年齢別配置基準に含める場合であっても、どの日・時間帯にどちらの者として従事するのかを明確に区分してください。また、市町村においては、加算を算定する時間帯において、実際は教育・保育に従事しているような実態が確認された場合は、当該時間は専門職の配置等の時間から除くこととしてください。
297	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	同一の者を、主幹教諭や主任保育士等を補助する者として教諭や保育士等を配置した場合、年齢別配置基準に含めることは可能なのか。	主幹教諭や主任保育士等を補助する者については、配置する時間を定めているものではないので、療育支援加算の算定と年齢別配置基準の常勤換算の両方を計上することはできません。
298	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	施設・事業所を利用する全ての障害児を対象として行うことが原則とされているが、必ずしも専門職の専門分野ではない障害児がいる場合も取組の対象とする理解で良いか。	お見込みのとおりです。 なお、専門職は複数人活用することも可能です。FAQ297のことにも留意しつつ、施設・事業所において適切な活用のあり方を検討してください。
299	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	保育所等訪問支援事業や市町村が行う巡回支援などにより専門職の派遣を受ける場合は、専門職の配置等をした時間に算入できない理解で良いか。	お見込みのとおりです。
300	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	専門職を活用する場合の（注6）で、雇用形態を問わないとあるが、あくまで施設で直接雇用あるいは嘱託の契約が必要という認識で良いか。 例えば、法人本部にて雇用・配置し、2か所の保育所等に派遣するようなことはできるのか。	契約を行うのが施設か法人本部かは問いません。 また、法人本部で職員を雇用・配置して、各施設において勤務させるような運用も可能です。なお、この場合、「配置」とするか「派遣」とするかは、特に取り扱いに差が生じるものではないので、どちらでも差し支えありません。
301	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	医療的ケア児保育支援事業補助金の補助を受け、看護師を配置している場合、本加算により、専門職として更に看護師を配置することはできるか。	医療的ケア児保育支援事業補助金は、看護師の年間の配置費用を補助する仕組みであり、公費が重複することから、当該補助金の補助を受けて配置している看護師を専門職とすることはできません。 なお、当該補助金の補助を受けて配置している看護師（A）と別の看護師（B）を60時間以上等配置等する場合は、本加算を算定することはできません。 また、当該補助金の補助を受けて市町村が看護師（A）を配置しての巡回支援を利用する場合において、施設・事業所において別の看護師（B）を60時間以上等配置する場合も、本加算を算定することはできません。
302	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	医療的ケア児保育支援事業補助金の看護師等の配置の補助を受けず、療育支援加算を適用してもよいのか。優先順位はないという認識でよいのか。	どちらを先に受けなければいけないという優先順位はありません。それぞれの要件・目的が異なるため、それぞれの施設・事業所の状況に合わせて加算等を活用ください。
303	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	留意事項通知に定めるⅰ～ⅴの取組は、全ての障害児に対して、いずれも実施する必要があるのか。一部の取組ができていない場合等はどのように取り扱うことになるのか。	本加算は、ⅰ、ⅳ、ⅴの取組について行うとともに、原則として全ての障害児についてⅱ、ⅲの取組を行うことを要件としています。留意事項通知において、「対象人数が多数のとき、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成及び見直しについて十分に行うことができないことが見込まれるときは、特にこうした取組を通じた教育・保育を行う必要がある障害児から優先的に取り組んでいくことも可能とする。」としているとおり、一部の取組ができない場合も想定しています。 障害児全員を対象に取り組んだものの、結果として一部の取組ができなかった場合であっても、全体としてインクルージョンの推進が図られていると判断できる場合は、要件を満たすものとして取り扱うこととしています。 なお、市町村においては、取組ができなかった事情に改善を求めるべき事由がある場合には、必要な指導を行い、今後の取組の適正化を促すようお願いします。 また、ⅴの取組についても、児童発達支援センター等が実施する会議や研修への参加を求めています。児童発達支援センター等の都合で実施ができない場合も想定されるため、こうしたやむを得ない事情がある場合は、要件を満たすものとして取り扱って差し支えありません。 ただし、これは、取組の予定を立てるときから一部の取組を実施しなくて良いこととするものではありませんので、まずは、全ての取組を実施する前提で取組を進めてください。 なお、ⅰ及びⅳの取組については、災害等の事情以外にやむを得ない事情は想定していません。
304	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	留意事項通知に定めるⅰ～ⅴの取組の月ごとに実施するなどの定めはあるのか。	ⅰ～ⅴの取組は、年度を通じて総合的に実施されていることを求めているものです。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
305	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	留意事項通知に定めるi～vの取組について、どの程度行うかの基準のようなものはあるのか。取組をしているものの、内容が不十分と考えられた場合はどのように取り扱うのか。	本加算では、i～vの取組を通じて、全体としてインクルージョンの推進が図られていることが重要ですが、個別の取組において満たすべき点は以下のとおりです。 1) iについて iは、施設・事業所の職員がチームとなって取り組む上での前提となるプロセスであるため、4月（年度途中から加算を算定する場合は、算定開始の月）から早々に実施してください。その後は、更新の必要が生じた際に適宜更新すれば足ります。 2) ii・iiiについて iiの個別の指導計画・個別の支援計画の作成・見直しや、そのための会議等の開催については、学期ごとないし上半期・下半期ごとに適切に行ってください。その前提としての保護者や障害児が利用する障害児通所支援事業所等との連携等については、一律に複数回の会議の開催等を求めるものではありませんが、日頃から、当該障害児の様子等の状況の共有等を行うこととしてください。 3) ivについて ①の体制の整備と③の保護者への周知は、4月（年度途中から加算を算定する場合は、算定開始の月）から早々に実施してください。②の子育ての悩みの解消や負担の軽減やこどもの発達状況や特性の理解に繋がる取組は、障害児の家族の状況等も踏まえつつ、何をどのように実施するかを施設・事業所内で適切に検討いただくことが重要と考えています。一律の回数の実施を求めるものではありませんが、こうした検討過程を経て、必要な回数を実施してください。 4) vについて vの児童発達支援センター等との連携については、会議や研修への参加を通じて、本加算を算定する施設・事業所が、児童発達支援センター等の障害児支援の中核的な役割を担う機関や、地域のその他の保育所等とコミュニケーションを密にして、もって、地域全体のインクルージョンの推進に繋がることが重要と考えています。一律の回数の実施を求めるものではありませんが、こうした趣旨を踏まえ、地域の関係機関との連携を図ってください。 市町村においては、頻度や内容だけではなく、施設・事業所において取組に向けてどのような検討がされていたのかも含め、総合的に判断してください。また、施設・事業所においても、特定の回数等を実施すれば足りるということではなく、これらの取組の具体的な内容やその頻度等について、必要に応じて市町村等に説明できるようにしてください。 こうしたことから、内容が不十分な取組があったとしても即座に加算の要件に該当しないと判断するものではありません。市町村においては、内容が不十分である事情に改善を求めるべき事由がある場合には、必要な指導を行い、今後の取組の適正化を促すようお願いします。
306	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	年度途中に加算を算定し始めた場合、留意事項通知に定めるi～vの取組を全て実施することが困難な場合もあると考えられるが、その場合はどのように考えたらよいのか。また、例えば7月から算定した場合と1月から算定した場合で取扱いに違いはあるか。	取組の一部ができない場合や取組が不十分な場合の考え方はFAQ303とFAQ305のとおりです。 例えば、個別の支援計画や個別の指導計画の策定や見直しは、1月に加算の算定を開始した場合は年度内に行われなくても考えられますが、翌年度の4月以降に向けて必要な検討がされているであるとか、その他の取組について十分に進めているなどの状況であれば、加算の要件を満たすこととして差し支えありません。
307	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	本加算では主任保育士等を補助する者と専門職のいずれかの配置等が可能で、単価も異なるが、取り組む内容にほぼ違いがない。FAQ303とFAQ305を踏まえると、必ずしも全ての取組結果が十分でなくとも、施設・事業所において、それに向けて取り組んでいる場合は加算の要件を満たす取り扱いとすることを念頭に、取り組む目標には差を設けていないものと理解すれば良いか。	お見込みのとおりです。 専門職を活用する場合、「障害児保育に関する研修計画を作成し、障害児保育に関する園内研修を年1回以上開催すること」が必要になりますが、その他に取り組む内容に差はありません。 本加算で要件としたことについては、障害児のインクルージョンを推進し、障害児により良い教育・保育を行う上では、いずれも重要な取組と考えています。 専門職の活用の有無によって、取組の内容や実施できる業務量等に違いはありますが想定されますが、いずれにせよ、利用する障害児に対して、これらの取組を施設・事業所においてチームとして進めていくことが肝要であるため、取組要件自体には差を設けなかったところです。 そのため、FAQ303とFAQ305のとおり、全ての取組が十分に実施できている場合しか加算の算定を認めないといった取り扱いにはしていないものです。 市町村においては、本加算の仕組みも活用しながら、地域におけるインクルージョンの推進を進めてください。
308	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	加算の認定申請をしているものの、やむを得ない事情等もなく、取組の多くに適切に取り組んでいることも確認できないようなケースがあった場合は、加算の認定の取消しや返還措置が必要になるのか。	お見込みのとおり、そうしたケースについては、留意事項通知の第5の規定に基づき対応いただくことになります。
309	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	留意事項通知に定める取組のiの一覧表等について、対象となる障害児をどのように判断すればよいのか。	まずは、幼稚園、保育所、認定こども園の場合は、各市町村が行う障害児保育に係る加配の対象になる利用子ども（地域型保育事業の場合は障害児保育加算の対象になる利用子ども）や、障害児通所支援等を利用していることを把握している利用子どもについて一覧表に載せてください。 また、日々の教育・保育を行う中で気づきがあった場合や、取組のivにおける相談等があった際に新たに対象に加えるなどの方法も考えられます。施設・事業所において適宜の方法で判断してください。
310	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	留意事項通知に定める取組のiiの個別の支援計画や個別の指導計画とはどういったものか。作成に当たっては所定の様式はあるのか。	幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業のいずれにおいても、「個別の支援計画」及び「個別の指導計画」とは、「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」（令和5年3月文部科学省、厚生労働省、内閣府作成）における、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を指します。 「個別の支援計画」は、家庭や関係機関と連携・協力を図り、長期的な視点で障害児への支援を行うために、個別に作成される計画です。また、「個別の指導計画」は、個々の障害児の実態に応じて適切な指導を行うために施設・事業所で作成するものです。 なお、これらの計画の様式の定めはないため、施設・事業所で独自に作成いただくことで差し支えありません。なお、市町村から様式が示されているような場合は、その取り扱いに従ってください。
311	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	留意事項通知に定める取組のivの家族からの相談を受け付ける体制の構築とはどのようなことか。	保護者が発達の遅れ等からくる子育ての難しさ等について相談したいときの相談先や相談を受け付ける流れを定めておくことを想定しています。 なお、相談への対応に当たっては、本加算の趣旨を踏まえ、専門職だけが対応するのではなく、クラス担任の保育士等と一緒に対応を行うなどして、施設・事業所全体において障害児の家庭の困りごと等への対応力が高まるような工夫をしてください。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
312	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	障害児通所支援事業所等を利用している（併行通園している）障害児が利用していない場合は、加算の対象にならないのか。	障害児通所事業所等を利用している（併行通園している）障害児が利用していない場合でも、その他の要件を満たす場合は、留意事項通知に定める「イ 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。」について実施がされていなくとも、加算の要件を満たすこととします。
313	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	留意事項通知に定めるエの取組で、「児童発達支援センターや障害児支援に係る中核的な役割を担う障害児通所支援事業所等が実施する会議や研修に参加すること」とされているが、こうした機関が地域にない場合はどのようにすれば良いのか。	この要件で連携することを想定しているのは、地域における障害児支援の中核的な役割を担う機関であり、児童発達支援センター等のほか、特別支援学校小学部や幼児教育支援センターなども該当することが想定されます。また、こうした機関もない場合は、市町村の障害福祉課等がこうした機能を担っていることも考えられます。
314	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	小規模保育事業所等において、療育支援加算の認定を受ける際に、障害児保育加算を受けている必要はあるか。	必要ありません。
315	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	「経営情報等の報告」とは具体的に何を指しているのか。	子ども子育て支援法第58条第2項に規定する毎事業年度終了後5か月以内に行わなければならない経営情報等の報告を指します。即ち、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」における「経営情報等を入力する」タブの必須項目を全て入力し、施設等から市町村（確認者）へ申請することを意味しています。
316	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	調整の適用開始時期について教えてください。	令和8年7月から適用が開始されます。したがって、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日時点で、事業年度終了時点から8か月以上経過しているにも関わらず、当該報告が行われていない施設に対しては、令和8年7月分から当該調整が適用されます。なお、当該施設においては、令和8年6月末までに市町村への報告を終えていれば調整の対象にはなりませんが、そもそも法令上事業年度終了から5か月以内に報告すべきものであることから、調整の適用時期に関わらず可及的速やかな報告をお願いします。特に、令和8年4月以降はここdeサーチにおける「職員給与に関する事項」の様式が令和7年度様式に改修されるため、旧様式での報告ができなくなります。その点も踏まえ、令和6年度事業の報告は、遅くとも令和7年度内に完了してください。 また、令和7年4月～令和8年3月末を会計期間とする施設等の当該事業年度に係る経営情報等の報告が未報告の場合においては、令和8年12月分から当該調整が適用されます。 また、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日以降に都道府県又は市町村が指摘を行ってから、概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告等がなされない施設等に対しては、当該指摘から概ね1か月が経過した翌月から、当該調整を適用します。
317	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	当該調整が適用される期間を教えてください。	各事業年度の経営情報等の未報告について、適用を受ける期間は、本調整上の報告期限の属する日（事業年度終了時点から8か月経過後）の翌月から適切な報告がなされる日の属する月までの間です。 各事業年度の経営情報等の報告に係る都道府県又は市町村の指摘に対して特段の事情なく適切な報告等がなされない場合について、適用を受ける期間は、都道府県又は市町村が指摘を行った日を起算日として1か月が経過した日（※都道府県又は市町村による指摘の修正期限が、事業年度終了時点から8か月までの間にある場合は、事業年度終了時点から8か月が経過した日）の翌月から適切な修正対応がなされる日の属する月までの間です。
318	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	月の初日（1日）に調整となる要件が解消した場合も、当該月は調整対象となるのか。	調整の適用は「適切な報告等がなされる日の属する月まで」なされますので、当該月は調整が適用されます。
319	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	当該調整の適用を受ける施設等の認定を行わないことができる「市町村が必要と認める場合」とは、具体的にどのような状況を想定しているか。	留意事項通知のとおり「災害その他のやむを得ない事情」を想定しています。この「やむを得ない事情」については、大規模災害のみならず、例えばシステム障害や各施設等において予見しえない災禍等が生じた個別の事情等も含めて想定していますので、各市町村において実態をよく把握の上御判断ください。
320	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	報告期限から3か月以上経過しており、経営情報の報告が行われていない場合には、猶予期間を設けることなく調整を適用させるのか。	お見込みのとおりです。市町村が必要と認める事情なく、毎年度の報告期限から3か月以上経過しているにも関わらず、まだ一度の報告も行っていない施設等については、本調整上の報告期限等の属する日の翌月から調整を適用します。
321	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	施設等が経営情報の報告を事業年度終了時点から8か月以内に行ったが、都道府県や市町村の確認が終えられていない場合は当該調整は適用されるのか。	事業年度終了時点から8か月以内に施設等からの報告が行われていれば適用されません。ただし、その後、都道府県や市町村が指摘を行った場合、施設等はその日を起算日として概ね1か月以内（※都道府県又は市町村による指摘の修正期限が、事業年度終了時点から8か月までの間にある場合は、事業年度終了時点から8か月以内）に適切な報告等を行う必要があります。なお、当該調整の適用は、都道府県・市町村において適切な報告等が行われていることを確認することを前提としているので、指摘を行った都道府県及び市町村においては、施設等による報告内容について速やかな確認をお願いします。
322	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	都道府県又は市町村からの指摘等に対し、施設等が期限内に修正報告を行ったが、その後の都道府県又は市町村の確認が遅れ、報告期限後に再度の指摘が必要と判明した場合はどのように取り扱うべきか。	期限内に施設等からの修正報告が行われていれば、都道府県・市町村が期限内に確認を終えていなくても本調整は適用されません。ただし、その後、都道府県や市町村が確認し、再度の指摘を行った場合、施設等はその日を起算日として概ね1か月以内に適切な報告等を行う必要があります。また、都道府県や市町村による確認の結果、施設等からの修正の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合又はこれに準ずるものと都道府県又は市町村が認める場合には、再度指摘を行い概ね1か月の修正期限を設けることなく、最後に指摘を行った日を起算日として概ね1か月が経過した翌月から、当該調整を適用することができます。なお、当該調整の適用は、都道府県・市町村において適切な報告等が行われていることを確認することを前提としているので、指摘を行った都道府県及び市町村においては、施設等による報告内容について速やかな確認をお願いします。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
323	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	事業年度終了時点から8か月が経過した後（例えば10か月後など）に、施設等から経営情報の報告があったが、自治体において内容を確認した結果、修正の必要があると認められた場合、調整の適用はどのように行うのか。	当該施設等の場合、事業年度終了時点から8か月が経過した日の翌月から調整が適用になりますが、その後、施設等から経営情報の報告がなされた場合は、都道府県や市町村の確認が終えられていない場合であっても、報告日の属する翌月から調整を適用しないことになります。ただし、報告後、都道府県や市町村が指摘を行った場合には、施設等はその日を起算日として概ね1か月以内に適切な報告等を行う必要があり、これを超過した場合には修正の報告期限の属する日の翌月から再び調整を適用してください。なお、当該調整の適用は、都道府県・市町村において適切な報告等が行われていることを確認することを前提としているので、指摘を行った都道府県及び市町村においては、施設等による報告内容について速やかな確認をお願いします。
324	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	「概ね1か月以内に特別の事情なく適切な報告がなされない施設」の「概ね」とはどれくらいの幅を想定しているのか。また、「特別の事情」とは何を想定しているのか。	原則として、都道府県又は市町村が施設等に対して指摘等を行った日から1か月以内に、内容を修正した上で適切な報告がなされることを想定しています。例えば、1月5日に市町村が施設等に指摘を行った場合、原則としては、2月4日が報告期限となります。ただし、調整が実際に適用されるのは、報告期限が属する月の翌月からです。このため、上記の例において、原則的な報告期限（2月4日）を経過している場合であっても、調整適用前（例：2月20日）に修正報告が完了することも考えられます。「概ね1か月」とは、このように形式的には1か月を超過しているものの、調整の適用開始前に適切な報告がなされている場合等を考慮したものであり、自治体においては、原則1か月以内を基本としつつ、月内では是正状況等を踏まえて判断することを想定しています。また、「特別な事情」とは、上記の「災害その他のやむを得ない事情」と同等の事情を想定しています。
325	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	ここdeサーチにおいて、施設等が初回の報告をしていない場合、都道府県・市町村において、当該施設の報告期限が不明のため、調整を適用することができないと考えるが、どのように運用することを想定しているのか。	当該施設の報告期限が不明等の理由により、都道府県・市町村が施設の経営情報等の未報告状況を把握できず、調整を適用することができない場合、その後の申請や監査等のタイミングで当該施設等が当該調整の要件に適合していた期間を把握し、当該期間における調整分を事後的に返還させることを想定しています。
326	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	調整の適用を行うのは市町村とのことだが、報告内容の指摘を都道府県が行った場合はどうすればよいのか。	経営情報等の報告においては、施設等からの報告内容を市町村が確認した後、都道府県において確認・公表処理を行うこととなっています。そのため、市町村確認後に都道府県から報告内容について指摘・疑義照会が行われることも想定されます。一方で、本調整の適用認定を行うのは市町村であるため、指摘等を行った都道府県におかれては、指摘を行った日時と内容、その後の修正状況等について、都度市町村に情報提供を行うようお願いします。なお、ここdeサーチを通じて都道府県が指摘を行う場合には市町村を経由して（都道府県は市町村に差し戻しを行い、市町村が施設等に差し戻しを行うことにより）施設等に対し指摘等を行う流れになっており、この場合の起算日は市町村が施設等に指摘等を行った日となります。
327	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	施設が経営情報等を一度報告し、都道府県が公表後、施設が自主的に公表済みの内容を修正報告した場合にあって、当該修正内容について市町村等が指摘を行った場合の取り扱いはどうになるか。	施設による当初の報告内容に対し、都道府県又は市町村が指摘を行った場合と同様の取り扱いとなります。即ち、施設の自主的な修正報告内容に対し、都道府県又は市町村から指摘があり、修正を必要とする場合であって、市町村が必要と認めるときは、再度指摘があった日から概ね一月以内に修正の期限を設けるものとし、当該期限までに適切な報告がなされた場合は、本調整は適用しません。
328	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	都道府県又は市町村の指摘と施設による修正の報告のやり取りが複数回にわたる場合、調整の適用期間をどのように考えたらよいのか。	施設等から報告された修正内容に対し、都道府県又は市町村から再度指摘すべき事項があり、修正を必要とする場合であって、市町村が必要と認める場合は、再度指摘を行った日を起算日として概ね1か月以内に修正の期限を設けるものとし、当該期限までに適切な報告等がなされた場合は、本調整は適用しません。その後、再度修正が必要となった場合についても同様に対応し、その都度修正の期限は市町村において適切に設定いただくことを想定しています。なお、都道府県又は市町村が報告内容について施設に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合又はこれに準ずるものと都道府県又は市町村が認める場合には、再度指摘を行い概ね1か月の修正期限を設けることなく、最後に指摘を行った日を起算日として概ね1か月が超過した翌月から、当該調整を適用することができます。
329	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	施設に指摘を行った後、追加で指摘事項が見つかった場合、一度、施設から回答されるのを待った方がよいのでしょうか。施設で指摘に対応している期間中、追加で指摘を行える場合、その回答期限は、指摘した日ごとに管理すべきでしょうか。	修正に係るやりとりが混乱しないよう、できる限り、指摘事項はまとめて施設に対して行うことが望ましいと考えます。一方、指摘に対応している期間中に追加で指摘を行うことを認めないものではありません。この場合、「概ね1か月」の報告期限については指摘毎に管理していただくようお願いいたします。例えば、10月15日に当初の指摘を行い、その後、当該指摘の回答を待たずに11月5日に追加の指摘を行った場合、当初の指摘の報告期限となる11月15日（※）までに当初の指摘に対する回答がなければ、追加の指摘に対する回答状況に関わらず、調整を適用することになります。（※）調整が実際に適用されるのは、報告期限が属する月の翌月からです。このため、上記の例において、原則的な報告期限（11月15日）を経過している場合であっても、調整適用前（例：11月25日）に修正報告が完了することも考えられます。
330	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	都道府県又は市町村が報告内容について施設等に指摘等した場合において、施設等から修正報告がなされた内容について再度の指摘を行う場合は概ね1か月の修正期限を設けることが出来るとのことだが、一方で繰り返し指摘をしても適切な修正がされない場合は再度1か月の修正期限を設けることなく当該調整を適用することができると記載されている。何回目の指摘から猶予期限を設けず調整を適用することが想定されているのか。	都道府県又は市町村が施設に指摘し修正を依頼した場合において、何回目の指摘まで概ね一か月の修正期限を設けることが適切かということについては、各施設等の報告状況等により異なるものであるため、統一的な目安はありません。都道府県又は市町村において、再度の報告内容が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合又はまたはこれに準ずるものと認められるか御判断ください。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
331		○		○				年齢別配置基準を下回る場合の減算の適用タイミング	令和8年度からの改正において、それまで年齢別配置基準を下回った翌月から減算が適用となっていたところ、月の15日以降に職員が退職等をしたことで年齢別配置基準を下回った場合には、翌々月から減算が適用となったが、退職等の「等」には、何が含まれるのか。	退職等の「等」には、休職や病休等の急な欠員をはじめ、ある程度計画的な同一法人内での別の施設への異動や育児休業等も含まれます。
332		○		○				年齢別配置基準を下回る場合の減算の適用タイミング	「なお、この取扱いは減算に係る取扱いであり、3歳児配置改善加算等の加算を算定する際の取組いは従前のままとする。」の解釈として、3歳児配置改善加算等は「要件に適合しなくなった日の属する月の翌月・・・加算の適用がないものとする。」が適用されるため、3歳児配置改善加算等は翌月には取得することができなくなるのか。	お見込みのとおりです。
333		○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	ICT活用の責任者はどのような業務を行うのか。	ICT活用の責任者は、ICTの導入・活用について施設内で中心となって取り組み、システムの初歩的な使用方法等について他の職員の相談に対応すること等により、ICTの活用を根付かせながら、業務負担軽減に資する取組を行うことが想定されます。 なお、こうした取組は、組織全体での体制整備やコミュニケーションの充実等により実現されるものであることから、当該責任者一人だけではなく複数人でチームを組んで取り組むことを前提にしている点にご留意ください。 具体的な取組例については、保育ICTラボ事業の事例集（現在作成中）を参照ください。
334		○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	ICT活用の責任者は辞令等により任命する必要があるか。また、役職や勤続年数等の条件はあるか。	必ずしも辞令等により責任者としての任命を受けている必要はありません。また、責任者を任命するにあたって役職や勤続年数等の条件はなく、また、通常業務の効率化や質の向上を目的として活動することから、最低基準上の保育士定数に含まれる保育士でも差し支えございません。例えば、職員の中からICTの活用を通じた業務改善等に意欲のある者を指名したり、施設長自らが責任者となることも想定されます。また、必ずしもICTに関する何らかの資格の保有又は研修等の受講を求めるものではありません。
335		○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	ICT活用に関する業務の一部のみ担っている職員を責任者として任命してよいのか。	複数人で分担してICTの活用を推進する場合（例えば、責任者は保育ICTの導入・活用のとりまとめを担当しており、保育業務施設管理プラットフォームや保活情報連携基盤の活用については別の担当者を置いているような場合）も、要件を満たしているものと考えて差し支えない。 なお、本加算の認定の申請時に責任者1名の氏名及びその業務内容の記載を求めることを予定しています（詳細は令和8年6月までを目途に示す予定）。
336		○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	4つの機能を持つICTの定義は何か。	「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）」の対象となっている①園児の登園及び降園の管理に関する機能、②保育に係る計画・記録に関する機能、③保護者との連絡に関する機能、④キャッシュレス決済に関する機能の4つの機能を指します。
337		○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	1つのシステムに4つの機能すべてを含んでいる必要はあるか。例えば、①園児の登園及び降園の管理に関する機能、②保育に係る計画・記録に関する機能、③保護者との連絡に関する機能、は1つのシステムで、④キャッシュレス決済に関する機能別のシステムを使う場合は要件を満たしたことになるか。	4つの機能のシステムを活用していれば、それぞれ異なる機種やメーカーであっても差し支えありません。
338		○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	「保護者との連絡に関する機能」とは、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。	FAQ243を参照してください。
339		○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	「保育に係る計画・記録に関する機能」とは、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。	FAQ242を参照してください。
340		○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	「キャッシュレス決済に関する機能」とは、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。	FAQ262を参照してください。
341		○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	キャッシュレス決済について、例えば延長保育事業のみを対象として実施というような限定的な利用でも条件を満たしていることになるか。	業務負担軽減に資する程度に活用されていると市町村が認める場合は、特定の用途のみキャッシュレス決済を行っている場合も要件を満たしているものとして差し支えありません。
342		○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	4つの機能を持つICTを活用して業務を実施していることはどのように確認するのか。	導入している4つの機能それぞれについて、現に活用していることを確認するため、①システム又は製品の名称、運用保守契約の相手先事業者名、②運用保守契約額・ソフトウェアライセンス料・購入額など当該年度に発生した費用等を確認することを想定している。なお、買い切りの製品等の場合であっても、当該製品の運用に係る何らかの費用が当該年度に発生していることを確認することを想定しています。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
343	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	補助金の交付を受けてシステムを導入した場合、当該年度は本加算の対象外か。また、この補助金には何が含まれるか。	4つの機能を有するシステム等のいずれか又は全てについて、「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）」又は「教育支援体制整備事業費交付金（幼児教育の質の向上のためのICT化支援）」等の国庫補助金を利用して導入した場合は、当該年度は本加算の対象外となります。 なお、地方単独事業により補助によりシステムを導入している場合であっても、本加算の対象として差し支えありません。
344	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	4つの機能を有するシステム等について、年度途中に導入した場合も加算の対象としてよいのか。	4つの機能を有するシステム等について、年度途中に導入した場合も、加算の認定の時点で活用している事実が確認できれば、本加算の対象となります。なお、4つの機能を有するシステム等を業務負担軽減に資すると判断される程度に継続的に活用していることが前提である点にご留意ください。
345	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	システムの不備等により、システムを利用しない期間がある場合に加算の対象としてよいのか。	施設等の責めに帰することができない事情により、4つの機能を持つICTのいずれか又は全てを利用しない期間があった場合であっても、当該年度中に利用している期間がある場合は本加算の対象となります。 なお、年度途中に運用保守契約を解約する等により利用の意思がないと判断できるような場合は、この限りではありません。
346	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	居宅訪問型保育事業で、登園・降園管理そのものが発生しないような場合も、本加算を申請するためには、4機能をすべて導入する必要があるのか。	業務の性質上、4つの機能のいずれかの利用が想定されないような場合は、当該機能で実現すべき業務負担軽減等の効果と同様の効果が得られるような工夫がICTの活用により講じられていれば、対象と考えて差し支えありません（例えば、登園・降園管理そのものが発生しない場合であっても、アプリなどで訪問の事実が記録される仕組みが設けられているなど）。
347	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の活用について、具体的にどのような場合に要件を満たすことになるのか。	令和8年度については、施設においてアカウントの発行を受けていて、令和9年度から両システムを活用することを確約した場合に、加算の要件を満たしているものと取り扱います。 なお、活用の具体的な内容や令和9年度以降の要件は、令和8年6月までを目途に示す予定です。
348	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	自治体が独自に給付又は監査のシステムを利用している場合、要件を満たさないことになるのか。	保育業務施設管理プラットフォームでは、R8年度に独自システムとのCSV連携機能を追加することを予定しております（利用開始は令和9年4月見込み）。 詳細は今後お知らせしますが、独自システムの方にも連携機能を立てていただいた上で、本システムと連携することで、独自システムを利用しながら本システムも活用いただける状態となるものと考えられます。
349	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	施設の所在する自治体が保育業務施設管理プラットフォーム又は保活情報連携基盤を利用していない場合は、加算の認定が受けられないのか。	お見込みのとおりです。 ただし、自治体が独自システムとCSVによるデータ連携を行うことで保育業務施設管理プラットフォームを活用している場合は、加算の認定を受けることができます。
350	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	保育業務施設管理プラットフォームや保活情報連携基盤を活用することを確約して加算の認定を行った後に、両システムの活用実績がないことが判明した場合はどのようにすればよいのか。	結果的に両システムを活用しなかった場合は、施設等の責めに帰することができない事情がある場合を除いて、当該年度（令和8年度に、令和9年度にシステムの利用を確約して加算の認定を行った場合は、令和8年度分。）の加算額の返還を求めるものとします。なお、施設等の責めに帰することができない事情の有無については、市町村において御判断ください。
351	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	ここdeサーチ上のどの情報を更新すればよいのか。	子ども・子育て支援法第58条第1項に基づく特定教育・保育施設等の提供する教育・保育の内容及び当該施設等の運営状況に関する情報（※）を指します。 即ち、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」における「施設の詳細情報を入力する」タブの必須項目を全て入力し、施設等から市町村（確認者）へ申請することを意味します。 なお、施設の詳細情報については、施設側での更新不可の項目が一部あるため、当該項目で修正が生じた際には、都道府県もしくは市町村（登録者）へ修正依頼を行っていただくようお願いいたします。 ※本加算の要件となっていない子ども子育て支援法第58条第2項に規定する毎事業年度終了後5か月以内に行わなければならない経営情報等の報告については、別途新設された調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）において調整を行う。
352	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	施設情報に変更がない場合も、ここdeサーチ上での更新が必要か。	毎年度、情報の更新をお願いしているとおり、施設情報に変更がない場合も、ここdeサーチ上で変更なしの処理作業を行うことが必要です。
353	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	年度中にここdeサーチの情報の更新をしている場合であっても、9月末時点で最新の情報に更新されていない場合は、要件を満たしたことになるか。	ここdeサーチ上で年度が切り替わる5月から9月末までの間に1度でも情報の更新（変更なしの場合の処理作業含む）がなされていれば、その後、9月末までの間に運営状況に変更が生じた場合等に情報の更新がなされていなくても、要件を満たしたことになります。 なお、本加算の要件にかかわらず、ここdeサーチの「利用者の選択に資する情報の提供」という趣旨や、保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の運用に伴い、ここdeサーチ上には最新の情報が反映されていることが求められることから、施設情報に変更が生じた際には随時更新に努めていただくことが必要です。
354	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	ここdeサーチの情報の最新化がなされていない又は情報に誤りがあって、市町村から保育所等に対し、最新化又は修正の指摘があった際には適切に対応がされていない場合は、具体的にどのような状態か。また、対応に期限はあるのか。	「適切な対応がなされていない場合」については、報告内容や施設等の状況等を勘案して市町村が御判断ください。 また、こども家庭庁として、ここdeサーチの情報の最新化の依頼又は修正の指摘をした日から対応するまでの期限は設定していないことから、各市町村で適切に対応ください。
355	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	PCに予め備えられた機能や無料サービスを活用することをもって要件を満たしたとみなすことは可能か。	業務負担を軽減する一定の性能を有したシステムであることを前提としているため、基本的には製品の購入費、リース料、システムやソフトウェアの使用料等の費用が発生していることを想定していますが、有料のサービス等と同等の性能を有するものと市町村が認める場合は、4機能全てが無料サービスであっても、本加算の要件を満たすものとして差し支えありません。 ただし、その場合も、市町村の確認監査等において、有料サービス等と同等の業務負担軽減に資するシステムであることについて確認するようにしてください。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
356	○	○	○	○	○	○	○	小学校接続加算/保育ICT推進加算	小学校接続加算や保育ICT推進加算のように3月時点で要件を満たすことを確認することとなっており、加算の認定申請の時期が明示されていないものの認定の手続きについて、3月以前の適宜の時期に、他の加算の認定申請と併せて申請を受け付けることを基本としつつ、必要に応じて個別の施設・事業所の加算の認定申請を受け付けるような運用として差し支えないか。	差し支えありません。

公定価格に関するF A Q（よくある質問）

このF A Qは、単価を基に年間の運営費額を算定する際の参考となるよう作成したものです。追加・修正箇所には、網掛けをしてあります。

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
1	○							基本部分（配置基準）	幼稚園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P1
2		○						基本部分（配置基準）	保育所の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P1
3			○					基本部分（配置基準）	認定こども園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P1
4				○				基本部分（配置基準）	家庭的保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P1
5					○			基本部分（配置基準）	小規模保育事業A型・B型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P1
6					○			基本部分（配置基準）	小規模保育事業C型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P2
7						○		基本部分（配置基準）	事業所内保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P2
8	○	○	○		○	○		基本部分（配置基準）	公定価格上の子どもの人数・年齢に応じた配置基準については、どのように計算すれば良いのか。	P2
9	○	○	○		○	○		基本部分（配置基準）	削除（No. 218、No. 219に分割して掲載）	P2
10	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（配置基準）	公定価格における配置基準を上回る（又は下回る）運用は可能か。	P2
11	○	○	○		○	○		基本部分（年齢区分）	子どもの年齢については、いつ時点の年齢によることになるのか。	P2

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
12	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（地域区分）	地域区分ごとの市区町村はどのようなになっているのか。	P3
13	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（地域区分）	他の市町村の子どもが利用する場合には、地域区分は利用者の居住地の区分が適用されるのか。それとも、施設の所在地の区分が適用されるのか。	P3
14	○	○	○	○	○	○	○	基本部分	「公定価格の骨格案」の資料にある基本分単価の内訳には人件費、社会保険料事業主負担金、減価償却費などの経費が算定されているが、積算と異なる用途や異なる金額で人件費等を支払った場合、基本分単価は各施設・事業の実態に応じて加算・減算されるのか。	P3
15	○	○						基本部分	基本分単価に含まれる教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定されているが、主幹教諭の発令をしていない場合、減算されるのか。	P3
16	○	○	○		○	○		基本部分 調整部分（定員を恒常的に超過する場合）	定員を超えて受入れをしているが、施設型給付費は支払われるのか。	P3
17	○	○	○		○	○		定員超過の場合の減額調整	削除	P3
18	○		○					基本部分 学級編制調整加配	学級編制調整教諭の加配はなぜ36人以上300人以下のみ対象としているのか。	P4
19	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	削除	P4
20	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	削除	P4
21		○			○	○		所長（管理者）設置加算	削除	P4
22	○		○					副園長・教頭設置加算	副園長・教頭が学級担任をしている場合は、加算されないのか。	P4
23	○		○					副園長・教頭設置加算	副園長が免許保有者でない場合は加算の対象にならないのか。	P4
24			○					学級編制調整加配加算	学級編制調整加配加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P4
25	○	○	○					3歳児配置改善加算	3歳児配置改善加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P4
26	○		○					満3歳児対応教諭配置加算	満3歳児加算は、3歳児全員に適用されるのか。	P4
27	○		○					満3歳児対応教諭配置加算	年度当初から、満3歳児の受入れを想定して手厚く教員を配置し、年度途中から満3歳児を受入れて6：1配置が実現している場合、満3歳児加算はいつから適用になるのか。	P4
28	○		○					チーム保育加配加算	こういった場合にチーム保育加配加算の対象となるのか。	P4

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
29	○		○					チーム保育加配加算	加算人数に上限があるのはなぜか。	P4
30	○		○					通園送迎加算	運転手が兼務・外部委託の場合も加算が適用されるのか。	P4
31	○		○					通園送迎加算	長期休業期間中も加算が適用されるのか。	P4
32	○		○					給食実施加算	休業期間中において（休業期間中は除く）隔週など変則的に実施する場合の取扱いはどうなるのか。長期休業期間中も加算が適用されるのか。	P5
33	○		○					給食実施加算	外部委託、外部搬入の場合も加算が適用されるのか。	P5
34	○		○					給食実施加算	削除	P5
35	○		○					外部監査費加算	加算額よりも高い/低い監査報酬額を支払った場合、加算単価は加算/減算されるのか。	P5
36	○		○					外部監査費加算	実施時期と加算時期との関係はどうなるのか。	P5
37	○		○					外部監査費加算	外部監査を受けた場合は市町村による会計監査を省略することができるか。	P5
38		○	○		○	○		休日保育加算	他の施設（事業）を利用している子どもも休日に受け入れているが、その場合はどのように支払われるのか。	P5
39		○	○		○	○		休日保育加算	「休日保育の年間延べ利用子ども数」はその年度の見込みで良いのか。また、その場合、実績が見込みを上回った（下回った）場合にはどうなるのか。	P5
40		○	○		○	○		夜間保育加算	削除	P5
41							○	休日保育加算 夜間保育加算	居宅訪問型保育事業の休日保育加算や夜間保育加算の加算要件はどうなるのか。	P5
42				○	○		○	資格保有者加算	削除	P5
43					○	○		保育士比率向上加算	削除	P5
44				○				家庭的保育支援加算	削除	P5
45				○	○	○		障害児保育加算	削除	P5
46		○	○	○	○	○		減価償却費加算	削除	P6
47		○	○	○	○	○		賃借料加算	削除	P6
48		○	○					調整部分（分園の場合）	分園の場合はどのように計算すれば良いのか。	P6

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
49			○					調整部分（配置基準を下回る場合）	認定こども園の場合の不足保育教諭等数の算定方法とその具体的な適用方法はどのようなになるのか。	P6
50			○					調整部分（職員資格を有しない場合）	幼保連携型認定こども園の場合であっても、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれかを有していれば減算されないのか。	P6
51			○					調整部分（職員資格を有しない場合）	認定こども園の場合、3歳未満児保育を幼稚園教諭免許のみ保有する者が行っている場合や、学級担任に保育士資格のみ保有する者になっている場合に減算されるのか。	P6
52		○	○	○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	削除	P6
53				○	○	○		調整部分（連携施設を設定しない場合）	この調整は、どのような場合に適用されるのか。また、支援の頻度については、決まりがあるか。	P6
54	○							主幹教諭等専任加算	削除	P6
55	○							主幹教諭等専任加算	主幹教諭等とあるが、主幹教諭以外はどのような職種が対象になるのか。	P6
56		○						主任保育士専任加算	削除	P6
57	○	○	○					主幹教諭等/主任保育士専任加算	主幹教諭や主任保育士等が学級担任やクラス担当等を兼務することはできるのか。また、代替教員や代替保育士は、他の業務と兼務することはできるのか。	P6
58	○	○	○					療育支援加算	削除	P6
59	○		○					事務職員配置加算	幼稚園全体・認定こども園全体の利用定員が91人以上を満たしているが、非常勤事務職員がいない、もしくは専任の事務職員がいない場合などでも加算が適用されるのか。	P7
60		○						事務職員雇上費加算	削除	P7
61	○	○	○	○	○	○	○	冷暖房費加算	削除	P7
62	○	○	○	○	○	○	○	除雪費加算	削除	P7
63	○	○	○	○	○	○	○	降灰除去費加算	降灰除去費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	P7
64		○	○					高齢者等活躍促進加算	削除	P7
65	○	○	○	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算	削除	P7
66	○	○	○	○	○	○	○	栄養管理加算	削除	P7
67	○	○	○					小学校接続加算	小学校接続加算とは何か。具体的な加算要件はどのようなものか。	P7
68	○	○	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	削除	P7
69	○	○	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	削除	P7
70	○	○	○	○	○	○	○	加算部分全般	各月初日の状態で適否を判断する加算について、年度の途中や月の途中で加算の要件を満たした場合（満たさなくなった場合）はいつの時点から単価が変更されるのか。また、適否の変更がない場合にも、毎月確認が必要なのか。	P7

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
71	○	○	○	○	○	○	○	加算部分2	加算部分2には各月（3月）初日の利用子ども数で除す事項がいくつかあるが、端数処理はどのようにするのか。	P7
72	○	○	○	○	○	○	○	その他	削除	P7
73	○	○	○	○	○	○	○	その他	給付費・委託費は毎月支払われるのか。	P8
74	○	○	○	○	○	○	○	その他	月途中での入退所があった場合に給付費・委託費はどのように支払われるのか。	P8
75	○	○	○	○	○	○	○	その他	利用者負担額を誤って徴収したり、未納があった場合は、給付額に反映されるのか。	P8
76	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（定員区分）	公定価格の「定員区分」における「定員」は、認可定員なのか、利用定員なのか。	P8
77		○	○					基本部分（定員区分）	認定こども園または保育所における保育認定子どもに適用される単価の「定員区分」については、2号定員、3号定員それぞれごとの単価が適用されるのか、それとも、2号・3号の合計定員の単価が適用されるのか。	P8
78			○					基本部分（定員区分）	認定こども園に適用される単価の「定員区分」については、例えば、利用定員100名（1号認定10名、2号認定60名、3号認定30名）の施設の場合、施設全体の定員をベースとして、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「91人から105人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「91人から100人まで」の単価が適用されるのか、それとも、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「15人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「81人から90人まで」の単価がそれぞれ適用されるのか。	P8
79		○	○	○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	削除	P9
80	○		○					基本部分（配置基準と学級編制との関係）	幼稚園や認定こども園の公定価格上の職員配置基準は、学級ごとに満たす必要があるのか。	P9
81						○		公定価格	事業所内保育所を利用する従業員の子どもが、3歳以降も利用する場合、引き続き給付を受けることは可能か。	P9
82	○		○					公定価格	私学退職金団体の負担金は公定価格（基本分単価）に含まれますか。基本分単価の内訳を見ると、「社会保険料事業主負担金等（私立学校教職員共済等）」とありますが、自治体向けFAQ222番との関係も教えてください。	P9
83	○		○					公定価格	削除	P9
84			○					減算調整	減算調整されるのは、施設全体の利用定員が120%以上の場合でしょうか、それとも1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。 また、減算するのは120%以上の分だけでしょうか、全体にかかるのでしょうか。 （例：施設全体で100人利用定員のところ、2年間130%の実利用がある。1号は定員どおり30人、2号は定員40人のところ52人、3号は定員30人のところ48人いる場合）	P9
85		○	○		○	○	○	休日、夜間保育加算	削除	P9
86	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	削除	P9

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
87	○	○	○	○	○	○		通園バス代の実費徴収	1号認定子どもの公定価格のみ通園送迎加算がありますが、2・3号認定子どもはバスを利用できないのでしょうか。2・3号認定子どもがバスを利用できる場合は、その実費徴収額は、1号認定子どもよりも加算額分高く設定すべきでしょうか。	P9
88	○		○					給食実施加算	1号認定子どもの給食実施加算は全員に給食を実施する場合だけが対象でしょうか。	P10
89	○		○					公定価格	削除	P10
90	○	○	○	○	○	○	○	加算要件の確認等	削除	P10
91		○	○		○	○	○	休日保育加算	公定価格の休日保育加算について、休日における給食に係る費用は含まれていると考えてよいですか。積算にどのような内容が含まれているのでしょうか。	P10
92	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善加算の要件	削除	P10
93	○	○	○					障害児受入の際の加算	障害児を受け入れた場合、地域型保育事業については、公定価格上、保育士等の加配に係る加算措置が設けられていますが、認定こども園や幼稚園、保育所については保育士等の加配に係る加算措置がないのでしょうか。	P10
94	○	○						特例給付の公定価格	1号認定を受けた子どもが保育所で特例給付を受ける場合や、2号認定を受けた子どもが幼稚園で特例給付を受ける場合の、それぞれの給付単価はどのようになるのでしょうか。	P10
95	○		○					基本部分、調整部分 （定員を恒常的に超過する場合）	平成26年10月17日付け事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」は、認定こども園を構成している幼稚園にはどのように適用されるのか。	P11
96	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	削除	P11
97	○	○	○					園長の兼務	園長（施設長）を一人の者が兼務していますが、この場合の公定価格の扱いはどのようになるのでしょうか。認定こども園、幼稚園、保育所とで違いはありますか。	P11
98		○	○		○	○	○	休日保育の利用者負担額	休日保育加算の対象となる利用者から、所得に応じた利用者負担とは別に、休日保育の利用料を徴収することはできますか。また、出張等で単発的に利用する場合は、どのように取り扱うのでしょうか。	P11
99		○	○		○	○	○	休日保育の利用者負担額	常態的に休日保育を必要とする子どもの保護者にとっての週休日（例：店の定休日である火曜日が週休日）に、単発的な仕事が入った場合や、園の行事等のために保育を行う必要があると園側が判断した場合、当該火曜日に保育を受けることは可能でしょうか。その場合の利用者負担はどう取り扱うべきでしょうか。	P11
100		○	○		○	○	○	休日保育加算	休日保育加算の要件として、対象となる子どもに間食又は給食等を提供することが定められていますが、休日に自園調理を行うことが困難であること等の理由により、保護者の同意があれば弁当持参も可能とする取扱いはできないのでしょうか。	P12
101		○	○		○	○		基本単価と必要な職員配置	保育所や認定こども園（保育認定2号・3号）の基本分単価に含まれる職員構成と実際に配置すべき保育士数との関係を教えてください。特に、休けい保育士や保育標準時間認定に係る非常勤保育士の加算分について、実際に保育士を配置する必要がありますか。配置できない場合は、公定価格の減額調整などがあるのでしょうか。また、非常勤職員の配置とされている場合、その非常勤職員の従事時間などの要件はありますか。	P12
102		○						処遇改善等加算Ⅰ	削除	P12

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
103	○	○	○					療育支援加算	療育支援加算は、年度途中に障害児を受け入れた場合でも対象になりますか。また、当該障害児が年度途中に退所した場合はどうなりますか。	P12
104	○		○					担当職員（教育補助者）の資格要件	幼稚園の教諭免許状が失効している者をチーム保育を担当する教育補助者として配置する場合は、配置の日までに都道府県教育委員会に再授与申請手続きを行う必要がありますか。	P12
105		○	○			○	○	休日保育加算	ある施設が、自園に在籍する子どもだけでなく、平日は近隣市町村の別の施設を利用している子どもも受け入れて休日保育を実施する場合、休日保育にかかる給付金は、利用者数を按分した上で、利用者の居住するそれぞれの市町村が給付することとなるのでしょうか。	P12
106		○	○			○	○	休日保育加算	各市町村において休日保育の利用可能人数の上限を設定した場合でも、休日保育加算の対象となりますか。	P13
107	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	削除	P13
108	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	削除	P13
109		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	削除	P13
110			○					処遇改善等加算Ⅰ	削除	P13
111		○	○	○	○	○		減価償却費加算	減価償却費加算について、敷地内に複数の施設が存在し、施設整備費補助金を受けたものと受けていないものが混在している場合や、単一施設であっても新築部分とその後の増築部分で施設整備費補助金を受けた受けないが分かれている場合、どのような取扱いになるのでしょうか。	P13
112		○	○	○	○			賃借料加算	「賃借物件による保育所整備事業」「小規模保育設置促進事業（賃貸料補助）」等の国庫補助を受けた施設・事業については、賃借料加算は受け取れないのでしょうか。 開設前の賃借料の補助は賃借料加算と重複しないのではないのでしょうか。	P13
113	○	○	○	○	○	○	○	加算部分全般	療育支援加算、事務職員雇上費加算、家庭的保育補助者加算など、職員の配置に係る加算については、当該職員の勤務時間が最低何時間以上なければならない等の制限はありますか。	P13
114			○					基本部分 調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	認定こども園において、主幹教諭等を専任化させるための代替保育教諭等として、常勤1名と非常勤職員1名を配置することとされていますが、非常勤職員を2人配置した場合に、減算調整は適用されるのでしょうか。 また、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合について、減算調整は適用されるのでしょうか。	P14
115			○					事務職員配置加算	認定こども園の事務職員配置加算は1号の利用者がいない場合には加算されないのでしょうか。	P14
116			○					土曜日に閉所する場合の減算・日割り計算	幼稚園型認定こども園で土曜日に閉所している場合も、その園を利用する2・3号認定子どもの公定価格については、「土曜日に閉所していることによる減算」が必要となるのでしょうか。 また、日割り計算をする際、除する日数は25日となるのでしょうか。	P14
117				○	○	○		連携施設（経過措置期間中の減算）	家庭的保育事業等では、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）附則第3条の規定により、施行の日（平成27年4月1日）から15年間は連携施設の設定をしなくても良いことになっていますが、この経過措置の間、公定価格は減算されることになるのでしょうか。	P14

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
118		○	○	○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	土曜日に閉所する場合の減算調整について、半日開所や開所時間が11時間に満たない場合も減算となるのでしょうか。また、半日開所のニーズしかない地域の場合、ニーズに合わせて半日しか開所しないことが考えられますが、この場合も減算の対象となるのでしょうか。	P15
119		○	○	○	○	○	○	その他	保育認定子どもの利用者負担額の日割り計算において、休日保育を行っている等により開所日数が通常よりも多い場合も、土曜日に恒常的に閉所している等により開所日数が通常よりも少ない場合も、どちらの場合も25日で除するということで良いのでしょうか。	P15
120	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	削除	P15
121		○	○					高齢者等活躍促進加算	削除	P15
122				○	○	○		減価償却費加算	家庭的保育事業等の減価償却費加算について、自宅の一部で保育を行う場合、家庭的保育事業の用に供する建物が自己所有であることというのは、自宅の名義が事業主でなければならないということか。また、名義に関して、親族等との共有名義である場合は、どうか。	P15
123		○	○	○	○	○		減価償却費加算	減価償却費加算の加算要件に、「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とあるが、この「国庫補助金」には、地方単独補助金が含まれるのか。また、地方単独補助金が含まれないとする場合、過去に地方単独補助金の交付金を受けている施設から減価償却費加算の申請が出されてしまった場合、市町村は同加算の認定を行わざるを得ないのか。	P16
124		○	○	○	○	○		賃借料加算	賃借料加算においては、「国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと」が要件とされているが、賃借料について、前払いによりその一部又は全部が支払われ、毎月支払う賃借料が減額されている場合の取扱いはどうになるのか。	P16
125	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰの加算見込額の算定に当たって、公定価格上の加減調整部分の取扱いはどうにすればよいのか。	P16
126	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	削除	P16
127	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	削除	P16
128		○	○	○	○			減価償却費加算	要件のうち、「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とはどのように判断するのでしょうか。	P17
129			○					基本部分 調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	主幹保育教諭等の専任化をしていない場合とあるが、「主幹保育教諭等」としてどのような職種が対象になるのか。	P17
130	○	○	○					主幹教諭等専任加算/主任保育士専任加算/調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	「保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等」の要件はどのようなものか。	P17

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
131	○		○					主幹教諭等専任加算/調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	削除	P17
132			○					調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	主幹保育教諭等を専任化により子育て支援の取組を実施していない場合に該当する場合、加算を適用することができないのでしょうか。	P17
133			○					調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	1号認定子どもと2・3号認定子どもの区分で共通する事業要件である「一般型一時預かり事業」及び「障害児に対する教育・保育の提供」については、それぞれ1号認定子ども又は2・3号認定子どもが対象となるのでしょうか。	P18
134	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	削除	P18
135	○	○	○	○	○	○	○	日割り計算	各月（3月）初日の利用子どもの単価に加算する事項がいくつかあるが、月途中での入退所がある場合の日割り計算はどのようにするのか。	P18
136					○	○		処遇改善等加算Ⅱ	削除	P18
137					○	○		処遇改善等加算Ⅱ	削除	P18
138					○	○		処遇改善等加算Ⅱ	削除	P18
139	○	○	○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、加算の認定は、月毎に行うものとされていますが、施設の設置者から申請を毎月徴さなければならぬのでしょうか。 また、2号認定子どもについては施設（事業所）からの申請は不要ですか。	P18
140	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、副食費徴収免除加算における給食実施日を「施設（事業所）が把握している各月初日における副食の提供予定」としていますが、申請と実績に乖離がある場合について、加算の再認定を行う必要がありますか。	P18
141	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、一部の日に給食の希望制をとっていますが、希望する子ども全員に副食の全てを提供できる体制をとっている場合には、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	P18
142	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、夏休み期間など長期休業中の預かり保育や一時預かり事業において副食を提供した場合、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	P19
143	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、午前中に教育の提供が終了する場合において、午後に預かり保育を利用する子どもに対して副食を提供した場合は、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	P19
144	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、同じ月に副食の全部を提供する日と、おやつや牛乳のみなど、副食の一部を提供する日がある施設について、ともに副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	P19
145	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、3歳児は弁当持参とし、4・5歳児には給食提供している場合、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	P19
146	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、4歳児に給食を提供するが5歳児は遠足等の行事で弁当持参とする日があった場合、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	P19

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
147	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、幼稚園の卒園式以降の日においては、幼稚園を卒園する1号認定子ども（以下この間において「卒園児」という。）に給食を提供することはできませんが、卒園児以外の希望する全員に給食提供している場合は、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	P20
148		○						委託費の経理	教育・保育の無償化に伴い、施設が徴収することとなった副食費について、社会福祉法人会計基準上、収支計算書、事業活動計算書においてどのように区分するべきでしょうか。	P20
149	○	○	○	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算	本加算は、火災・地震等の災害時に備え、施設の総合的な防災対策を図る取組に必要な経費が加算の対象となりますが、災害備蓄品の購入は対象となりますか。	P20
150		○	○					分園	分園について、基本分単価において充足すべき職員の構成は、本園と同様でしょうか。	P20
151			○					教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合	教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない幼保連携型認定こども園に適用するとされていますが、教育標準時間認定子どもの利用定員は設定しているものの、利用子どもがいない場合には適用されますか。	P20
152	○		○					日割り計算	5歳児が3月の卒園月にA自治体からB自治体に転居した場合も、A自治体の支給認定を取り消して再度B自治体で支給認定を取得させ、施設型給付を日割り計算する必要がありますか。また、A自治体で支給認定を取り消さず月末まで維持し、一括して施設型給付を支払うことは可能ですか。	P21
153			○	○	○	○	○	土曜日に閉所する場合	土曜日に開所していても保育を提供していない場合、閉所しているものとして取り扱うとのことだが、土曜日利用希望があり開所したが、当日キャンセルの連絡があり利用する子どもがいなくなった場合も閉所しているものと取り扱うのか。また、土曜日に係る保育の利用希望がなく閉所する予定であったが、利用希望に変更があり、保育を提供するために開所した場合は、開所しているものと取り扱うか。	P21
154		○	○	○	○	○		土曜日に閉所する場合	土曜日が5日ある月の場合調整率の区分の取扱いはどうなるのか。また、土曜日が4日ある月でそのうち1日が祝日の場合の調整率の区分の取扱いはどうなるのか。	P21
155	○		○					給食実施加算	主食は「施設内の調理設備を使用してきめ細やかに調理を行っている」が、副食は「施設外で調理して施設に搬入しているなど、自園調理と外部搬入を同時に行う方法により給食を実施している場合、加算額はどのように算定されるのでしょうか。	P21
156	○		○					給食実施加算	週のうち数日、自園調理によって給食を提供し、残りの数日を外部搬入によって給食を提供する場合は、それぞれの日数にそれぞれの単価を乗じた額を合計して加算額を算定するのでしょうか。	P22
157	○		○					給食実施加算	購入した食材を電子レンジで温めて提供するような給食を実施している場合は、自園調理分の単価を用いて加算額を算定するのでしょうか？それとも外部搬入の単価を用いて算定するのでしょうか。	P22
158		○	○	○	○	○		土曜日に閉所する場合	年末年始に土曜日がある場合、閉所すると減算が適用されるのでしょうか。	P22
159		○			○	○		所長（管理者）設置加算	職員の急な休みに対応するため、施設長（管理者）が業務を代行した場合、「実際にその施設の運営管理の業務に専従」していものとして減算が適用されるのでしょうか。	P22

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
160		○	○		○	○		休日保育加算	共同（輪番）により年間を通じて休日等に関所する場合の申請についてはどのようにすればよいでしょうか。	P22
161		○	○		○	○		休日保育加算	企業主導型保育施設との共同（輪番）により年間を通じて休日等に関所する場合、企業主導型保育施設を利用した分の申請についてはどのようにすればよいでしょうか。	P22
162		○	○	○	○	○		土曜日に閉所する場合	土曜日にA園とB園との共同保育を、A園で実施したが、B園の在籍児しか利用がなかった場合、保育の提供がないものとして閉所しているものと取り扱われるのでしょうか。	P23
163	○	○	○	○	○	○		栄養管理加算	栄養士について、以下の場合、「配置」「兼務」「嘱託」のどれに該当するのでしょうか。 ①栄養士を派遣契約により配置する場合 ②法人本部で栄養士を雇用する場合 ③栄養管理業務を外部委託する場合	P23
164	○	○	○	○	○	○	○	その他	市町村において、各種加算の認定にまで至っていない場合、各施設・事業者への加算の支給については、どのように対応すればよろしいでしょうか。	P23
165	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	削除	P23
166	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	削除	P23
167	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ	削除	P23
168	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	削除	P23
169	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	削除	P23
170	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	削除	P23
171	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	削除	P23
172	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ	削除	P23
173	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	削除	P23
174	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	削除	P23
175	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	削除	P23
176	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	削除	P23
177	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	削除	P23
178	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	削除	P23
179	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ	削除	P23
180	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	削除	P23
181	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	削除	P24
182	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	削除	P24
183	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	削除	P24
184	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	削除	P24
185	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	削除	P24
186	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	削除	P24
187	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	削除	P24
188	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	削除	P24
189	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	削除	P24

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
190	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	削除	P24
191	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	削除	P24
192	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	削除	P24
193	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	削除	P24
194	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	削除	P24
195	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	削除	P24
196	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	削除	P24
197	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	削除	P24
198	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	削除	P24
199	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	削除	P24
200	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	削除	P24
201	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算（令和4年度）	削除	P24
202		○	○					処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	削除	P24
203	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	削除	P24
204			○					処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	削除	P24
205	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	削除	P24
206	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	削除	P24
207	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ	削除	P24
208	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	削除	P24
209	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）	削除	P25
210	○		○					施設関係者評価加算	公開保育をオンラインで実施した場合は加算の要件を満たすものとしてよいのでしょうか。	P25
211	○	○	○					小学校接続加算/主幹教諭等専任加算/主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合	小学校との交流活動をオンラインで実施した場合は加算の要件を満たすものとしてよいのでしょうか。	P25
212	○	○	○	○	○	○	○	公定価格	災害や感染症が発生し、施設等が臨時休園等を行った場合に、施設型給付等の支給はどうなるのでしょうか。	P25
213	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	削除	P25
214	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	削除	P25
215	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	削除	P25

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
216	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	削除	P25
217		○	○					処遇改善等加算Ⅲ	削除	P25
218	○		○					基本部分（配置基準）	教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることができるのでしょうか。	P25
219		○			○	○		基本部分（配置基準）	教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることができるのでしょうか。	P25
220	○	○	○		○	○		基本部分（配置基準）	「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」（令和5年4月21日付こ成保21）においては、「各施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していない者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者」は常勤の保育士と扱うこととされましたが、公定価格における常勤換算の方法も変更されるのでしょうか。	P26
221	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算（令和5年度）	削除	P26
222	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算（令和5年度）	削除	P26
223			○					主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合	基本分単価に含まれる年齢別配置基準の保育教諭等には主幹保育教諭等2人を配置するための費用が算定されているが、主幹保育教諭等の発令をしていない場合、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合の減算調整は適用されるのか。	P26
224	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ/処遇改善等加算Ⅲ	削除	P26
225	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ/処遇改善等加算Ⅲ	削除	P26
226	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	削除	P26
227	○	○	○	○	○	○	○	常勤換算	「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義について」（令和6年6月25日付こ成保666号）においては、これまで常勤保育士として就労してきた保育所等において就労を希望するものの、育児・介護等により、1か月に勤務すべき時間数が120時間未満となる保育士を勤務時間短縮保育士とし扱うこととされましたが、公定価格における常勤加算の方法は、どうなりますか。	P27
228	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算（令和6年度）	賃金改善計画書の廃止により、処遇改善が適切に行われない可能性が高いと思われる場合、賃金改善計画書と同様の計画書を求めてもよいでしょうか。	P27
229	○	○	○					小学校接続加算	市町村において5歳から小学校1年生までのモデルカリキュラムを策定している場合には、当該加算の要件を満たすか。	P27
230	○	○	○					小学校接続加算	卒園した児童が通学することが想定される全ての小学校と連携・接続する必要があるか。	P27
231	○	○	○					小学校接続加算	当該施設に5歳児が在籍していない場合は要件を満たさないか。	P27

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
232		○	○					主任保育士専任加算/基本部分調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合について、開催したが参加者が0人の場合、要件を満たしているか。	P28
233		○	○	○	○	○	○	R6定額減税	令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることとなりましたが、満3歳未満の利用者負担の所得階層の区分の決定や副食費徴収免除加算の判定等に用いる市町村民税所得割額においてはどのように取り扱いますか。	P28
234		○	○	○	○	○	○	R6定額減税	定額減税額は、各種税額控除による控除後の市町村民税所得割額を超える場合には、各種税額控除による控除後の市町村民税所得割額の限りで定額減税が行われることとなっていますが、保育料の算定上は控除の対象とならない金額による控除により、定額減税額自体が満額減額されない場合に、保育料の利用者負担額の算定において用いる定額減税反映後の市町村民税所得割額についてどのように考えますか。	P28
235		○	○	○	○	○	○	R6定額減税	自治体向けFAQ.【第19.1版】No146において、海外勤務等により賦課期日において子ども・子育て支援法の施行地に住所を有しない者の実際の利用者負担額の算出にあたっては、所得を推定できる資料等により、課税相当額を推計するなどして、市町村民税非課税世帯を含む全階層区分のうちいずれかの区分に当てはめることとありますが、その際、定額減税は考慮しないでよいでしょうか。	P28
236	○	○	○	○	○	○	○	人事院勧告	削除	P28
237	○	○	○					小学校接続加算	要件iiiに「小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手」とあるが、具体的にどのような取組が想定されるか。	P29
238	○	○	○					小学校接続加算	年度途中にカリキュラムを編成・実施に着手した場合、要件iiiの継続的な協議会の開催等は年度を跨いだものであっても差し支えないか。	P29
239	○	○	○					小学校接続加算	要件iiiに「小学校との継続的な協議会の開催等により」とあるが、一つの園で実施することが困難な場合、合同の協議会を開催しそこに対象施設の担当者が参加する形でも問題ないのか。	P29
240	○	○	○					小学校接続加算	協議会について、例えば都道府県の主催で、域内の幼児教育施設や小学校の関係者が参加できる大規模な合同協議会を開催しており、架け橋期のカリキュラムについて協議しているが、実際に連携・接続する園と小学校での協議がなされない場合は、要件iiiの対象となるのか。	P29
241	○	○	○					小学校接続加算	自治体で策定しているモデルカリキュラムに沿って園ごとに小学校を見据えたカリキュラムを作成しているが、園と小学校で協議を行わず個別に作成しているのみの場合は要件を満たしていると考えられるか。	P29
242		○	○		○	○		1歳児配置改善加算	要件のうち「保育に係る計画・記録に関する機能」の注意書きに「職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること」とあるが、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。	P29
243		○	○		○	○		1歳児配置改善加算	要件のうち「保護者との連絡に関する機能」の注意書きに「ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く」とあるが、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。	P29
244		○	○		○	○		1歳児配置改善加算	要件のうち、ICTの導入要件のみを満たしておらず、年度途中で要件を満たした場合は、要件を満たした月の属する月の翌月から加算を認定して良いのか。	P30

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
245		○	○		○	○		1歳児配置改善加算	要件のうち、職員の平均経験年数の要件について、「原則として加算年度の4月1日時点の「職員1人当たりの平均経験年数」で判断することとするが、年度途中において職員の採用・異動等により本要件を満たす場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用すること。」とあるが、年度内に職員の異動等があった場合は毎回要件を満たしているかを確認すべきか。	P30
246	○	○						主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算	災害が発生した場合に、教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者等への連絡、被災状況の把握、こどもの預かりに関するニーズの把握や相談支援の実施等を行うこと（災害時の地域支援）とされているが、災害が発生しなくても、災害時の地域支援に係るマニュアル等の整備並びに原則月1回の研修・訓練の実施等を行っていれば、加算は継続して取得できるのか。	P30
247	○	○						主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算	災害時における地域支援に関する要件について、エッセンシャルワーカーの範囲や定義はどう考えるのか。	P30
248	○	○						主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算	災害時における地域支援に関する要件の認定にあたっては、災害時のマニュアルや主任保育士が災害の研修を受けたことが分かる資料を添付すれば良いか。	P30
249	○	○						主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算	災害時における地域支援に関する要件の中で、「原則月1回の研修・訓練等を行う」とあるが、これを満たさなかったことが確認された場合は当該加算分は返還することになるのか。また、計画・マニュアル上は「月1回」以上の研修・訓練を予定していたが、実際には園の事情により中止されることも想定されるが、「原則月1回」の許容範囲如何。	P31
250	○		○					外部監査費加算	加算の要件において、「これに準ずる公認会計士又は監査法人の監査」とあるが、「これに準ずる」とは具体的には何を指すのか。	P31
251	○		○					外部監査費加算	私立学校振興助成法第14条第2項に基づく監査を受けることを加算の要件の一つとしているが、私立学校振興助成法施行規則第2条第4項に規定する人件費支出内訳表も監査対象となるか。	P31
252	○		○					外部監査費加算	一部の都道府県においては、私学助成の交付の要件として、計算関係書類と人件費支出内訳表のみならず、資金収支内訳表や事業活動収支内訳表を監査対象に加えているが、私学助成の交付を受けていない場合でも、資金収支内訳表や事業活動収支内訳表は監査対象となるか。	P31
253	○		○					外部監査費加算	私立学校法に基づく監査を受けることを加算の要件の一つとしているが、計算関係書類のみならず、財産目録も監査対象となるか。	P31
254	○	○	○	○	○	○	○	加算部分全般	加算等の算出過程では端数処理をすることとなっていないものがあるところ（例：通園送迎加算、給食実施加算等）、小数点以下の金額が算出されてしまう場合、どのように取り扱えば良いのでしょうか。	P32
255		○	○		○	○		1歳児配置改善加算	業務においてICTの活用を進めており、以下の①及び②～④のいずれか1つの機能以上の機器を導入し、業務に活用していること。とありますが、複数機器を導入し、Aシステムで「園児の登園及び降園の管理に関する機能」、Bシステムで「キャッシュレス決済に関する機能」をもつ場合は要件を満たしますか。	P32
256		○	○		○	○		1歳児配置改善加算	要件のうち「園児の登園及び降園の管理に関する機能」について、タイムカードで打刻を行い管理をしている場合、要件を満たすこととなるのか。	P32

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
257		○	○		○	○		1歳児配置改善加算	要件のうち「キャッシュレス決済に関する機能」について、銀行による口座振替はキャッシュレス決済に該当しますか。	P32
258			○					主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合	主幹保育教諭又は主幹保育教諭等を専任化させるための代替保育教諭等を配置しておらず、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合」の減算が適用されている施設において、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、学級編制調整加配加算、チーム保育加算など、保育教諭等の加配に関する加算の取得は可能か。	P32

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			

<以下、第30版において追加>

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
259	○	○	○		○	○		1名配置する職員に係る取り扱い	FAQ220において、「各施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していない者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者」は、設備運営基準上は常勤の保育士ではあるものの、公定価格上は、常勤換算を行うこととされている。 園長、施設長、管理者や、専任化させる主幹教諭等・主任保育士等・主幹保育教諭等については、どのように取り扱うことになるのか。	P33
260					○	○		障害児保育加算	小規模保育事業及び事業所内保育事業においては、障害児保育加算が「1歳児配置改善加算の適用がない場合」と「1歳児配置改善加算の適用がある場合」の2つあるが、特別な支援が必要な利用子どもが2歳児（1，2歳児のうち年度の初日の前日における満年齢が1歳児ではない）の場合、どちらの単価を適用するのか。	P33
261		○			○	○		基本単価と必要な職員配置	保育所等における施設長は運営管理業務に専従することが求められており、2以上の施設又は他の事業と兼務し、施設長として職務を行っていない者は欠員とみなされ、施設型給付費及び地域型保育給付費等が減算されるが、当該施設長が児童福祉法第34条の15第3項に規定する乳児等通園支援事業の「実務を担当する幹部職員」を担う場合には減算の対象になるか。	P33
262		○	○		○	○		1歳児配置改善加算	要件のうち「キャッシュレス決済に関する機能」とは、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。	P33
263		○	○					特別地域保育体制確保対応加算	要件 ii に「当該施設の利用子ども数が15人以下であること。」とありますが、例えば当該年度の4月1日時点では利用子どもが15人以下であったが、7月15日時点で15人を上回り、10月1日時点で再度15人以下となった場合、当該加算の対象となる月は何カ月分となるのでしょうか。また、7月15日時点で15人を上回った際と、10月1日時点で再度15人以下となった場合の手続如何。	P33
264		○	○					特別地域保育体制確保対応加算	要件 i 及び別添2の別紙2「特別地域保育体制確保対応加算の取り扱いについて」の1において、「地方版子ども・子育て会議等」における協議・検討を進める必要があるとされているが、「地方版子ども・子育て会議等」はどのような会議体を指しているのでしょうか。	P34
265		○	○					特別地域保育体制確保対応加算	要件 iii に「当該施設が、当該年度中において以下の全ての取組を行っていること。」とありますが、利用子どもが15人以下であった月において、当該取組を行っていないと、当該加算は取得できないのでしょうか。	P34
266		○	○					特別地域保育体制確保対応加算	別添2の別紙2「特別地域保育体制確保対応加算の取扱いについて」の1②において、「①を踏まえた今後の保育提供体制の確保に向けた方針や計画」について協議・検討を行うこととされているが、当該年度内に方針等を定めなければならないのでしょうか。また、当該計画を「保育提供体制の確保のための実施計画」で代替することは可能か。	P34
267		○	○					特別地域保育体制確保対応加算	認定こども園では、教育標準時間認定と保育認定で単価が異なるが、例えば、1号認定の定員10人に対して利用子ども数が5人、2号認定・3号認定の定員10人に対して利用子ども数が5人の場合、どのように算定することになるのか。	P34

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
268		○	○					特別地域保育体制確保対応加算	分園については、分園単独で加算を適用することは可能か。	P34
269		○	○					基本単価と必要な職員配置	No101で、調理員等の配置について、保育標準時間認定に係る非常勤保育士など、基本分単価に含まれる非常勤職員の取扱いについて、「従事時間等の具体的な要件は定めていませんので、教育・保育が円滑に行われる体制がとられているか、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。」とされているが、非常勤の調理員等についても同様か。	P34
270		○	○					基本単価と必要な職員配置	令和8年度から定員21人から40人の保育所・認定こども園の基本分単価に、非常勤の調理員が追加されることとなったが、当該単価が適用されたら、即座に施設に充足を求めていく必要があるのか。	P35
271		○	○					栄養管理加算	令和8年度から定員21人から40人の保育所・認定こども園の基本分単価に、非常勤の調理員が追加されることとなったが、栄養管理加算（配置）により、基本分単価の常勤調理員とは別の栄養士等を配置していた場合、栄養管理加算の取扱いはどうになるのか。	P35
272		○	○					高齢者活躍等促進加算	高齢者活躍促進加算の対象として雇用している者について、基本分単価において配置する調理員も兼ねるといった取扱いが可能か。	P35
273		○		○	○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	安全計画の保護者への周知はどのように行うべきか。	P35
274		○		○	○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	安全計画の策定について、策定しているが内容が不足していると思われる場合は調整の対象となるか。また、その場合調整月はどのように判断するか。	P35
275		○		○	○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	安全計画を策定してから1年未満である場合は、年度内に見直しを行っていなくとも調整の適用外でよいのか。	P35
276	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	要件を満たしているか確認するため、施設に対してどのように報告させるべきか。	P35
277		○		○	○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	安全計画に定める内容が実施されているか毎月の確認が必要か。	P35
278		○		○	○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	安全計画に定める内容が実施されているか、どのように確認すればよいのか。	P36
279	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	①計画の策定 ②研修・訓練実施 ③保護者への周知 ④定期的な見直しのいずれか1つ以上を行っていれば調整の適用はされないのか。	P36
280		○		○	○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	安全計画の見直しを検討した結果、見直しは不要であると判断した場合も調整の適用をしなくてよいのか。	P36
281	○		○					調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	幼稚園及び認定こども園においては、学校安全計画の内容が充実しているかどのように判断すればよいのか。	P36
282							○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	居宅訪問型保育事業における安全計画の具体例はどのようなものか。	P36

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
283	○	○	○	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算	FAQ149において、災害に備えた物品の購入も対象とされていますが、類似の物品を毎年購入するだけの申請も認められるのでしょうか。	P36
284	○	○	○	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算	購入した物品については、被災時以外には使用できないのか。	P36
285	○	○	○	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算	加算の要件の「火災・地震等」には、熊などの鳥獣被害や、熱波・高温など熱中症対策も含まれるのか。	P36
286	○	○	○	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算	取組に必要となる経費の総額が、施設型は概ね20万円以上、地域型は概ね10万円以上見込みまれることが要件となっているが、実績がそれぞれの金額に満たなかった場合の取扱如何。	P37
287	○	○	○					主幹教諭等専任加算、高齢者等活躍促進加算等	複数事業等実施要件について、乳児等通園支援事業の実施が追加されたが、利用実績がない場合の取扱如何。	P37
288	○	○	○	○	○	○		療育支援加算	「正当な理由なく、障害を理由として、保育の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限又は保育標準時間の取扱いに差異を設けることがないように留意すること。」と記載があるが、正当な理由とはどのようなことを言うのか。	P37
289	○	○	○	○	○	○		療育支援加算	専門職のうち、「障害児の療育に関する知識及び経験を有する者で、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者」とは、具体的にどのような施設等に従事していた場合に該当になるのか。	P37
290	○	○	○	○	○	○		療育支援加算	令和8年度の見直し前の療育支援加算では、年度途中で障害児を受け入れた場合にも算定が可能で、また、当該障害児が年度途中で退所した場合にも、当該年度中は加算の算定が可能だったが、見直し後の療育支援加算ではどうなるのか。	P37
291	○	○	○	○	○	○		療育支援加算	専門職の配置に係る加算は、各月ごとの配置時間ではなく、年間の配置時間を合計して、各月ごとにどちらの単価を算定するのかを決められるところ、年度途中で特別児童扶養手当支給対象の障害児が利用した場合、利用開始月より前から「90時間以上」の単価を算定できるのか。	P37
292	○	○	○	○	○	○		療育支援加算	専門職の月の時間数は契約や雇用時間ではなく、実働時間で相違ないか。	P37
293	○	○	○	○	○	○		療育支援加算	専門職の活用は、60時間以上等の時間を配置等をした月だけ加算を算定することになるのか。	P38
294	○	○	○	○	○	○		療育支援加算	特別児童扶養手当受給児童受入施設や定員90人以上の施設において専門職の活用をするとき、90時間以上の単価と60時間以上の単価を、月によって変えて算定することは可能なのか。	P38
295	○	○	○	○	○	○		療育支援加算	専門職を複数名活用し、配置等の時間を延べ時間で計算することは可能か。 また、職員を配置する場合と嘱託を組み合わせることも可能か。	P38
296	○	○	○	○	○	○		療育支援加算	同一の者を療育支援加算の専門職と、年齢別配置基準に含められる特定理学療法士等として配置することは可能なのか。 可能な場合、同一の時間を加算の時間と年齢別配置基準の常勤加算の両方に計上することができるのか。	P38

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
297	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	同一の者を、主幹教諭や主任保育士等を補助する者として教諭や保育士等を配置した場合、年齢別配置基準に含めることは可能なのか。	P38
298	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	施設・事業所を利用する全ての障害児を対象として行うことが原則とされているが、必ずしも専門職の専門分野ではない障害児がいる場合も取組の対象とする理解で良いか。	P38
299	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	保育所等訪問支援事業や市町村が行う巡回支援などにより専門職の派遣を受ける場合は、専門職の配置等をした時間に算入できない理解で良いか。	P38
300	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	専門職を活用する場合の（注6）で、雇用形態を問わないとあるが、あくまで施設で直接雇用あるいは嘱託の契約が必要という認識で良いか。 例えば、法人本部にて雇用・配置し、2か所の保育所等に派遣するようなことはできるのか。	P39
301	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	医療的ケア児保育支援事業補助金の補助を受け、看護師を配置している場合、本加算により、専門職として更に看護師を配置することはできるか。	P39
302	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	医療的ケア児保育支援事業補助金の看護師等の配置の補助を受けず、療育支援加算を適用してもよいのか。優先順位はないという認識でよいのか。	P39
303	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	留意事項通知に定めるⅰ～ⅴの取組は、全ての障害児に対して、いずれも実施する必要があるのか。一部の取組ができていない場合等はどのように取り扱うことになるのか。	P39
304	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	留意事項通知に定めるⅰ～ⅴの取組の月ごとに実施するなどの定めはあるのか。	P39
305	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	留意事項通知に定めるⅰ～ⅴの取組について、どの程度行うかの基準のようなものはあるのか。取組をしているものの、内容が不十分と考えられた場合はどのように取り扱うのか。	P40
306	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	年度途中に加算を算定し始めた場合、留意事項通知に定めるⅰ～ⅴの取組を全て実施することが困難な場合もあると考えられるが、その場合はどのように考えたらよいのか。 また、例えば7月から算定した場合と1月から算定した場合で取扱いに違いはあるか。	P40
307	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	本加算では主任保育士等を補助する者と専門職のいずれかの配置等が可能で、単価も異なるが、取り組む内容にほぼ違いがない。 FAQ303とFAQ305を踏まえると、必ずしも全ての取組結果が十分でなくとも、施設・事業所において、それに向けて取り組んでいる場合は加算の要件を満たす取り扱いとすることを念頭に、取り組む目標には差を設けていないものと理解すれば良いか。	P40
308	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	加算の認定申請をしているものの、やむを得ない事情等もなく、取組の多くに適切に取り組んでいることも確認できないようなケースがあった場合は、加算の認定の取消しや返還措置が必要になるのか。	P40
309	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	留意事項通知に定める取組のⅰの一覧表等について、対象となる障害児をどのように判断すればよいのか。	P41
310	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	留意事項通知に定める取組のⅱの個別の支援計画や個別の指導計画とはどういったものか。作成に当たっては所定の様式はあるのか。	P41

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
311	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	留意事項通知に定める取組のivの家族からの相談を受け付ける体制の構築とはどのようなことか。	P41
312	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	障害児通所支援事業所等を利用している（併行通園している）障害児が利用していない場合は、加算の対象にならないのか。	P41
313	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	留意事項通知に定めるエの取組で、「児童発達支援センターや障害児支援に係る中核的な役割を担う障害児通所支援事業所等が実施する会議や研修に参加すること」とされているが、こうした機関が地域にない場合はどのようにすれば良いのか。	P41
314	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	小規模保育事業所等において、療育支援加算の認定を受ける際に、障害児保育加算を受けている必要はあるか。	P41
315	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	「経営情報等の報告」とは具体的に何を指しているのか。	P41
316	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	調整の適用開始時期について教えてください。	P42
317	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	当該調整が適用される期間を教えてください。	P42
318	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	月の初日（1日）に調整となる要件が解消した場合も、当該月は調整対象となるのか。	P42
319	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	当該調整の適用を受ける施設等の認定を行わないことができる「市町村が必要と認める場合」とは、具体的にはどのような状況を想定しているか。	P42
320	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	報告期限から3か月以上経過しており、経営情報の報告が行われていない場合には、猶予期間を設けることなく調整を適用させるのか。	P42
321	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	施設等が経営情報の報告を事業年度終了時点から8か月以内に行ったが、都道府県や市町村の確認が終えられていない場合は当該調整は適用されるのか。	P42

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
322	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	都道府県又は市町村からの指摘等に対し、施設等が期限内に修正報告を行ったが、その後の都道府県又は市町村の確認が遅れ、報告期限後に再度の指摘が必要と判明した場合はどのように取り扱うべきか。	P43
323	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	事業年度終了時点から8か月が経過した後（例えば10か月後など）に、施設等から経営情報の報告があったが、自治体において内容を確認した結果、修正の必要があると認められた場合、調整の適用はどのように行うのか。	P43
324	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	「概ね1か月以内に特別の事情なく適切な報告がなされない施設」の「概ね」とはどれくらいの幅を想定しているのか。また、「特別の事情」とは何を想定しているのか。	P43
325	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	ここdeサーチにおいて、施設等が初回の報告をしていない場合、都道府県・市町村において、当該施設の報告期限が不明のため、調整を適用することができないと考えるが、どのように運用することを想定しているのか。	P43
326	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	調整の適用を行うのは市町村とのことだが、報告内容の指摘を都道府県が行った場合はどうすればよいのか。	P43
327	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	施設が経営情報等を一度報告し、都道府県が公表後、施設が自主的に公表済みの内容を修正報告した場合にあって、当該修正内容について市町村等が指摘を行った場合の取り扱いはどのようになるか。	P43
328	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	都道府県又は市町村の指摘と施設による修正の報告のやり取りが複数回にわたる場合、調整の適用期間をどのように考えたらよいのか。	P44
329	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	施設に指摘を行った後、追加で指摘事項が見つかった場合、一度、施設から回答されるのを待った方がよいのでしょうか。施設で指摘に対応している期間中、追加で指摘を行える場合、その回答期限は、指摘した日ごとに管理すべきでしょうか。	P44
330	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	都道府県又は市町村が報告内容について施設等に指摘等した場合において、施設等から修正報告がなされた内容について再度の指摘を行う場合は概ね1か月の修正期限を設けることが出来るとのことだが、一方で繰り返し指摘をしても適切な修正がされない場合は再度1か月の修正期限を設けることなく当該調整を適用することができると記載されている。何回目の指摘から猶予期限を設けず調整を適用することが想定されているのか。	P44
331	○	○						年齢別配置基準を下回る場合の減算の適用タイミング	令和8年度からの改正において、それまで年齢別配置基準を下回った翌月から減算が適用となっていたところ、月の15日以降に職員が退職等をしたことで年齢別配置基準を下回った場合には、翌々月から減算が適用となったが、退職等の「等」には、何が含まれるのか。	P44

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
332	○		○					年齢別配置基準を下回る場合の減算の適用タイミング	「なお、この取扱いは減算に係る取扱いであり、3歳児配置改善加算等の加算を算定する際の実行は従前のままとする。」の解釈として、3歳児配置改善加算等は「要件に適合しなくなった日の属する月の翌月・・・加算の適用がないものとする。」が適用されるため、3歳児配置改善加算等は翌月には取得することができなくなるのか。	P44
333	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	ICT活用の責任者はどのような業務を行うのか。	P45
334	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	ICT活用の責任者は辞令等により任命する必要があるか。また、役職や勤続年数等の条件はあるか。	P45
335	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	ICT活用に関する業務の一部のみ担っている職員を責任者として任命してよい。	P45
336	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	4つの機能を持つICTの定義は何か。	P45
337	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	1つのシステムに4つの機能すべてを含んでいる必要はあるか。 例えば、①園児の登園及び降園の管理に関する機能、②保育に係る計画・記録に関する機能、③保護者との連絡に関する機能、は1つのシステムで、④キャッシュレス決済に関する機能別のシステムを使う場合は要件を満たしたことになるか。	P45
338	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	「保護者との連絡に関する機能」とは、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。	P45
339	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	「保育に係る計画・記録に関する機能」とは、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。	P45
340	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	「キャッシュレス決済に関する機能」とは、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。	P45
341	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	キャッシュレス決済について、例えば延長保育事業のみを対象として実施というような限定的な利用でも条件を満たしていることになるか。	P45
342	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	4つの機能を持つICTを活用して業務を実施していることはどのように確認するのか。	P46
343	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	補助金の交付を受けてシステムを導入した場合、当該年度は本加算の対象外か。また、この補助金には何が含まれるか。	P46
344	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	4つの機能を有するシステム等について、年度途中に導入した場合も加算の対象としてよい。	P46
345	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	システムの不備等により、システムを利用しない期間がある場合に加算の対象としてよい。	P46

No.	施設・事業							事項	問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
346	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	居宅訪問型保育事業で、登園・降園管理そのものが発生しないような場合も、本加算を申請するためには、4機能をすべて導入する必要があるのか。	P46
347	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の活用について、具体的にどのような場合に要件を満たすことになるのか。	P46
348	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	自治体が独自に給付又は監査のシステムを利用している場合、要件を満たさないことになるのか。	P46
349	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	施設の所在する自治体が保育業務施設管理プラットフォーム又は保活情報連携基盤を利用していない場合は、加算の認定が受けられないのか。	P46
350	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	保育業務施設管理プラットフォームや保活情報連携基盤を活用することを確約して加算の認定を行った後に、両システムの活用実績がないことが判明した場合はどのようにすればよいか。	P46
351	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	ここdeサーチ上のどの情報を更新すればよいか。	P47
352	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	施設情報に変更がない場合も、ここdeサーチ上での更新が必要か。	P47
353	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	年度中にここdeサーチの情報の更新をしている場合であっても、9月末時点で最新の情報に更新されていない場合は、要件を満たしたことになるか。	P47
354	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	ここdeサーチの情報の最新化がなされていない又は情報に誤りがあって、市町村から保育所等に対し、最新化又は修正の指摘があった際には適切に対応がされていない場合とは、具体的にどのような状態か。また、対応に期限はあるのか。	P47
355	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	PCに予め備えられた機能や無料サービスを活用することをもって要件を満たしたとみなすことは可能か。	P47
356	○	○	○	○	○	○	○	小学校接続加算/保育ICT推進加算	小学校接続加算や保育ICT推進加算のように3月時点で要件を満たすことを確認することとなっており、加算の認定申請の時期が明示されていないものの認定の手続きについて、3月以前の適宜の時期に、他の加算の認定申請と併せて申請を受け付けることを基本としつつ、必要に応じて個別の施設・事業所の加算の認定申請を受け付けるような運用として差し支えないか。	P47

公 定 価 格 に 関 す る F A Q （ よ く あ る 質 問 ）

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
1	○							基本部分（配置基準）	幼稚園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （園長） 1人 （幼稚園教諭） ・ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人 ・ 利用定員36人以上300人以下の施設については1人を加配 （事務職員） 1人及び非常勤事務職員（園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要）
2		○						基本部分（配置基準）	保育所の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （施設長） 1人 （保育士） ・ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 ・ 利用定員90人以下の施設については1人を加配 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配 ・ 上記の定数に加えて非常勤保育士を配置 （事務職員） 非常勤事務職員（所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） 利用定員20人以下の施設は1人、21人以上40人以下の施設は2人（うち1人は非常勤（注））、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤） （注）週5日、1日当たり4時間の配置分の費用を算定 ※ 教育・保育に従事する者に短時間勤務の職員を充てる場合の取扱いについては、No. 219を参照すること。
3			○					基本部分（配置基準）	認定こども園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （園長） 1人 （保育教諭等） ・ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 ・ 2・3号の利用定員90人以下の施設については1人を加配 ・ 主幹保育教諭等を専任化させるための代替要員を2人加配 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配 （事務職員） 1人及び非常勤事務職員（園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） 利用定員20人以下の施設は1人、21人以上40人以下の施設は2人（うち1人は非常勤（注））、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤） （注）週5日、1日当たり4時間の配置分の費用を算定
4				○				基本部分（配置基準）	家庭的保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （家庭的保育者） ・ 子ども3人につき1人 ※別途家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人まで （事務職員） 非常勤事務職員（定員3人以下の場合で家庭的保育補助者を適用する場合を除く。 また、家庭的保育者が兼務する場合・業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） 非常勤調理員（定員3人以下の場合で家庭的保育補助者が調理員を兼ねる場合は配置は不要（その場合は家庭的保育補助者加算は対象外））
5					○			基本部分（配置基準）	小規模保育事業A型・B型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （管理者） 1人 （保育従事者） ・ 1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 及び 左記に加えて1人を加配 ※上記の定数のうちA型は100%、B型は50%以上 ^(*) は保育士 （必要保育従事者数（整数化後（「No. 8」を参照））×1/2＝必要保育士数（小数点第1位を四捨五入）） ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については非常勤保育従事者1人を加配（A型は保育士） ・ 上記の定数に加えて非常勤保育従事者を配置（A型は保育士） （事務職員） 非常勤事務職員（管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） 非常勤調理員

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
6							○	基本部分（配置基準）	小規模保育事業C型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （管理者） 1人 （保育従事者） ・ 家庭的保育者 子ども3人につき1人（それぞれの家庭的保育者に補助者を配置する場合は5人） ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については非常勤保育従事者1人を加配 ・ 上記の定数に加えて非常勤保育従事者を配置 （事務職員） 非常勤事務職員（管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） 非常勤調理員
7							○	基本部分（配置基準）	事業所内保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 ・ 定員19人以下の小規模保育事業A型又はB型の基準が適用される事業所→「No. 5」の回答を参照 ・ 定員20人以上の事業所→「No. 2」の回答を参照
8	○	○	○				○	基本部分（配置基準）	公定価格上の子どもの人数・年齢に応じた配置基準については、どのように計算すれば良いのか。	配置すべき教育・保育に従事する者の数の具体的な算定方法は、年齢別に、子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め（小数点第2位以下切捨て）、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入した数になります。 ※家庭的保育事業、小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業を除く ＜算式＞ {4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数 ^(※1) ×1/20(〃)} + {1, 2歳児数 ^(※2) ×1/6(〃)} + {乳児数×1/3(〃)} = 必要教育・保育従事者数(小数点第1位を四捨五入) (※1)1号認定こどもの場合満3歳児を含む。(※2)1号認定こどもの場合満3歳児は含まない。 ※子どもの年齢は年度の初日の前日における満年齢 ※認定こども園の場合は施設全体(1号～3号)の子どもの数を基に計算
9	○	○	○				○	基本部分（配置基準）	削除（No. 218、No. 219に分割して掲載）	
10	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（配置基準）	公定価格における配置基準を上回る（又は下回る）運用は可能か。	公定価格における配置基準を上回る配置を行うことは可能です。また、公定価格における配置基準を下回る場合、幼稚園・認定こども園（1号認定）については、これまで私学助成において年齢別の幼稚園教諭等の配置基準の設定がなかったため、新制度施行後すぐに公定価格における配置基準を満たすことが困難な場合があることから、そのような場合に公定価格を調整することにより対応することとしています（認定こども園は1号と2・3号で等分して減算する）。この場合でも、幼稚園設置基準や認定こども園の認可・認定基準を満たすことが求められます。
11	○	○	○				○	基本部分（年齢区分）	子どもの年齢については、いつ時点の年齢によることになるのか。	公定価格における「年齢区分」については、各月初日の子どもの満年齢により区分します。その上で、年度の初日の前日の満年齢が一つ下の年齢区分に該当する場合には、単価表上「注（認定こども園2号・3号は「注1」）」として（ ）内にお示ししている単価が適用されることになります。そのため、年度を通じて同一の単価が適用されることになります。 ＜例＞ ・ 5月5日で満4歳となる子どもの場合 4月及び5月 → 年齢区分：「3歳児」の単価を適用 6月～翌3月 → 年齢区分：「4歳以上児」の単価を適用 ただし、年度の初日の前日における満年齢は「3歳」となり、一つ下の年齢区分（3歳児）に該当するため、「注（認定こども園2号・3号は「注1」）」として（ ）内にお示ししている単価（3歳児の単価と同額）を適用

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
12	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（地域区分）	地域区分ごとの市区町村はどのようなになっているのか。	地域区分ごとの市町村の一覧は、別添1を参照。なお、別添1に記載のない市区町村は「その他地域」となります。 公定価格における地域区分は、以下のとおり設定しています。 ・国家公務員及び地方公務員の地域手当の支給割合に係る地域区分に準拠する。 ・国家公務員等の地域手当の設定がない市町村について、設定がある市町村に複数隣接し、又は囲まれている場合には、隣接している市町村のうち支給割合が最も近い市町村の地域区分分まで引き上げる。 ※平成27年度の制度施行時の経過措置（上記設定方法により地域区分が下がる市町村等）あり。 令和2年度からは、次の仕組みを設けています。 ・国家公務員等の地域手当の設定がある市町村についても、より支給割合の高い市町村に囲まれている場合には、囲んでいる市町村のうち支給割合が最も近い市町村の地域区分分まで引き上げる。 また、令和6年度からは、次の仕組みを設けています。 ・国家公務員等の地域手当の設定の有無に関わらず該当市町村が、同一都道府県内で高い地域区分の市町村に全て囲まれている場合には、同一都道府県内の囲まれている市町村のうち最も近い市町村の地域区分分まで引き上げる。 ・国家公務員等の地域手当の設定がない市町村について、現在の補正ルール適用後の地域区分を前提に、当該市町村よりも高い地域区分の市町村が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある市町村が含まれている場合には、当該市町村よりも高い地域区分の隣接市町村のうち、最も近い市町村の地域区分分まで引き上げる。
13	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（地域区分）	他の市町村の子どもが利用する場合には、地域区分は利用者の居住地の区分が適用されるのか。それとも、施設の所在地の区分が適用されるのか。	他の市町村の子どもが利用する場合も、地域区分は施設の所在地の区分が適用されます。 また、給付費・委託費の請求は、利用者の居住地の市町村に対して行うことになります。 なお、利用者負担額は利用者の居住地市町村が設定する金額となります。
14	○	○	○	○	○	○	○	基本部分	「公定価格の骨格案」の資料にある基本分単価の内訳には人件費、社会保険料事業主負担金、減価償却費などの経費が算定されているが、積算と異なる使途や異なる金額で人件費等を支払った場合、基本分単価は各施設・事業の実態に応じて加算・減算されるのか。	施設型給付費については、使途制限を設けておらず、各施設における人件費等の費用を全て積算どおりに支払わなければならないものではありません（個別の支出額に応じて単価を変更するものではありません）。 なお、私立保育所においては市町村からの委託費として支払われることから、その使途の取扱いについては一定の範囲を定めることとし、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日 府子本第254号、雇児発0903第6号）において定めています。
15	○		○					基本部分	基本分単価に含まれる教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定されているが、主幹教諭の発令をしていない場合、減算されるのか。	学校教育を行うに当たり実際に主幹教諭又はそれと同等の立場の教諭が必要であることを前提に積算していますが、発令の有無を算定要件としているものではなく、減算されません。
16	○	○	○			○	○	基本部分 調整部分（定員を恒常的に超過する場合）	定員を超過して受入れをしているが、施設型給付費は支払われるのか。	市町村による確認の際に設定された利用定員の範囲内での受入れが原則となりますが、年度途中での利用希望者の増加等により利用定員を超過して受入れをする場合であっても、実際の入所児童数に応じて給付が行われます。ただし、恒常的に利用定員を超過して受入れをしている場合（連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合）には各月初日の利用子ども数の区分及び地域区分等に応じた調整率を乗じて減算額を算定することになります。また、上記の状態にある施設・事業所に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行う必要があります。 ※利用定員は認可定員の範囲内で市町村による確認の手続の中で設定することになるため、実際の利用人数が恒常的に認可定員をも超過している場合には、利用定員の適正化とともに認可定員の適正化（都道府県等の認可権者の認可・届出等）も必要になります。 また、私立幼稚園の利用定員の取扱いや公定価格の減額調整などについては、平成26年10月17日付事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」及び自治体向けFAQの参考資料をご参照ください。 ※令和2年度以降のいずれかの年度の4月1日時点の待機児童数が1人以上である市町村に所在する小規模保育を実施する事業所であって、同一の敷地又は隣接する敷地に所在する幼稚園の設備を活用して小規模保育事業を実施するものについては、各年度の年間平均在所率が133%以上の状態とならない限り、公定価格の減算を適用しないこととする特例が設けられています。
17	○	○	○			○	○	定員超過の場合の減額調整		削除

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
18	○		○					基本部分 学級編制調整 加配	学級編制調整教諭の加配はなぜ36人以上300人以下のみ対象としているのか。	30人以下の極めて小規模な園は、必ずしも年齢別の学級編制が行われない場合もあること、他方、大規模園は25:1（公定価格における4歳以上児配置基準）と30:1（幼稚園設置基準における原則的な学級編制基準の上限）の差が縮まるため、学級編制調整加配を行わなくとも必要な配置を満たすことが比較的容易と考えられるためです。
19	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ		削除
20	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ		削除
21		○				○	○	所長（管理者）設置加算		削除
22	○		○					副園長・教頭 設置加算	副園長・教頭が学級担任をしている場合は、加算されないのか。	副園長又は教頭を置く場合には、学級担任など教育・保育への従事状況にかかわらず、加算されます。
23	○		○					副園長・教頭 設置加算	副園長が免許保有者でない場合は加算の対象にならないのか。	公定価格（基本分）における幼稚園教諭等の配置基準を満たした上で、別途副園長を配置する場合については、特段免許保有者の条件は課していません。
24			○					学級編制調整 加配加算	学級編制調整加配加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	学級編制調整加配加算は、幼稚園との整合性を踏まえ、認定こども園全体の3歳以上児（1号・2号）の合計の利用定員が31人以上300人以下の施設で、基本分単価（⑤）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、保育教諭等を配置する場合に加算の対象としています。
25	○	○	○					3歳児配置改善 加算	3歳児配置改善加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	3歳児の配置基準を15人につき1人としている場合に加算することを要件としており、実際に施設に配置されている幼稚園教諭、保育士、保育教諭数が、 ・「No. 1～No. 3」及び「No. 8」で示した配置基準、計算方法について、3歳児の配置基準を20人ではなく15人として 計算して算定された必要職員数 以上となる場合に加算することとしています。
26	○		○					満3歳児対応 教諭配置加算	満3歳児加算は、3歳児全員に適用されるのか。	満3歳児の配置基準を6人につき1人とする場合に満3歳児のみに加算が適用されます。
27	○		○					満3歳児対応 教諭配置加算	年度当初から、満3歳児の受入れを想定して手厚く教員を配置し、年度途中から満3歳児を受入れて6:1配置が実現している場合、満3歳児加算はいつから適用になるのか。	満3歳児の受入れがされた時点からその年度内までの間について加算が適用されます。
28	○		○					チーム保育加 配加算	どういった場合にチーム保育加配加算の対象となるのか。	副担任を配置している場合など、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育・保育を実施している場合において、基本分単価で求められる教員数に、他の加算の認定を受けた場合はその加算により求められる教員数を加えた「必要教員数」を超えて教諭等を配置している場合に、その人数に応じて加算が行われることになります。（利用定員の区分ごとに人数の上限があります。） なお、3歳児配置改善加算や満3歳児対応加配加算、チーム保育加配加算などの各種加配加算については、各園の実情に応じて必要な加算を選択できることになります。
29	○		○					チーム保育加 配加算	加算人数に上限があるのはなぜか。	従前の幼稚園の教諭配置状況や私学助成からの円滑な移行を踏まえて、上限数を設定しています。（上限は利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上240人以下は3人、241人以上270人以下は3.5人、271人以上300人以下は5人（平成27年は4人）、301人以上450人以下は6人（平成27年は5人）、451人以上は8人（平成27年6人）） なお、施設の判断でこの基準を上回る配置を行うことも可能であり、この場合の人件費は、上乗せ徴収等により賄うこととなります。
30	○		○					通園送迎加算	運転手が兼務・外部委託の場合も加算が適用されるのか。	必ずしも専任運転手の配置を要件としておらず、例えば、運行委託によることも可能です。
31	○		○					通園送迎加算	長期休業期間中も加算が適用されるのか。	年間に必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間の公定価格にも加算が適用されます。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
32		○		○				給食実施加算	修業期間中において（休業期間中は除く）隔週など変則的に実施する場合の取扱いはどのようになるのか。長期休業期間中も加算が適用されるのか。	修業期間中の平均的な月当たり実施日数を4（週）で除して「週当たり実施日数」を算出してください（小数点第1位を四捨五入）。また、年間に必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間の公定価格にも加算が適用されます。
33		○		○				給食実施加算	外部委託、外部搬入の場合も加算が適用されるのか。	給食の実施方法の別にかかわらず、給食を実施している場合には加算されます。ただし、①施設内の調理設備を使用してきめ細かに調理を行っている場合と、②施設外で調理して施設に搬入する方法により給食を実施している場合の別に異なる加算額が設けられています。外部搬入は②に該当しますが、外部委託については、安全・衛生面、栄養面、食育等の観点から施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、調理業務を第三者に委託する場合は②ではなく①に該当します。
34		○		○				給食実施加算	削除	
35		○		○				外部監査費加算	加算額よりも高い/低い監査報酬額を支払った場合、加算単価は加算/減算されるのか。	加算/減算はされません。本加算の金額は実際の費用の実態を踏まえて平均的な額として設定しています。
36		○		○				外部監査費加算	実施時期と加算時期との関係はどのようなになるのか。	当年度の3月時点で、当年度会計について会計監査人による監査を受けていることが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算されます。（例えば、当年度会計について、監査報告書の発行の時期は翌年度となりますが、当年度の3月時点で、監査法人等と監査実施契約を締結していることが確認できれば、当年度（当該会計年度）の3月分の単価に加算されることになります。）
37		○		○				外部監査費加算	外部監査を受けた場合は市町村による会計監査を省略することができるか。	公認会計士又は監査法人による外部監査を受けた幼稚園や認定こども園については、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、当該外部監査の対象となっている会計については、市町村等による会計監査を省略することができます。なお、公定価格における充足すべき職員の配置状況や、各加算等の要件については、指導監督等を通じてその適合状況を把握する必要があります。
38			○	○		○	○	休日保育加算	他の施設（事業）を利用している子どもも休日に受け入れているが、その場合はどのように支払われるのか。	休日保育加算については、「休日保育の年間の延べ利用子ども数」の区分に応じた加算額となっていますが、この利用子ども数には、平日は他の施設（事業）を利用している子どもであっても、休日保育の利用を受け入れる場合にはその子どもの数も含まれます。なお、加算については、上記の延べ利用子ども数（平日に他の施設（事業）を利用する子どもを含む）に応じて適用される加算額を休日保育を実施する施設（事業）を利用する各月初日の子ども数（平日は他の施設（事業）を利用する子どもを含まない）で除して加算されることになります。
39			○	○		○	○	休日保育加算	「休日保育の年間延べ利用子ども数」はその年度の見込みで良いのか。また、その場合、実績が見込みを上回った（下回った）場合にはどうなるのか。	「休日保育の年間の延べ利用子ども数」は、過去の実績等を踏まえて利用見込みを算出し、市町村により加算額を認定することを想定しており、年度を通じて利用見込みに応じた同一の加算額が適用されることになります。また、実績が見込みを上回った（下回った）場合であっても、加算額の増額（減額）は行われません。なお、利用見込みと実績が大きく異なった場合には、翌年度の利用見込みの算出及び市町村による加算額の認定の際に、その実績を踏まえて適切な利用見込み数の算出・認定をする必要があります。
40			○	○		○	○	夜間保育加算	削除	
41							○	休日保育加算 夜間保育加算	居宅訪問型保育事業の休日保育加算や夜間保育加算の加算要件はどのようなになるのか。	母子家庭等の子どもの保護者が夜間及び深夜※の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要性の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供すると市町村が認めた場合に適用されます。 ※概ね午後10時から午前5時の間に利用する日数が、各月における利用日数の合計に対して、概ね3/4以上見込まれること。
42				○	○		○	資格保有者加算	削除	
43					○	○		保育士比率向上加算	削除	
44				○				家庭的保育支援加算	削除	

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
45				○	○	○		障害児保育加算		削除
46		○	○	○	○	○		減価償却費加算		削除
47		○	○	○	○	○		賃借料加算		削除
48		○	○					調整部分（分園の場合）	分園の場合はどのように計算すれば良いのか。	分園を設置する施設の場合、「基本分単価」、「処遇改善等加算（区分1）」、「処遇改善等加算（区分2）」、「加減調整部分における施設長を配置していない場合」については、中心園と分園それぞれの定員区分を基に単価を計算しますが、分園の場合に係る調整については、「基本分単価」、「処遇改善等加算（区分1）」及び「処遇改善等加算（区分2）」の合計額の「10/100」を差し引いた額が適用されます。また、その他の加算については中心園と分園の定員を合計した定員区分を基に単価を計算します。
49			○					調整部分（配置基準を下回る場合）	認定こども園の場合の不足保育教諭等数の算定方法とその具体的な適用方法はどのようなものか。	施設全体（1号～3号）の実配置数（常勤換算値）が基本分単価における保育教諭等の配置基準を下回る場合に、 不足保育教諭等数 ＝ 年齢別配置基準（＋保育認定子どもに係る利用定員が90 人以下の施設については1 ＋ 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1 ＋ 学級編制調整加配加算の適用を受ける場合は1）－ 園全体の实配置数（常勤換算） で算定し、不足保育教諭等数を1号と2・3号で等分（1人不足している場合はそれぞれ0.5人ずつ）して減算することになります。 ※「No. 3、No. 8」の回答を参照
50			○					調整部分（職員資格を有しない場合）	幼保連携型認定こども園の場合であっても、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれかを有していれば減算されないのか。	幼保連携型認定こども園の保育教諭については当分の間は経過措置が適用されるため、資格要件に係る減算は適用しないことにしています。この調整項目については、幼保連携型認定こども園以外の3類型の幼稚園機能部分・保育所機能部分について、国の示す基準（職員資格）とは異なる基準により運営されている場合に調整することを想定しています。
51			○					調整部分（職員資格を有しない場合）	認定こども園の場合、3歳未満児保育を幼稚園教諭免許のみ保有する者が行っている場合や、学級担任に保育士資格のみ保有する者がなっている場合に減算されるのか。	「No. 50」のとおり、この調整項目については、幼保連携型認定こども園以外の3類型の幼稚園機能部分・保育所機能部分について、国の示す基準（職員資格）とは異なる基準により運営されている場合に調整することを想定しています。国の示す基準では、幼稚園型認定こども園における2号認定こどもの保育については幼稚園教諭免許を保有する者とする特例及び保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園における学級担任については保育士資格を保有する者とする特例を設けていることから、その場合については調整の対象にはなりません。
52		○	○	○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）		削除
53				○	○	○		調整部分（連携施設を設定しない場合）	この調整は、どのような場合に適用されるのか。また、支援の頻度については、決まりがあるか。	家庭的保育事業等設備運営基準第6条に定める連携施設を設定しない事業所に適用します。なお、支援を受ける頻度については定めはなく、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業を除く）の置かれている状況や支援の内容等を踏まえてご判断頂くことになります。
54	○							主幹教諭等専任加算		削除
55		○						主幹教諭等専任加算	主幹教諭等とあるが、主幹教諭以外はどのような職種が対象になるのか。	主幹教諭以外に副園長、教頭、指導教諭を専任化させる場合も加算の対象となります。なお、副園長及び教頭については幼稚園教諭免許状を有していない者についても、一定の条件の下、任用が可能となっており、本件専任化の対象とする場合も、免許の保有は要しません。
56		○						主任保育士専任加算		削除

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
57	○	○	○					主幹教諭等/主任保育士専任加算	主幹教諭や主任保育士等が学級担任やクラス担当等を兼務することはできるのか。また、代替教員や代替保育士は、他の業務と兼務することはできるのか。	主幹教諭や主任保育士等が学級担任やクラス担当から離れて、指導計画の立案や地域の子育て支援活動等に専任できるようにするものですので、主幹教諭や主任保育士等が学級担任やクラス担当等を兼務することは適当ではありません。なお、主幹教諭や主任保育士等が教育・保育に従事することを一切排除するものではなく、その役割を適切に果たす観点から、例えば、園運営の企画・調整、他の教諭や保育士等に対する指導・助言、学級担任やクラス担当等の職員が休んだ場合に代理で教育・保育を行うことを妨げるものではありません。また、代替教員や代替保育士等についても、療育支援加算における主幹教諭や主任保育士等を補助する者をはじめ、同一の者が他の加算の対象職員となることはできません。なお、本来の業務に支障のない範囲で他の業務を行うことは差し支えありません。
58	○	○	○					療育支援加算	削除	
59	○		○					事務職員配置加算	幼稚園全体・認定こども園全体の利用定員が91人以上を満たしているが、非常勤事務職員がいない、もしくは専任の事務職員がいない場合などでも加算が適用されるのか。	加算要件にある「基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員」については、園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合には別途配置する必要はありませんが、「基本分単価を超えて配置する非常勤事務職員」については、他の職員による兼務や業務委託ではなく、別途配置していただく必要があります。
60		○						事務職員雇上費加算	削除	
61	○	○	○	○	○	○		冷暖房費加算	削除	
62	○	○	○	○	○	○		除雪費加算	削除	
63	○	○	○	○	○	○		降灰除去費加算	降灰除去費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	降灰除去費加算は「活動火山対策特別措置法」の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設（事業所）に対して加算が適用されます。（別添3を参照）
64		○	○					高齢者等活躍促進加算	削除	
65	○	○	○	○	○	○		施設機能強化推進費加算	削除	
66	○	○	○	○	○	○		栄養管理加算	削除	
67	○	○	○					小学校接続加算	小学校接続加算とは何か。具体的な加算要件はどのようなものか。	小学校接続加算は、幼児教育において育まれた資質・能力が小学校以降の生活や学習の基盤となることから、更なる幼児教育と小学校教育との円滑な接続の促進を図ることを目的に設定されたものです。小学校との連携・接続に係る取組を行う施設を対象としており、具体的な加算要件は次のとおりです。i～iiの要件を満たす場合と、i～iiiの要件を満たす場合で、加算される額が異なります。 - i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。 - ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校と子ども及び教職員の交流活動を実施していること。 - iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間（2年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること。なお、小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。 小学校と協働して策定する5歳児から小学校1年生のカリキュラム（架け橋期のカリキュラム）については、以下URLにある資料を参照ください。 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm ・幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版） ・幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版） ・幼保小の架け橋プログラム事業の各自治体の取組概要資料、中間成果報告会資料
68	○	○	○	○	○	○		第三者評価受審加算	削除	
69	○	○	○	○	○	○		第三者評価受審加算	削除	

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
70	○	○	○	○	○	○	○	加算部分全般	各月初日の状態で適否を判断する加算について、年度の途中や月の途中で加算の要件を満たした場合（満たさなくなった場合）はいつの時点から単価が変更されるのか。 また、適否の変更がない場合にも、毎月確認が必要なのか。	加算の適否は、各月初日の状態で判断しますので、年度の途中や月の途中で加算の適否が変わる場合には、加算の適否が変更した日の属する月の翌月（月初日に加算の適否が変更となった場合には、その月）から単価が変更されます。 ただし、自治体や事業者の事務負担に配慮し、加算の適否に変更がない場合において、国としては、毎月事業者が自治体に対して申請書を提出したり、自治体が事業者に対して加算要件の適合状況を確認したりすることを求めるものではありません。例えば、4月に加算の適用が認められれば、その後毎月申請書等を提出するのではなく、加算要件を満たさなくなった場合にその変更を踏まえた申請書を改めて提出することにより翌月から新しい単価を適用する取扱いも可能です。（この場合、指導監査により、事後的に各月の施設の状況と加算の適用状況の整合性について確認を行うことになります。）
71	○	○	○	○	○	○	○	加算部分2	加算部分2には各月（3月）初日の利用子ども数で除す事項がいくつかあるが、端数処理はどのようにするのか。	算式に従い単価を計算した結果については、加算項目ごとに10円未満端数切り捨てとなります。
72	○	○	○	○	○	○	○	その他	削除	
73	○	○	○	○	○	○	○	その他	給付費・委託費は毎月支払われるのか。	給付費・委託費については、「各月初日の在籍児」に係る給付費等はその月中に支払い、「月途中での入退所」がある場合については、翌月の支給時（翌月初日の在籍児の支給時）に併せて支払うことを基本としています。
74	○	○	○	○	○	○	○	その他	月途中での入退所があった場合に給付費・委託費はどのように支払われるのか。	月途中での入退所があった場合については、以下により計算します。 ※計算の結果10円未満の端数が生じた場合は切り捨て （教育標準時間認定の場合） 1人当たりの単価（基本部分及び加算部分、調整部分の合計額）×その月の途中入所日からの開所日数（その月途中退所日の前日までの開所日数）（20日を超える場合は20日）÷20日 （保育認定の場合） 1人当たりの単価（基本部分及び加算部分、調整部分の合計額）×その月の途中入所日からの開所日数（その月途中退所日の前日までの開所日数）（25日を超える場合は25日）÷25日
75	○	○	○	○	○	○	○	その他	利用者負担額を誤って徴収したり、未納があった場合は、給付額に反映されるのか。	給付費は、公定価格から市町村が定める利用者負担額を控除した額により支払われます（子ども子育て支援法第27条等）。徴収額を誤った場合や未納の場合であっても市町村からの給付費の額は変わりません（公費補填される仕組みではありません）。なお、徴収額を誤った場合や未納の場合は、施設（私立保育所を除く）・事業者において適正な金額を保護者から徴収してください。
76	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（定員区分）	公定価格の「定員区分」における「定員」は、認可定員なのか、利用定員なのか。	利用定員です。
77	○	○						基本部分（定員区分）	認定子ども園または保育所における保育認定子どもに適用される単価の「定員区分」については、2号定員、3号定員それぞれごとの単価が適用されるのか、それとも、2号・3号の合計定員の単価が適用されるのか。	2号・3号の合計定員の単価が適用されます。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
78			○					基本部分（定員区分）	認定こども園に適用される単価の「定員区分」については、例えば、利用定員100名（1号認定10名、2号認定60名、3号認定30名）の施設の場合、施設全体の定員をベースとして、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「91人から105人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「91人から100人まで」の単価が適用されるのか、それとも、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「15人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「81人から90人まで」の単価がそれぞれ適用されるのか。	後者となります。
79		○	○	○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	削除	
80	○		○					基本部分（配置基準と学級編制との関係）	幼稚園や認定こども園の公定価格上の職員配置基準は、学級ごとに満たす必要があるのか。	各年齢ごとの子どもの総数に対して各年齢ごとの職員配置基準を満たす必要があります。
81							○	公定価格	事業所内保育所を利用する従業員の子どもが、3歳以降も利用する場合、引き続き給付を受けることは可能か。	3歳以上児の保育は、連携施設を含む保育所又は認定こども園で行うことが原則ですが、必要に応じて、定員の範囲内で、特例給付を受けて事業所内保育事業を引き続き利用することは可能です。
82		○		○				公定価格	私学退職金団体の負担金は公定価格（基本分単価）に含まれますか。基本分単価の内訳を見ると、「社会保険料事業主負担金等（私立学校教職員共済等）」とありますが、自治体向けFAQ222番との関係も教えてください。	公定価格の基本分単価の常勤職員の人件費については、引き続き都道府県による団体補助が行われることを前提に必要な退職金経費を賄うよう積算しているものです。
83	○		○					公定価格	削除	

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
84			○					減算調整	減算調整されるのは、施設全体の利用定員が120%以上の場合でしょうか、それとも1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。 また、減算するのは120%以上の分だけでしょうか、全体にかかるのでしょうか。 （例：施設全体で100人利用定員のところ、2年間130%の実利用がある。1号は定員どおり30人、2号は定員40人のところ52人、3号は定員30人のところ48人いる場合）	認定こども園の公定価格上適用される定員区分の考え方と同様に、1号の利用定員と、2・3号の利用定員を分けて考えることになります。 ※例の場合は、1号の在所率は100%となります。2号・3号の在所率は14.3%（2・3号の合計の定員70人に対して100人が利用）となっており、これが2年間連続で続いている場合には2・3号の全ての子どもについて公定価格を減算（120%未満の児童も含め）することになります。また、1号の子どもについては、減算の要件を満たしていないことから、減算は行われません。
85		○	○		○	○	○	休日、夜間保育加算		削除
86	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算		削除
87	○	○	○	○	○	○	○	通園バス代の実費徴収	1号認定子どもの公定価格のみ通園送迎加算がありますが、2・3号認定子どもはバスを利用できないのでしょうか。2・3号認定子どもがバスを利用できる場合は、その実費徴収額は、1号認定子どもよりも加算額分高く設定すべきでしょうか。	通園送迎加算は送迎を利用する一部の1号認定子どもにのみ加算されるのではなく、施設として送迎を実施していれば1号認定子ども全体に加算が付きます。2・3号子どももバスを利用できますし、加算額で不足する必要経費は、1～3号の区分にかかわらず、バス利用者から、同額の実費徴収を行って構いません。
88	○		○					給食実施加算	1号認定子どもの給食実施加算は全員に給食を実施する場合だけが対象でしょうか。	1号認定子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日と考えます。したがって、保護者が弁当持参を希望し、給食を利用しない子どもがいる場合も、弁当持参を希望し給食を利用しない子どもを除く1号認定子ども全員に給食を提供できる体制をとっていれば実施日に含まれます。
89	○		○					公定価格		削除
90	○	○	○	○	○	○	○	加算要件の確認等		削除
91		○	○		○	○	○	休日保育加算	公定価格の休日保育加算について、休日における給食に係る費用は含まれていると考えてよいですか。積算にどのような内容が含まれているのでしょうか。	休日保育加算については、平成26年度以前の休日保育事業を給付費等の加算として再整理したものであり、休日保育事業と同様に給食及び間食に係る費用を算定しています。
92	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善加算の要件		削除

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
93	○	○	○					障害児受入の際の加算	障害児を受け入れた場合、地域型保育事業については、公定価格上、保育士等の加配に係る加算措置が設けられていますが、認定こども園や幼稚園、保育所については保育士等の加配に係る加算措置がないのでしょうか。	ご指摘のとおり、地域型保育事業において障害児を受け入れる場合には、障害児保育加算により、保育士等を加配できる仕組みがあります。他方、認定こども園や幼稚園、保育所において障害児を受け入れた場合における保育士等の加配に係る財政支援については、既存の仕組みにより対応することとしています。具体的には、私立幼稚園については、私学助成の特別補助（特別支援教育経費）により対応することとし、保育所については従来通りの地方交付税措置により対応することになります。なお、認定こども園において私学助成や障害児保育事業の対象とならない障害児については、多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）において対応することとします。
94	○	○						特例給付の公定価格	1号認定を受けた子どもが保育所で特例給付を受ける場合や、2号認定を受けた子どもが幼稚園で特例給付を受ける場合の、それぞれの給付単価はどのようになるのでしょうか。	「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）第3条及び4条において、規定されております。 （参考） ○1号認定子どもが保育所を利用する場合（特別利用保育） ・保育所に適用される2号認定に係る公定価格が適用。 ・年度の初日の前日における年齢が、満2歳の子供の場合は基本分単価（保育短時間認定）から7,500円（副食費徴収免除対象子どもは3,000円）を減じた額。 ○2号認定子どもが幼稚園を利用する場合（特別利用教育） ・幼稚園に適用される1号認定に係る公定価格が適用。 ※なお、通常の教育時間を超える利用については、一時預かり事業（幼稚園型）による対応となる。市町村が施設等利用給付第2号認定のみなし認定（子ども・子育て支援法第30条の5第7項）を行うことで、無償化の対象とすることができる（保護者は施設等利用給付第2号認定の申請は要しない）。
95	○		○					基本部分、調整部分（定員を恒常的に超過する場合）	平成26年10月17日付け事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」は、認定こども園を構成している幼稚園にはどのように適用されるのか。	事務連絡に示している例外的・暫定的な利用定員設定及び公定価格の減算調整は、1号認定子どもについてのみ適用することを想定しています。具体的には、認定こども園を構成している幼稚園の適用単価の設定・減算調整（都道府県の判断により、私学助成との整合性等を踏まえて独自に厳格に減算する場合の下限の設定を含む。）に当たっては、認定こども園を構成している幼稚園部分全体の認可定員・実利用人員・基準適合定員に代えて、それぞれから2号利用定員を減じて得た人数を用いることとします。詳細は、自治体向けFAQ.【第19.1版】No95の参考資料をご参照ください。また、同FAQ. No110のとおり、従来の私学助成の運用や他の新制度に移行していない私立幼稚園に対する指導との関係や地域の実情に応じ、各都道府県において、当該参考資料と異なる取扱いが行われ得ることに留意ください。 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和5年内閣府告示第29号）により、「定員を恒常的に超過する場合」の減算額は各月初日の利用子ども数の区分及び地域区分等に応じた調整率を乗じて算定することとなり、単価の算定に用いている定員区分と各月初日の利用子ども数に差異がない場合には、調整率が設定されていません。 他方で、当該事務連絡2. (2)によると、実利用人員が該当する定員区分に基づく公定価格の単価を適用して支給する場合において、私学助成については各都道府県がそれぞれの考え方に従って定員超過の場合の交付額の調整を行っている実態を踏まえ、各都道府県において特に必要と判断する場合には、定員超過園の実態に応じ、施設ごとに、公定価格に定める減算割合よりも低い調整割合を定めて適用することが可能であることを示していることから、令和5年度以降も都道府県の判断により、従前どりの減算調整を行うことは可能です。
96	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算		削除
97	○	○	○					園長の兼務	園長（施設長）を一人の者が兼務していますが、この場合の公定価格の扱いはどのようになるのでしょうか。認定こども園、幼稚園、保育所とで違いはありますか。	幼稚園については、必置の職員である園長の人件費は基本分単価に含まれています。したがって、何らかの事情で園長が専任でない場合であっても公定価格上減算されることはありませんが、専任でない園長を置く幼稚園にあっては、原則として、副園長等の教員を1名追加して配置すること（幼稚園設置基準第5条第3項）とされており、当該教員分の人件費は公定価格上は算定されません。 認定こども園については、いずれの類型ともに、幼保連携型認定こども園に準拠し、幼稚園と同様の取扱いとなります（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第5条第3項備考第4号）。 また、保育所については、施設長の人件費は基本分単価に含まれていますが、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従することが要件としてあり、要件が満たされない場合は、「施設長を配置していない場合」の調整が適用されます。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
98		○	○			○	○	○	休日保育の利用者負担額	新制度においては休日保育を給付化することになりますので、休日保育加算の対象となる「原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子ども」が休日保育を利用する場合、当該休日保育の利用に対し、所得に応じた利用者負担とは別に、利用料を徴収することはできません。 なお、保護者のいずれもが急な出張等により保育が必要な状態になるなど、単発で休日保育を利用する場合についても、休日保育加算の対象とすることもできます。この場合は、休日保育加算により費用が賄われることになるため、保護者から利用料を徴収することはできません。 また、就労により認定を受けた保護者が、冠婚葬祭など保育認定を受けた事由とは異なる事由により、休日に保育を利用する場合には、一時預かり事業により利用することが考えられます。この場合は、保護者から一時預かり事業としての利用料を徴収することになります。 なお、休日の職員体制を充実させて休日保育を実施しているなど、公定価格による水準を超えて費用がかかる場合は、保護者の同意や私立保育所の場合は市町村への協議など、必要な手続きを経た上で、特定負担額や実費徴収により、水準を超える費用を徴収することも考えられます。
99		○	○			○	○	○	休日保育の利用者負担額	常態的に休日保育を必要とする子どもの保護者にとっての週休日（例：店の定休日である火曜日が週休日）に、単発的な仕事が入った場合や、園の行事等のために保育を行う必要があると園側が判断した場合、当該火曜日に保育を受けることは可能でしょうか。その場合の利用者負担はどう取り扱うべきでしょうか。 保育の提供は、原則として保育が必要な場合に限られますので、就労が認定事由である場合、保護者が就労していない日には、基本的には保育を受けられないこととなりますが、お尋ねのように、通常の休業日に仕事が入り、保育を必要とする状態になった場合や、子どもに対する集団保育の観点から保育が必要であると園が判断の場合に、保育の利用を妨げるものではありません。また、その場合、別途の利用料を徴収することはできません。
100		○	○			○	○	○	休日保育加算	休日保育加算の要件として、対象となる子どもに間食又は給食等を提供することが定められていますが、休日に自園調理を行うことが困難であること等の理由により、保護者の同意があれば弁当持参も可能とする取扱いはできないでしょうか。 日曜日における就労等に係る保育ニーズへの対応の観点から、間食又は給食等の提供をしていただくことが基本ですが、保護者の同意を得て弁当持参により対応することも考えられます。
101		○	○			○	○	○	基本単価と必要な職員配置	保育所や認定こども園（保育認定2号・3号）の基本分単価に含まれる職員構成と実際に配置すべき保育士数との関係を教えてください。特に、休けい保育士や保育標準時間認定に係る非常勤保育士の加算分について、実際に保育士を配置する必要がありますか。配置できない場合は、公定価格の減額調整などがあるのでしょうか。また、非常勤職員の配置とされている場合、その非常勤職員の従事時間などの要件はありますか。 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和5年5月19日付け子ども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知。以下、「留意事項通知」という）の各事業類型の「Ⅱ基本部分」にあるとおり、基本分単価に含まれる休けい保育士や保育標準時間認定に係る保育士（常勤）等についても、年齢別配置基準とは別途配置する必要があり、これを満たさない場合は、指導の対象となります。なお、保育標準時間認定子どもが少数の場合で、ローテーション勤務により対応しているなど、常勤保育士を別途配置する必要性が低くなる場合には非常勤職員とすることも差し支えないこととしており、教育・保育が円滑に行われるよう、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。また、幼稚園や認定こども園については、これまで年齢別配置基準の設定がなかったことから、配置基準に達していない施設に配慮して、公定価格上調整措置を設けて、費用を調整することとしています。 また、保育標準時間認定に係る非常勤保育士など、基本分単価に含まれる非常勤職員の取扱いについては、従事時間等の具体的要件は定めていませんので、教育・保育が円滑に行われる体制がとられているか、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。 なお、小規模保育事業等の保育標準時間認定における非常勤保育従事者も同様の取扱いとなります。
102		○							処遇改善等加算Ⅰ	削除

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
103	○	○	○					療育支援加算	療育支援加算は、年度途中に障害児を受け入れた場合でも対象になりますか。また、当該障害児が年度途中に退所した場合はどうなりますか。	月の初日において障害児が1人以上利用している場合、仮に当該障害児がその後に退所した場合であっても、当該月以降、年度を通じて加算の対象となります。（例えば、4月当初は障害児の受け入れがなく、7月に障害児を受け入れ、当該障害児が10月に退所した場合、7月以降の9か月分が加算の対象となります。）
104	○		○					担当職員（教育補助者）の資格要件	幼稚園の教諭免許状が失効している者をチーム保育を担当する教育補助者として配置する場合は、配置の日までに都道府県教育委員会に再授与申請手続きを行う必要がありますか。	当該者の教諭免許状が失効している場合については、新制度への円滑移行の観点から、各市町村の判断により、1年以内の一定期間内に所定の手続きを行うことを条件として、チーム保育を担当する教育補助者として配置を認めることを可能とします。
105		○	○		○	○		休日保育加算	ある施設が、自園に在籍する子どもだけでなく、平日は近隣市町村の別の施設を利用している子どもも受け入れて休日保育を実施する場合、休日保育にかかる給付金は、利用者数を按分した上で、利用者の居住するそれぞれの市町村が給付することとなるのでしょうか。	休日保育加算については、「休日保育の年間の延べ利用子ども数」の区分に応じた加算額となっていますが、この利用子ども数には、平日は他の施設（事業）を利用している子どもであっても、休日保育の利用を受け入れる場合にはその子どもの数も含まれます。 例えば、平日に他市町村の利用者が利用しない園において、休日保育のみ近隣市町村からも受入を行う場合、他市町村からの利用者も含めた「休日保育の年間延べ利用子ども数」による加算を施設所在地市町村が支払うこととなりますが、その休日保育費用相当分を居住地市町村との間で調整いただくことは差し支えありません。
106		○	○		○	○		休日保育加算	各市町村において休日保育の利用可能人数の上限を設定した場合でも、休日保育加算の対象となりますか。	休日保育加算は、各施設・事業者が利用可能人数の上限を設定している場合であっても、「休日保育の年間ののべ利用子ども数」に応じた加算の対象となります。なお、各市町村においては、休日保育に対するニーズを満たすよう取組みが求められます。
107	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算		削除
108	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算		削除
109		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ		削除
110			○					処遇改善等加算Ⅰ		削除
111		○	○	○	○	○		減価償却費加算	減価償却費加算について、敷地内に複数の施設が存在し、施設整備費補助金を受けたものと受けていないものが混在している場合や、単一施設であっても新築部分とその後の増築部分で施設整備費補助金を受けた受けなが分かれている場合、どのような取扱いになるのでしょうか。	減価償却費加算は、施設整備費等の国庫補助金の交付を受けていないものが対象となります。したがって、同じ敷地内に施設整備費の国庫補助を受けた施設と受けていない施設が混在する場合、補助金を受けていない施設については、加算要件に該当する場合には、加算の対象となります。また、同じ敷地内に保育所の他に別棟で給食室等を建設した場合は単一の保育施設とみなされますので、国庫補助金の交付を受けている場合は、減価償却費加算の対象となりません。他方、新築部分と増築部分で施設整備費補助金を受けた、受けなが分かれている場合であっても、当該施設としては施設整備費の国庫補助を受けていますので加算の対象とはなりません。ただし、施設整備費等国庫補助を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、老朽化等を理由として改修等が必要と市町村が認める場合であっても当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと等の要件に該当する場合には、この限りではありません。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
112			○	○	○	○		賃借料加算	「賃借物件による保育所整備事業」「小規模保育設置促進事業（賃貸料補助）」等の国庫補助を受けた施設・事業については、賃借料加算は受け取れないのでしょうか。 開設前の賃借料の補助は賃借料加算と重複しないのではないのでしょうか。	「賃借物件による保育所整備事業」「小規模保育設置促進事業（賃貸料補助）」等の国庫補助事業については、事業開設後の賃借料にも充てられることから、当該補助を受けている期間中は賃借料加算の対象とはなりません。当該国庫補助事業による補助がなくなった翌月分からは委託費や地域型保育給付等の中で賃借料加算を支払うこととなります。
113	○	○	○	○	○	○	○	加算部分全般	療育支援加算、事務職員雇上費加算、家庭的保育補助者加算など、職員の配置に係る加算については、当該職員の勤務時間が最低何時間以上なければならない等の制限はありますか。	加算の趣旨が実現される勤務実態となっているかどうか踏まえ、各市町村において適切に認定を行っていただくようお願いします。
114			○					基本部分 調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	認定こども園において、主幹教諭等を専任化させるための代替保育教諭等として、常勤1名と非常勤職員1名を配置することとされていますが、非常勤職員を2人配置した場合に、減算調整は適用されるのでしょうか。 また、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合について、減算調整は適用されるのでしょうか。	認定こども園については、留意事項通知の別紙3のⅣの1.（1）に示す事業等を複数実施した上で、主幹教諭等を専任化させるための代替教諭等として常勤職員1名及び非常勤職員1人の配置を求めており、配置が満たされない場合は、減算調整が適用されることとなります。質問の事例でいえば、常勤職員1人の配置が満たされないため、当該常勤職員分の減算調整のみが適用されることとなります。 また、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合については、1号部分及び2・3号部分のそれぞれから減額調整が行われることとなります。
115			○					事務職員配置加算	認定こども園の事務職員配置加算は1号の利用者がいない場合には加算されないのでしょうか。	事務職員配置加算の適用を受けることはできませんが、認定こども園においては2・3号の加減調整部分における「1号認定子どもの利用定員を設定しない場合」の費用の調整により、事務職員配置加算に相当する額を含めております。
116			○					土曜日に閉所する場合の減算・日割り計算	幼稚園型認定こども園で土曜日に閉所している場合も、その園を利用する2・3号認定子どもの公定価格については、「土曜日に閉所していることによる減算」が必要となるのでしょうか。 また、日割り計算をする際、除する日数は25日となるのでしょうか。	幼稚園型認定こども園の公定価格についても、保育所等と同様、土曜日開所が前提となっています。このため、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。）に閉所する施設や開所していても保育を提供していない施設に、「土曜日に閉所していることによる減算」が適用されます。 また、日割り計算をする際にも、2・3号認定子どもの公定価格の場合は25日を用いることとなります。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
117								連携施設（経過措置期間中の減算）	家庭的保育事業等では、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）附則第3条の規定により、施行の日（平成27年4月1日）から15年間は連携施設の設定をしなくても良いことになっていますが、この経過措置の間、公定価格は減算されることになるのでしょうか。	家庭的保育事業等は、連携施設を設けることが要件となっており、公定価格上、基本分単価に「連携施設との連携に係る費用」が積算されています。このため、たとえ経過措置期間中であっても、連携施設の設定がなされていない場合には、減算の対象となります。 なお、連携施設は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第6条第1項各号に掲げる全ての連携協力が確保されたものであることとします。
118								調整部分（土曜閉所する場合）	土曜日に閉所する場合の減算調整について、半日開所や開所時間が11時間に満たない場合も減算となるのでしょうか。 また、半日開所のニーズしかない地域の場合、ニーズに合わせて半日しか開所しないことが考えられますが、この場合も減算の対象となるのでしょうか。	公定価格上、2・3号認定子どもを受け入れる施設については、土曜日も含め、基本的に11時間開所を想定しており、土曜日の利用ニーズがあるにも関わらず、半日開所する場合も含めて開所時間が11時間に満たない場合は、基本的に減算の対象となります。 ただし、地域のニーズに合わせ土曜日において必要とされる時間（例えば午前中のみ）のみ開所する場合は、減算の対象となりません。
119								その他	保育認定子どもの利用者負担額の日割り計算において、休日保育を行っている等により開所日数が通常よりも多い場合も、土曜日に恒常的に閉所している等により開所日数が通常よりも少ない場合も、どちらの場合も25日で除するということが良いのでしょうか。	保育認定子どもの利用者負担額の日割り計算においては、実際の開所日数に関わらず、25日で除していただくこととなります。留意事項通知第2をご参照ください。
120								処遇改善等加算Ⅰ	削除	
121								高齢者等活躍促進加算	削除	
122								減価償却費加算	家庭的保育事業等の減価償却費加算について、自宅の一部で保育を行う場合、家庭的保育事業の用に供する建物が自己所有であることというのは、自宅の名義が事業主でなければならないということか。 また、名義に関して、親族等との共有名義である場合は、どうか。	加算要件に「自己所有であること」としていますので、原則として、自宅の一部を改修して保育を行う場合であっても、建物の名義が事業主でなければ、減価償却費加算の対象とはなりません。 ただし、家庭的保育事業等は、保育者の居宅等を保育の提供場所としている場合もありますので、建物が配偶者や生計を一にしている者の名義であるなど、社会通念上、要件の主旨に反しないと判断される場合は加算要件を満たしているものとして差し支えありません。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
123			○	○	○	○	○	減価償却費加算	減価償却費加算の加算要件に、「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とあるが、この「国庫補助金」には、地方単独補助金が含まれるのか。また、地方単独補助金が含まれないとする場合、過去に地方単独補助金の交付金を受けている施設から減価償却費加算の申請が出されてしまった場合、市町村は同加算の認定を行わざるを得ないのか。	加算要件（ウ）における「国庫補助金」には、地方単独補助金は含まれませんが、減価償却費加算の趣旨に鑑み、地方単独補助金と二重交付とならないよう、市町村判断で加算の認定をしないという判断も可能です。
124			○	○	○	○	○	賃借料加算	賃借料加算においては、「国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと」が要件とされているが、賃借料について、前払いによりその一部又は全部が支払われ、毎月支払う賃借料が減額されている場合の取扱いはどのようなものか。	一括払いや分割払いといった賃借料の支払い方により加算の適用期間が変わるのは、公平性の観点から望ましくありませんので、実質的にどの期間の賃借料について国庫補助金が充当されているかを判定し、当該期間（国庫補助対象期間）については、賃借料加算が適用されない取扱いとなります。 具体的な国庫補助対象期間の算定に当たっては、国庫補助基準額から礼金の額を控除した金額（礼金を国庫補助対象とする場合に限る。）を前払いによる減額を考慮しない月額賃借料で除し、これにより得られた月数（小数点以下切り上げ）が国庫補助対象期間となります。ただし、賃借料に係る契約等において、国庫補助金を賃借料に充当する期間・金額について個別に定めている場合は、当該定めによる期間が国庫補助対象期間となります。 例：減額前の月額賃借料150万円、礼金300万円、20年契約、国庫補助基準額4,100万円の場合 ①契約時に4,100万円を前払い（礼金含む）することで、月額賃借料を減額している場合（契約等において、国庫補助金を賃借料に充当する期間等の定めがない場合） $(4,100万円 - 300万円) \div 150万円 = 25.33月$ ⇒国庫補助対象期間 26月 ②契約時に4,100万円を前払い（礼金含む）することで、月額賃借料を減額している場合（契約等において、契約期間全期間の賃借料に国庫補助金を充当する定めがある場合） ⇒国庫補助対象期間 240月（＝20年間）
125		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰの加算見込額の算定に当たって、公定価格上の加減調整部分の取扱いはどのようにすればよいのか。	加算見込額の算式における「処遇改善等加算の単価の合計額」の算定に当たっては、実際の加算額と極力近い値となるよう見込む必要があります。 従って、「土曜日に閉所する場合」など、処遇改善等加算に関連する各調整部分についても、加算見込額の正確性を高めるために、調整部分のうち処遇改善等加算部分を算出し、以下の算式で導かれる値を加算見込額から減算することになります。 【「土曜日に閉所する場合」の加算見込額算定上の算式】 { (⑦処遇改善等加算+⑧3歳児配置改善加算のうち処遇改善等加算部分+⑨4歳以上児配置改善加算のうち処遇改善等加算部分+⑩夜間保育加算のうち処遇改善等加算部分) × 賃金改善要件分の加算率÷処遇改善等加算の加算率} × 〇/100 (※〇/100は、各定員区分によって決定)
126		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ		削除
127		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ		削除

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
128		○	○	○	○			減価償却費加算	要件のうち、「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とはどのように判断するのでしょうか。	減価償却費加算は、施設整備費等の国庫補助金（以下「整備費等補助金」という。）の補助対象となる整備等（株式会社の場合は、整備費等補助金の対象外であることから、整備費等補助金の補助対象と同等の整備等）を実施しながら、整備費等補助金の交付を受けない場合に加算されるものです。 減価償却費加算の適用の有無は、以下を基準に判断してください。 1. 保育所の場合 ① 減価償却費加算の適用の有無の判断は確認を受けた施設・事業所ごとの単位で行います。 一つの施設・事業所が複数の棟に分かれている場合や分園を設けている場合であっても確認を受けた施設・事業所全体で減価償却の適用の有無を判断することになります。 このため、施設・事業所の一部でも整備費等補助金^{（注1）}の交付を受けている場合は、減価償却費加算の対象になりません^{（注2）}。 （注1）施設整備費等補助金に該当しない補助金の例示 ・ 地方自治体の単独事業による施設整備費等 ・ 創設、増築・増改築、改築、大規模修繕等以外の施設整備費等の国庫補助金（スプリンクラー設備の補助等） （注2）減価償却費加算の対象とならない場合の例示 i 保育所等の一部（分園を含む）を整備費等補助金で整備した場合 ii 保育所等がA棟とB棟の複数の棟で構成されている場合で、A棟又はB棟の一部を整備費等補助金で整備した場合 ② 既存建物の無償譲渡を受けて教育・保育を実施している場合など、整備費等補助金の補助対象となる整備等の実施や建物の購入をせずに、保育所等として活用している場合には、減価償却費加算の対象になりません。 2. 認定こども園の場合 保育所部分の一部でも整備費等補助金の交付を受けている場合は、減価償却費加算の対象になりません。したがって、幼稚園部分について幼稚園整備補助等の国庫補助金を受けた場合でも、保育所部分を自己資金で整備した場合は減価償却費加算の対象となります。
129			○					基本部分 調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	主幹保育教諭等の専任化をしていない場合とあるが、「主幹保育教諭等」としてどのような職種が対象になるのか。	副園長、教頭及び主幹保育教諭・指導保育教諭（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においては、副園長、教頭及び主幹教諭・指導教諭・主任保育士）が対象になります。
130		○	○	○				主幹教諭等専任加算/主任保育士専任加算/調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	「保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等」の要件はどのようなものか。	「保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと」との要件については、地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業等）や私学助成による子育て支援活動等を実施していることのみを意味するものではなく、各園や地域の実情に応じて、教育・保育に関する相談・情報提供や、子どもと保護者との登園の受入れ、保護者同士の交流の機会の提供等の取組など地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行っていれば、要件を満たすものと取り扱って差し支えありません。（「主幹教諭等専任加算等の取扱いについて」（周知）平成28年3月4日 事務連絡を参照）
131		○		○				主幹教諭等専任加算/調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）		削除
132			○					調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	主幹保育教諭等を専任化により子育て支援の取組を実施していない場合に該当する場合、加算を適用することができないのでしょうか。	認定こども園において、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合」の減算が適用される場合でも、専任代替教諭等の配置が行われているのであれば、主幹保育教諭等の専任化や規定される複数の事業をしていないことをもって、加算を取得できなくなることはありません。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
133			○					調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	1号認定子どもと2・3号認定子どもの区分で共通する事業要件である「一般型一時預かり事業」及び「障害児に対する教育・保育の提供」については、それぞれ1号認定子ども又は2・3号認定子どもが対象となるのでしょうか。	これらの事業の実施については、認定こども園全体で一般型一時預かり事業や障害児に対する教育・保育の提供を行っていれば、1号認定子ども及び2・3号認定子どもの区分の双方について当該事業を実施していると取り扱います。
134	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ		削除
135	○	○	○	○	○	○	○	日割り計算	各月（3月）初日の利用子どもの単価に加算する事項がいくつかあるが、月途中での入退所がある場合の日割り計算はどのようにするのか。	月途中での入退所があった場合、加算部分を含め公定価格は日割りとなります（自治体向けFAQ No132参照）。ただし留意事項通知において、「各月初日の利用子どもの単価に加算」、「3月初日の利用子どもの単価に加算」又は「各月（3月）初日の利用子ども数で除して得た額とする」等と記載のある加算については、日割り計算の対象から外れます。上記のような加算については、各月（3月）初日に利用している子どもの単価に全額加算され、仮に月の途中に退所しても日割りは行いません。逆に、各月（3月）初日に利用していない月の途中に入所した子どもの単価には加算されません。
136					○	○		処遇改善等加算Ⅱ		削除
137					○	○		処遇改善等加算Ⅱ		削除
138					○	○		処遇改善等加算Ⅱ		削除
139	○	○	○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、加算の認定は、月毎に行うものとされていますが、施設の設置者から申請を毎月徴収しなければならないでしょうか。また、2号認定子どもについては施設（事業所）からの申請は不要ですか。	1号認定子どもについては、月の給食実施日数により加算額を算定する必要があることから、各月の申請が必要としています。ただし、事務負担の軽減の観点から、施設からの加算申請を数ヶ月分まとめて受理し、認定する（例：4, 5, 6月分の申請を6月にまとめて受ける）などの運用を妨げるものではありません。ただし、9月の加算認定については、所得の判定に用いる市町村民税所得割合算額が前年度から当該年度に切り替わることにより、副食費徴収免除対象子どもの数に変動が生じる可能性があることにご留意ください。2号認定子どもについては、施設（事業者）からの申請は必要ありません。自治体で把握する副食費徴収免除対象子どもの数に応じた額を給付いただくこととなります。
140	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、副食費徴収免除加算における給食実施日を「施設（事業所）が把握している各月初日における副食の提供予定」としていますが、申請と実績に乖離がある場合について、加算の再認定を行う必要がありますか。	虚偽や不正の手段により加算を受けた場合を除き、改めて加算認定をし直す必要はありません。ただし、申請と実績に大きな乖離が続く場合などについては、その理由について、施設（事業所）から説明を求めるなど加算認定に当たって丁寧な対応をお願いします。
141	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、一部の日に給食の希望制をとっていますが、希望する子ども全員に副食の全てを提供できる体制をとっている場合には、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	副食費徴収免除加算において、給食実施日とは「利用子どもの全てに副食の全てを提供する日」とし、「施設（事業所）の都合によらずに副食の一部又は全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものとみなすものとする」としているため、希望する子ども全員に副食の全てを提供できる体制をとっている日については、給食実施日に該当します。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
142	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、夏休み期間など長期休業中の預かり保育や一時預かり事業において副食を提供した場合、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	預かり保育や一時預かり事業における副食の提供については、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しません。
143	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、午前中に教育の提供が終了する場合において、午後に預かり保育を利用する子どもに対して副食を提供した場合は、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	施設（事業者）が給食として食事を提供しており、預かり保育を利用しない子どもも含め希望する子ども全員に副食の全てを提供できる体制をとっている場合は、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当します（この場合、給食の提供に要する費用について、預かり保育の経費に計上することはできません。）。なお、預かり保育を利用する子どもに限定して副食を提供できる体制をとっている場合は、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しません。
144	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、同じ月に副食の全てを提供する日と、おやつや牛乳のみなど、副食の一部を提供する日がある施設について、ともに副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	副食費徴収免除加算において、給食実施日とは「利用児童の全てに副食の全てを提供する日」としているため、牛乳やおやつなどのみの提供など副食の一部のみを提供する日については、給食実施日に該当しません。なお、給食実施日として計上されず、当該加算の対象とならない副食の提供に要する費用については、保護者から徴収することが可能です。
145	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、3歳児は弁当持参とし、4・5歳児には給食提供している場合、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	施設が利用子どもに対して副食を提供できるにも関わらず、副食を提供していないのであれば、利用児童の全てに副食の全てを提供してはいないことから、給食実施日に該当しません。なお、3歳児について希望する者には副食の全てを提供できる体制を取っている場合は、給食実施日に該当します。
146	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、4歳児に給食を提供するが5歳児は遠足等の行事で弁当持参とする日があった場合、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	副食費徴収免除加算の注書きにおいて、「施設（事業所）の都合によらずに副食の一部または全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものと見なす」としていますが、その趣旨は、施設が全ての利用子どもに対して副食を提供できる体制を取っている場合は、施設の都合によらず一部の子どもが副食の一部または全部の提供を要しない場合であっても、給食実施日に含めて差し支えないとするものです。左記の例では、5歳児については遠足で外出しており副食を提供を要しない一方、4歳児については給食を提供しているため、給食実施日に該当し、給食の提供がされない5歳児に対しても加算されます。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
147	○		○					副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、幼稚園の卒園式以降の日においては、幼稚園を卒園する1号認定子ども（以下この間において「卒園児」という。）に給食を提供することはできませんが、卒園児以外の希望する全員に給食提供している場合は、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	1号認定子どもについて、卒園式以降の日についても、卒園児以外の希望する全員に副食の全てを提供できる体制を取っている日であれば、これを給食実施日に含み、卒園児を含めた全ての副食費徴収免除対象子どもに対して加算されます。 また、卒園式の日以降に預かり保育事業を利用する場合で、同事業の中で提供される副食費は、副食費徴収免除加算には該当せず、無償化F A Q 12-9の長期休業中と同様に、施設が認定保護者から徴収することが可能です。
148		○						委託費の経理	教育・保育の無償化に伴い、施設が徴収することとなった副食費について、社会福祉法人会計基準上、収支計算書、事業活動計算書においてどのように区分するべきでしょうか。	主食費などと同様、施設により徴収する費用であることから、 ・資金収支計算書については、 大区分）保育事業収入 中区分）利用者等利用料収入 小区分）利用者等利用料収入（一般） ・事業活動計算書については、 大区分）保育事業収益 中区分）利用者等利用料収益 小区分）利用者等利用料収益（一般） となります。 なお、法人所管市町村において現在これと異なる取り扱いとしている場合には、令和元年度の決算書類は従前の取り扱いによって差し支えありません。
149	○	○	○	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算	本加算は、火災・地震等の災害時に備え、施設の総合的な防災対策を図る取組に必要となる経費が加算の対象となりますが、災害備蓄品の購入は対象となりますか。	施設機能強化推進費加算において、施設の総合的な防災対策を図る取組については、避難訓練や防災教育などの活動に限らず、避難具の整備や災害に備えた物品の購入も対象となります。
150		○	○					分園	分園について、基本分単価において充足すべき職員の構成は、本園と同様でしょうか。	本園・分園の基本分単価については、それぞれの利用定員別に算定することとしており、分園についても、本園同様、「年齢別配置基準」だけではなく、「その他」の職員（施設長を除く）についても充足する必要があります（ただし、嘱託医については、中心園に配置していることから分園においては配置不要。また、調理員等については、中心園から給食を搬入する場合は、配置不要）。
151			○					教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合	教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない幼稚園型認定こども園に適用するとされていますが、教育標準時間認定子どもの利用定員は設定しているものの、利用子どもがいない場合には適用されますか。	教育標準時間認定子どもの利用定員は設定しているものの、利用子どもがいない場合においても、当該調整は適用されます。 なお、この取扱いは幼稚園型認定こども園に限るものではなく、他の類型の認定こども園にも適用されます。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
152		○		○				日割り計算	5歳児が3月の卒園月にA自治体からB自治体に転居した場合も、A自治体の支給認定を取り消して再度B自治体で支給認定を取得させ、施設型給付を日割り計算する必要がありますか。また、A自治体で支給認定を取り消さず月末まで維持し、一括して施設型給付を支払うことは可能ですか。	通常、月途中での入退所があった場合、転出元自治体においては支給認定の取消しを行うとともに転入先自治体において新たに支給認定を行い、施設型給付費については日割り計算を行うこととなります。 しかし、5歳児が卒園後に転居した場合にあっては、転居先自治体において新たに特定教育保育施設を利用する事は考えにくいことから、転出元自治体において支給認定を3月末まで取り消さず、卒園月の施設型給付を一括して給付することを基本としてください。その際、転出元自治体と転入先自治体で密に連絡を取り、支給認定・給付の重複が生じないようにご留意ください。
153			○	○	○	○	○	土曜日に閉所する場合	土曜日に閉所していても保育を提供していない場合、閉所しているものとして取り扱うとのことだが、土曜日利用希望があり閉所したが、当日キャンセルの連絡があり利用する子どもがいなくなった場合も閉所しているものと取り扱うのか。 また、土曜日に係る保育の利用希望がなく閉所する予定であったが、利用希望に変更があり、保育を提供するために閉所した場合は、閉所しているものと取り扱うか。	原則、閉所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取扱いますが、事前に利用希望があり保育を提供するために閉所したのであれば、当日キャンセルにより利用する子どもがいなくなり保育の提供ができなくなったとしても、閉所しているものと取扱います。 また、保育の利用希望がなく閉所する予定で、土曜日に閉所する場合の調整の適用を受ける認定を受けた施設であっても、利用希望に変更があり、保育を提供するために閉所した場合は、閉所しているものと取扱います。
154			○	○	○	○	○	土曜日に閉所する場合	土曜日が5日ある月の場合調整率の区分の取扱いはどうなるのか。 また、土曜日が4日ある月でそのうち1日が祝日の場合の調整率の区分の取扱いはどうなるのか。	土曜日の調整率の区分の取扱いについては以下のとおりです。 【土曜日が5日ある月の場合】 ・土曜日のうち1日を閉所した場合は「月に1日土曜日を閉所する場合」の区分 ・土曜日のうち2日を閉所した場合は「月に2日土曜日を閉所する場合」の区分 ・土曜日のうち3日を閉所した場合は「月に3日以上土曜日を閉所する場合」の区分 ・土曜日のうち4日を閉所した場合は「月に3日以上土曜日を閉所する場合」の区分 ・土曜日のうち5日を閉所した場合は「全ての土曜日を閉所する場合」の区分 が適用されます。 【土曜日が4日ある月でそのうち1日が祝日の場合】 ・土曜日（祝日を除く）のうち1日を閉所した場合は「月に1日土曜日を閉所する場合」の区分 ・土曜日（祝日を除く）のうち2日を閉所した場合は「月に2日土曜日を閉所する場合」の区分 ・土曜日（祝日を除く）のうち3日を閉所した場合は「全ての土曜日を閉所する場合」の区分 が適用されます。
155		○		○				給食実施加算	主食は「施設内の調理設備を使用してきめ細やかに調理を行っている」が、副食は「施設外で調理して施設に搬入しているなど、自園調理と外部搬入を同時に行う方法により給食を実施している場合、加算額はどのように算定されるのでしょうか。	自園調理の場合でも、献立の一部を外部搬入して提供する場合も通常あるものと考えられます。（パン・サラダ・ゼリーなど）したがって、食事の一部を外部搬入している場合でも、施設内の調理設備を使用して調理した食事と併せて提供している場合には自園調理の単価を適用して差し支えありませんが、提供する食事の大半が外部搬入となっているなど、主たる給食の提供方法が「施設内の調理設備を使用してきめ細やかに調理を行っている」方法と考えられない場合には、外部搬入の単価を適用してください。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
156		○		○				給食実施加算	週のうち数日、自園調理によって給食を提供し、残りの数日を外部搬入によって給食を提供する場合は、それぞれの日数にそれぞれの単価を乗じた額を合計して加算額を算定するのでしょうか。	適用する単価は自園調理分もしくは外部搬入分のいずれか片方になります。左記のような場合は、園が提供する食事の実態を総合的に勘案し、園の実態として主たる給食の実施形態がどちらであるかによって判断してください。
157		○		○				給食実施加算	購入した食材を電子レンジで温めて提供するような給食を実施している場合は、自園調理分の単価を用いて加算額を算定するのでしょうか？それとも外部搬入の単価を用いて算定するのでしょうか。	搬入後に施設内において喫食温度まで加温し提供する場合は、外部搬入分の単価を用います。
158			○	○	○	○	○	土曜日に閉所する場合	年末年始に土曜日がある場合、閉所すると減算が適用されるのでしょうか。	年末年始（12月29日から1月3日）の間にある土曜日については、閉所した場合であっても減算は適用されません。
159			○			○	○	所長（管理者）設置加算	職員の急な休みに対応するため、施設長（管理者）が業務を代行した場合、「実際にその施設の運営管理の業務に専従」しているものとして減算が適用されるのでしょうか。	施設長（管理者）が急に休んだ職員の業務を代行に行った場合等、止むを得ず緊急的に施設長（管理者）が他の業務を行った場合は「兼務」として取り扱わず、減算は適用されません。
160			○	○		○	○	休日保育加算	共同（輪番）により年間を通じて休日等に関所する場合の申請についてはどのようにすればよいのでしょうか。	他施設・事業所（居宅訪問型保育事業を除く）と共同（輪番）により年間を通じて休日等に関所する場合の加算の申請については、共同保育を実施する各施設・事業所ごとに行ってください。
161			○	○		○	○	休日保育加算	企業主導型保育施設との共同（輪番）により年間を通じて休日等に関所する場合、企業主導型保育施設を利用した分の申請についてはどのようにすればよいのでしょうか。	他施設・事業所（居宅訪問型保育事業を除く）や企業主導型保育施設との共同（輪番）により年間を通じて休日等に関所する場合における、企業主導型保育施設を利用した分の申請については、例えば以下のようなことが考えられます。 ①企業主導型保育施設を利用した子どもが在籍する施設・事業所ごとに、それぞれが企業主導型保育施設を利用した分を上乗せして申請する（申請した各施設・事業所から企業主導型保育施設に利用した分を支払う） ②代表する施設・事業所が、他施設・事業所分もまとめて一括で企業主導型保育施設を利用した分を上乗せして申請する（代表して申請した施設・事業所から企業主導型保育施設に利用した分を支払う） なお、申請方法や企業主導型保育施設への支払い等については、共同（輪番）により年間を通じて休日等に関所する際の実施要綱や運営規程に位置づけるをお願いします。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
162			○	○	○	○	○	土曜日に閉所する場合	土曜日にA園とB園との共同保育を、A園で実施したが、B園の在籍児しか利用がなかった場合、保育の提供がないものとして閉所しているものと取り扱われるのでしょうか。	土曜日に閉所する場合の調整は、原則として、開所していても保育を提供していない場合（自園の子どもがいない状態）に適用されます。共同保育であっても、自園の子どもに対し保育の提供が行われていない場合は、同様に閉所しているものと取り扱われます。当該事例については、A園は閉所、B園は開所と取り扱われます。
163		○	○	○	○	○	○	栄養管理加算	栄養士について、以下の場合、「配置」「兼務」「嘱託」のどれに該当するのでしょうか。 ①栄養士を派遣契約により配置する場合 ②法人本部で栄養士を雇用する場合 ③栄養管理業務を外部委託する場合	①栄養士を派遣契約により施設に配置する場合は、派遣契約は「雇用契約等」に該当し、「配置」となります。（「兼務」に該当する場合は除きます。） ②法人本部で雇用する栄養士が、各施設へ赴き、施設に栄養士が配置されている場合と同様に、献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を行う場合は、「配置」となります。（「兼務」に該当する場合は除きます。） ③栄養管理業務を外部委託する場合は、「栄養士としての業務を嘱託等する場合」に該当し、「嘱託」となります。
164		○	○	○	○	○	○	その他	市町村において、各種加算の認定にまで至っていない場合、各施設・事業者への加算の支給については、どのように対応すればよろしいでしょうか。	施設型給付費等の支払いについては、留意事項通知第3（2）でお示ししているとおり、当月分は遅くともその月中に支弁することとしているほか、「施設型給付費等の支払いについて（依頼）」（平成27年4月9日付け事務連絡）及び「施設型給付費等の支払いの円滑な実施について（依頼）」（平成27年5月20日付け事務連絡）において、法令に基づき、毎月支給あるいは前払いとしての概算払いにて対応いただく必要がある旨お示ししております。 支給額については、各種加算額も含めて各施設・事業者が教育・保育を実施するために通常要する費用の額となることを踏まえ、市町村において加算の認定にまで至っていない場合、適用するなど、各施設・事業の運営に支障が生じないように配慮をお願いします。 また、処遇改善等加算については、都道府県知事等が加算の認定を行うこととされていますが、これについても同様の取扱いとしてください。 ただし、これらについては、給付費等の支払いが遅れることで、施設及び事業所の運営に支障が生じないようにお示ししているものであり、やむを得ない事情がある場合には、施設・事業者と調整の上、利用子どもの処遇や職員の処遇など施設の安定的な経営に支障の無い範囲内において、翌月払いとしても差し支えありません（ただし、この場合においても、歳出の会計年度所属区分に留意する必要があります。）。
165		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算		削除
166		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ		削除
167		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ		削除
168		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算		削除
169		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算		削除
170		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ		削除
171		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算		削除
172		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ		削除
173		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算		削除
174		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ		削除
175		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算		削除
176		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算		削除
177		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算		削除
178		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算		削除
179		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ		削除
180		○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ		削除

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
181	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算		削除
182	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算		削除
183	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）		削除
184	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ		削除
185	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算		削除
186	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ		削除
187	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ		削除
188	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ		削除
189	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ		削除
190	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ		削除
191	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ		削除
192	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ		削除
193	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ		削除
194	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ		削除
195	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ		削除
196	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ		削除
197	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ		削除
198	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ		削除
199	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ		削除
200	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）		削除
201	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算（令和4年度）		削除
202		○	○					処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）		削除
203	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）		削除
204			○					処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）		削除
205	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算		削除
206	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ		削除
207	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ		削除
208	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）		削除

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
209	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅲ（令和4年度）		削除
210	○		○					施設関係者評価加算	公開保育をオンラインで実施した場合は加算の要件を満たすものとしてよいのでしょうか。	施設評価のみを実施するのではなく、公開保育の取組と組み合わせて施設関係者による評価を実施する施設については、加算額が増額されますが、公開保育をオンラインで実施した場合も、対面により実施した場合と同様に増額の要件を満たしたことになります。
211	○	○	○					小学校接続加算/主幹教諭等専任加算/主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合	小学校との交流活動をオンラインで実施した場合は加算の要件を満たすものとしてよいのでしょうか。	「交流活動」をオンラインで実施した場合も、対面により実施した場合と同様に要件を満たしたことになります。
212	○	○	○	○	○	○	○	公定価格	災害や感染症が発生し、施設等が臨時休園等を行った場合に、施設型給付等の支給はどうなるのでしょうか。	災害や感染症が発生し、臨時休園等を行った場合においても、教育・保育の提供体制を維持するため、通常どおり給付費を支給します。各種加算や加減調整・乗除調整の取扱いについては、その影響を除いた通常の状態に基づいて適用を判断します。なお、通常どおり給付を行い、施設の収入を保証することとしていることから、人件費の支出についても、これを踏まえて適切にご対応いただくべきと考えております。
213	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算		削除
214	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算		削除
215	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ		削除
216	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ		削除
217		○	○					処遇改善等加算Ⅲ		削除
218	○		○					基本部分（配置基準）	教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることができるのでしょうか。	公定価格における配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務（常勤（各施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している者）以外の者。）の教育・保育従事者を充てることができます。なお、設備運営基準等において、学級担任は原則常勤専任であることとされています。
219		○			○	○		基本部分（配置基準）	教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることができるのでしょうか。	公定価格における配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務（常勤（各施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している者）以外の者。）の教育・保育従事者を充てることができます。なお、「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」（令和5年4月21日付こ成保21）において、短時間勤務の保育士を充てる場合の取扱いを示しています。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
220	○	○	○		○	○		基本部分（配置基準）	「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」（令和5年4月21日付こ成保21）においては、「各施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していない者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者」は常勤の保育士と扱うこととされましたが、公定価格における常勤換算の方法も変更されるのでしょうか。	当該通知は、最低基準上の保育士定数に充てられる常勤の保育士及び短時間勤務の保育士について、改めて定義を示したものです。他方で、公定価格の取り扱いについては、留意事項通知で示しているところであり、各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数に達しない者について、常勤換算を行うこととしています。 この取り扱いについては、今般の通知による変更は無く、従前のとおり、以下の算式により常勤職員数に換算することとします。 ＜常勤換算値を算出するための算式＞ 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計 ÷ 各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数 ＝ 常勤換算値(小数点以下の端数処理を行わない)
221	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算（令和5年度）		削除
222	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算（令和5年度）		削除
223			○					主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合	基本分単価に含まれる年齢別配置基準の保育教諭等には主幹保育教諭等2人を配置するための費用が算定されているが、主幹保育教諭等の発令をしていない場合、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合の減算調整は適用されるのか。	必ずしも発令がないことをもって減算されるわけではありませんが、主幹保育教諭等をあらかじめ辞令等により特定しておく必要があります。 なお、調整の適用を受ける施設の認定に当たっては、施設が所在する市町村においては、主幹保育教諭等の配置や教育・育児相談・地域の子育て支援活動等の内容を徴し、要件への適合状況を確認することが考えられます。
224	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ/処遇改善等加算Ⅲ		削除
225	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅱ/処遇改善等加算Ⅲ		削除
226	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算		削除

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
227	○	○	○	○	○	○	○	常勤換算	「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義について」（令和6年6月25日付こ成保666号）においては、これまで常勤保育士として就労してきた保育所等において就労を希望するものの、育児・介護等により、1か月に勤務すべき時間数が120時間未満となる保育士を勤務時間短縮保育士とし扱うこととされましたが、公定価格における常勤加算の方法は、どうなりますか。	当該通知は、最低基準上の保育士定数に充てられる短時間勤務保育士の取扱いについて定義を示したものです。他方で、公定価格の取扱いについては、留意事項通知で示しているところであり、常勤以外の職員を配置する場合と同様に、各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数に達しない者として、常勤換算することとします。 ＜常勤換算値を算出するための算式＞ 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計 ÷ 各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数 ＝ 常勤換算値(小数点以下の端数処理を行わない) なお、上記公定価格の取扱いについては、当該通知の発出にあわせてお示しすることとしたところですが、これと異なる取扱いを行ってきた地方公共団体においては、今後、この取扱いに基づき運用していただくよう、管内の施設等に周知及び指導していただくようお願いします。ただし、取扱いの変更に伴い現場の実務に生じる影響に鑑みやむを得ない場合に限り、当該異なる取扱いによる運用でも差し支えないものとして取り扱うこととしますが、できる限り早期に上記取扱いに移行してください。
228	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算（令和6年度）	賃金改善計画書の廃止により、処遇改善が適切に行われない可能性が高いと思われる場合、賃金改善計画書と同様の計画書を求めているのでしょうか。	処遇改善加算の事務手続きに不慣れである等の理由により、処遇改善が適切に行われない可能性が高いと思われる場合など、加算認定自治体が処遇改善を確実に進めるにあたりやむをえず必要であると認められる施設に限り、令和6年度においては、賃金改善を適正に実施する観点から、必要な書類を求め、助言・指導を行うことは差し支えないが、その場合でも、今般の施設の負担軽減の趣旨を踏まえ、これまでの賃金改善計画と同様の計画書の提出を求めるのではなく、賃金改善の助言・指導のために必要最小限のものとしてください。
229	○	○	○					小学校接続加算	市町村において5歳から小学校1年生までのモデルカリキュラムを策定している場合には、当該加算の要件を満たすか。	市町村がモデルカリキュラムを策定している場合であっても、そのモデルカリキュラムをもとに各施設が小学校と協働して5歳児から小学校1年生の2年間のカリキュラムを策定する必要があります。
230	○	○	○					小学校接続加算	卒園した児童が通学することが想定される全ての小学校と連携・接続する必要があるか。	例えば小学校区など、卒園した児童が通学すると考えられる小学校との接続・連携を想定しています。卒園した児童が通学すると考えられる全ての小学校との接続まで求めるものではありません。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
231	○	○	○					小学校接続加算	当該施設に5歳児が在籍していない場合は要件を満たさないか。	当該年度において5歳児が在籍していなくても、5歳児が在籍した場合を見据えて小学校と協働してカリキュラム（架け橋期のカリキュラム）を策定していることを確認できる場合には加算を取得できます。
232		○	○					主任保育士専任加算/基本部分調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合について、開催したが参加者が0人の場合、要件を満たしているか。	開催したものの、結果として参加者が0人だった場合には、要件を満たしていると考えます。
233		○	○	○	○	○	○	R6定額減税	令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることとなりましたが、満3歳未満の利用者負担の所得階層の区分の決定や副食費徴収免除加算の判定等に用いる市町村民税所得割額においてはどのように取り扱いますか。	定額減税反映後の市町村民税所得割額を用いて算定します。 なお、所得階層区分については、自治体向けFAQ.【第19.1版】No144とは異なる取扱いとなります。
234		○	○	○	○	○	○	R6定額減税	定額減税額は、各種税額控除による控除後の市町村民税所得割額を超える場合には、各種税額控除による控除後の市町村民税所得割額の限りで定額減税が行われることとなっていますが、保育料の算定上は控除の対象とならない金額による控除により、定額減税額自体が満額減額されない場合に、保育料の利用者負担額の算定において用いる定額減税反映後の市町村民税所得割額についてどのように考えますか。	今般の定額減税額は定額減税「前」の所得割額を超える場合には、定額減税「前」の所得割額を限度とすることとされています（控除しきれない額がある場合は調整給付金が支給されることとなる。）が、この場合、満3歳未満の利用者負担（保育料）の所得階層区分の判定においても定額減税「前」を限度とした定額減税額（調整給付金を含まない実際の定額減税額）を用います。 【例】3万円（住民税課税所得金額×市町村民税所得割率）－2万9700円（各種税額控除による控除額）－300円（現実の定額減税額）＋1万円（住宅ローン控除等による控除額）＝1万円（利用者負担額の判定に用いる市民税所得割額） ※例の場合、定額減税額は300円（現実の定額減税額）で計算する。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
235			○	○	○	○	○	R6定額減税	自治体向けFAQ.【第19.1版】 No146において、海外勤務等により賦課期日において子ども・子育て支援法の施行地に住所を有しない者の実際の利用者負担額の算出にあたっては、所得を推定できる資料等により、課税相当額を推計するなどして、市町村民税非課税世帯を含む全階層区分のうちいずれかの区分に当てはめることとありますが、その際、定額減税は考慮しないでよいでしょうか。	自治体において、前年度海外居住者の所得情報を推計する際に、定額減税の影響を含めないとするについて、運用上難しいと考えます。 自治体における利用者負担の決定は、国庫負担額の決定にも関係するものであり、公正に行っていただく必要があるところ、その説明責任は一義的には自治体にあります。自治体の推計においては定額減税の影響を含めないとする場合、海外居住者と国内居住者で取扱いに不均衡が生じることとなるため、これを正当化する合理的な説明は困難に思われます。
236	○	○	○	○	○	○	○	人事院勧告	削除	
237		○	○	○				小学校接続加算	要件iiiに「小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手」とあるが、具体的にどのような取組が想定されるか。	小学校との接続を見通した教育課程等の編成のための協議会等を継続して実施していることが確認できれば、具体的な編成に着手しているものと認められますので、要件iiiを満たすと考えられます。具体的なカリキュラムの素案等を作成することまでを直ちに本加算の要件として求めるものではありません。
238		○	○	○				小学校接続加算	年度途中にカリキュラムを編成・実施に着手した場合、要件iiiの継続的な協議会の開催等は年度を跨いだものであっても差し支えないか。	小学校との接続を見通した教育課程等の編成のための協議を継続して実施していることが確認できれば、要件を満たしていると考えて差し支えありません。
239		○	○	○				小学校接続加算	要件iiiに「小学校との継続的な協議会の開催等により」とあるが、一つの園で実施することが困難な場合、合同の協議会を開催しそこに対象施設の担当者が参加する形でも問題ないのか。	協議会については、園と小学校とがカリキュラム策定に向けた協議を計画的に実施していることが必要ですが、必ずしも各施設と小学校が1対1で個別に協議をすることを求めるものではなく、例えば市町村が協議の場を設定して、校区や園と小学校のまとまりでカリキュラム策定に向けた協議を行うことも、本要件を満たしていると考えられます。その場合、協議会等の場に各幼児教育施設及び小学校の担当者が参加することが重要です。
240		○	○	○				小学校接続加算	協議会について、例えば都道府県の主催で、域内の幼児教育施設や小学校の関係者が参加できる大規模な合同協議会を開催しており、架け橋期のカリキュラムについて協議しているが、実際に連携・接続する園と小学校での協議がなされない場合は、要件iiiの対象となるのか。	小学校接続加算は、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた小学校への円滑な接続の促進を図るため、小学校との連携・接続に取り組む施設に補助を行うものです。 この、小学校との連携・接続については、本FAQのNo. 230において、「例えば小学校区など、卒園した児童が通学すると考えられる小学校との接続・連携を想定しています。」と明示しているところです。 上記を踏まえると、大規模な合同協議会における不特定多数の小学校との協議については、実際に連携・接続する園と小学校での協議を継続することが困難であると考えられ、幼児教育施設と小学校とが協働して架け橋期のカリキュラムの策定に着手しているとは言えないため、本加算要件の対象とすることは適切ではないと考えられます。
241		○	○	○				小学校接続加算	自治体で策定しているモデルカリキュラムに沿って園ごとに小学校を見据えたカリキュラムを作成しているが、園と小学校で協議を行わず個別に作成しているのみの場合は要件を満たしていると考えられるか。	本FAQのNo. 229において、「市町村がモデルカリキュラムを策定している場合であっても、そのモデルカリキュラムをもとに各施設が小学校と協働して5歳児から小学校1年生の2年間のカリキュラムを策定する必要があります。」と明示しておりますので、カリキュラムを園と小学校が協働することなく、個別に作成しているだけでは、本加算要件の対象とすることは適切ではないと考えられます。 他方で、個別に作成しているカリキュラムを持ち寄って、架け橋期のカリキュラム策定に向けた協議を園と小学校で行っている場合には、本要件の「着手している」と認められる場合に当たると考えられます。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
242			○	○			○	○	1歳児配置改善加算 要件のうち「保育に係る計画・記録に関する機能」の注意書きに「職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること」とあるが、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。	同時に複数端末からのアクセスが可能であり、情報の共有・更新を行う端末が限定されていなければ、本要件を満たすこととしております。
243			○	○			○	○	1歳児配置改善加算 要件のうち「保護者との連絡に関する機能」の注意書きに「ＩＣＴを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く」とあるが、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。	ＩＣＴ連絡ツールを導入し、当該ＩＣＴ連絡ツールから保護者（一斉又は該当する保護者）と双方向のやり取りを行うことが可能なものを対象と想定しています。単に、園のＨＰやメール、ＳＮＳを介して、職員個人が保護者に一斉又は該当する保護者に連絡を行うことは対象外です。施設・事業所の職員全体で、保護者と連絡をとるツールを想定しています。なお、ＩＣＴ連絡ツールを個別に導入する必要は必ずしもなく、当該機能と他の機能をあわせて有するＩＣＴツールを有していれば要件を満たしたことになります。
244			○	○			○	○	1歳児配置改善加算 要件のうち、ＩＣＴの導入要件のみを満たしておらず、年度途中で要件を満たした場合は、要件を満たした月の属する月の翌月から加算を認定して良いのか。	お見込みのとおりです。
245			○	○			○	○	1歳児配置改善加算 要件のうち、職員の平均経年数の要件について、「原則として加算年度の4月1日時点の「職員1人当たりの平均経年数」で判断することとするが、年度途中において職員の採用・異動等により本要件を満たす場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用すること。」とあるが、年度内に職員の異動等があった場合は毎回要件を満たしているかを確認すべきか。	職員の平均経年数が10年以上であることという要件については、通知上において、原則として加算年度の4月1日時点で判断することとしています。他方、年度途中での職員の異動等もあることから、年度途中において職員の採用・異動等により本要件を満たす場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用することとしています。なお、年度途中での異動等により平均経年数に変動があった場合には、毎回要件を満たしているかを認定自治体において確認する必要はないと考えていますが、認定されていない施設において、要件を満たすこととなる変動があった場合には、施設からの報告をさせ、認定自治体において確認をしていただくようお願いします。
246	○	○							主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算 災害が発生した場合に、教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者等への連絡、被災状況の把握、こどもの預かりに関するニーズの把握や相談支援の実施等を行うこと(災害時の地域支援)とされているが、災害が発生しなくても、災害時の地域支援に係るマニュアル等の整備並びに原則月1回の研修・訓練の実施等を行っていれば、加算は継続して取得できるのか。	本取組は災害が発生した時に災害時の地域支援の取組が適切に実施できるよう、日頃から周知や体制・環境整備を図っていただくことを評価するものです。このため、災害発生を想定した災害時の地域支援に係るマニュアル等の整備並びに災害時の地域支援を想定した月1回程度の研修・訓練の実施等により、加算は継続して取得することが可能です。災害の発生に即した実践的なマニュアル等の整備(更新)や研修・訓練の実施等に努めていただくことが必要です。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
247	○	○						主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算	災害時における地域支援に関する要件について、エッセンシャルワーカーの範囲や定義はどうか。	発災直後に出勤等する必要がある保護者（例えば医療・福祉関係者、警察、自衛隊、消防、自治体職員等）を想定していますが、各施設において保護者のニーズ等を把握の上、地域の拠点として被災時の支援に貢献できるよう、地域の実情に応じ適切に判断していただければと考えています。
248	○	○						主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算	災害時における地域支援に関する要件の認定にあたっては、災害時のマニュアルや主任保育士が災害の研修を受けたことが分かる資料を添付すれば良いか。	「緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル」や「原則月1回の研修・訓練の実施等を行う取組」を実施する旨が記載されている資料を、施設・事業所から提出いただくことを想定しています。
249	○	○						主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算	災害時における地域支援に関する要件の中で、「原則月1回の研修・訓練等を行う」とあるが、これを満たさなかったことが確認された場合は当該加算分は返還することになるのか。また、計画・マニュアル上は「月1回」以上の研修・訓練を予定していたが、実際には園の事情により中止されることも想定されるが、「原則月1回」の許容範囲如何。	当該加算分の取組実績及び原則月1回の研修・訓練等の要件を満たさなかった場合には直ちに返還を求めるものではありませんが、例えば、連続する複数月にわたって研修・訓練等が実施できていなかった場合や、虚偽の報告も含む悪質な場合には、市町村において園の実態を把握し、必要な対応を行っていただくとともに、翌年度以降の当該加算の認定において十分に確認いただくようお願いします。
250	○		○					外部監査費加算	加算の要件において、「これに準ずる公認会計士又は監査法人の監査」とあるが、「これに準ずる」とは具体的には何を指すのか。	「これに準ずる公認会計士又は監査法人の監査」とは私立学校振興助成法に基づく監査に準ずる監査を指します。
251	○		○					外部監査費加算	私立学校振興助成法第14条第2項に基づく監査を受けることを加算の要件の一つとしているが、私立学校振興助成法施行規則第2条第4項に規定する人件費支出内訳表も監査対象となるか。	外部監査費加算の要件は、学校法人が私学助成の交付を受ける際の外部監査と同等のものとしており、学校法人が所轄庁に提出しなければならない人件費支出内訳表についても、監査対象に含むものになります。
252	○		○					外部監査費加算	一部の都道府県においては、私学助成の交付の要件として、計算関係書類と人件費支出内訳表のみならず、資金収支内訳表や事業活動収支内訳表を監査対象に加えているが、私学助成の交付を受けていない場合でも、資金収支内訳表や事業活動収支内訳表は監査対象となるか。	全ての都道府県が、私学助成の交付の要件として、資金収支内訳表や事業活動収支内訳表を監査の対象としているわけではないことから、外部監査費加算の要件としては、計算関係書類と人件費支出内訳表の監査を受けていれば差し支えありません。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
253		○		○				外部監査費加算	私立学校法に基づく監査を受けることを加算の要件の一つとしているが、計算関係書類のみならず、財産目録も監査対象となるか。	私立学校法においては財産目録も監査の対象ですが、外部監査費加算の要件としては、学校法人が私学助成の交付を受ける際の外部監査と同等のものとしており、財産目録は監査対象ではありません。
253		○		○				外部監査費加算	私立学校法に基づく監査を受けることを加算の要件の一つとしているが、計算関係書類のみならず、財産目録も監査対象となるか。	私立学校法においては財産目録も監査の対象ですが、外部監査費加算の要件としては、学校法人が私学助成の交付を受ける際の外部監査と同等のものとしており、財産目録は監査対象ではありません。
254		○	○	○	○	○	○	加算部分全般	加算等の算出過程では端数処理をすることとなっていないものがあるところ（例：通園送迎加算、給食実施加算等）、小数点以下の金額が算出されてしまう場合、どのように取り扱えば良いのでしょうか。	端数処理の定めがない加算等について、小数点が生じた場合、当該加算の金額を算出した時点で、1円未満を切り捨てることとしてください（通園送迎加算と給食実施加算等で、それぞれ、1円未満が生じる場合、それぞれの加算の額について1円未満を切り捨ててください）。
255			○	○		○	○	1歳児配置改善加算	業務においてＩＣＴの活用を進めており、以下の①及び②～④のいずれか1つの機能以上の機器を導入し、業務に活用していること。とありますが、複数機器を導入し、Ａシステムで「園児の登園及び降園の管理に関する機能」、Ｂシステムで「キャッシュレス決済に関する機能」をもつ場合は要件を満たしますか。	複数の機器を導入し、Ａシステムで「園児の登園及び降園の管理に関する機能」、Ｂシステムで「キャッシュレス決済に関する機能」を有している場合は要件を満たすこととしております。
256			○	○		○	○	1歳児配置改善加算	要件のうち「園児の登園及び降園の管理に関する機能」について、タイムカードで打刻を行い管理をしている場合、要件を満たすこととなるのか。	タイムカードに打刻するだけでは、本機能要件に該当しません。一方で、ＩＣカードリーダー等で打刻し、登園した時刻等が電子的にシステム上記録される機能がある機器の場合は要件を満たすこととしております。
257			○	○		○	○	1歳児配置改善加算	要件のうち「キャッシュレス決済に関する機能」について、銀行による口座振替はキャッシュレス決済に該当しますか。	クレジットカード、交通系電子マネーやＱＲコード決済などのお札や小銭などの現金を使用せずにお金を払うものを想定しており、銀行が行う口座振替サービスを利用することは本要件のキャッシュレス決済に関する機能には該当しません。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答	
258			○					主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合	主幹保育教諭又は主幹保育教諭等を専任化させるための代替保育教諭等を配置していないことで「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合」の減算の対象にはなりますが、留意事項通知に定める基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を満たし、かつ、3歳児配置改善加算等の保育教諭等の配置に関する加算の要件を満たした場合には、3歳児配置改善加算等の保育教諭等の配置に関する加算は取得可能です。 具体的には、 （ア）保育教諭等 i 年齢別配置基準 ii その他 a 保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については1人 b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人（注1） c 主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人（うち1人は非常勤講師等でも可とする） d 上記i及びiiのa、bの保育教諭等1人当たり、研修代替保育教諭等として年間3日分の費用を算定（保育認定子どもの人数に係る保育教諭等に限る。） の全て職員数を満たした上で、更に保育教諭等を加配して3歳児配置改善加算等の保育教諭等の配置に関する加算の要件を満たした場合には、3歳児配置改善加算等の保育教諭等の配置に関する加算は取得可能です。		
259		○	○	○		○	○	1名配置する職員に係る取り扱い	FAQ220において、「各施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していない者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者」は、設備運営基準上は常勤の保育士ではあるものの、公定価格上は、常勤換算を行うこととされている。 園長、施設長、管理者や、専任化させる主幹教諭等・主任保育士等・主幹保育教諭等については、どのように取り扱うことになるのか。	園長（専任でない園長を除く。）、施設長、管理者及び専任化させる主幹教諭等・主任保育士等・主幹保育教諭等が、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するものの、各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数に達しない場合は、常勤換算を行い、他の職員の配置をもって「1」を満たすこととしてください。 園長、施設長及び管理者の場合、「他の職員」の職種に定めはありませんが、専任化させる主幹教諭等・主任保育士等・主幹保育教諭等の場合、「他の職員」は、それぞれ、教諭、保育士又は保育教諭をもって充てることとしてください。 なお、その他経験年数や発令等については問わないこととします。	
260							○	○	障害児保育加算	小規模保育事業及び事業所内保育事業においては、障害児保育加算が「1歳児配置改善加算の適用がない場合」と「1歳児配置改善加算の適用がある場合」の2つあるが、特別な支援が必要な利用子どもが2歳児（1、2歳児のうち年度の初日の前日における満年齢が1歳児ではない）の場合、どちらの単価を適用するのか。 障害児保育加算の要件を満たしている事業所において、特別な支援が必要な利用子どもが2歳児（1、2歳児のうち年度の初日の前日における満年齢が1歳児ではない）の場合には、「1歳児配置改善加算の適用がない場合」を当該利用子どもの単価に加算してください。 パターン1：1歳児配置改善加算の適用を受ける事業所 ・特別な支援が必要な利用子どもが1、2歳児のうち年度の初日の前日における満年齢が1歳児 → 「1歳児配置改善加算の適用がある場合」の単価を利用子どもの単価に加算 ・上記以外の特別な支援が必要な利用子ども → 「1歳児配置改善加算の適用がない場合」の単価を利用子どもの単価に加算 パターン2：1歳児配置改善加算の適用がない事業所 ・特別な支援が必要な利用子ども全員 → 「1歳児配置改善加算の適用がない場合」の単価を利用子どもの単価に加算	
261			○					○	○	基本単価と必要な職員配置	保育所等における施設長は運営管理業務に専従することが求められており、2以上の施設又は他の事業と兼務し、施設長として職務を行っていない者は欠員とみなされ、施設型給付費及び地域型保育給付費等が減算されるが、当該施設長が児童福祉法第34条の15第3項に規定する乳児等通園支援事業の「実務を担当する幹部職員」を担う場合には減算の対象になるか。 乳児等通園支援事業における「実務を担当する幹部職員」は、日常的に業務に従事することは想定しておらず、を保育所等の施設長が当該職員を担うことをもって直ちに減算の対象となるものではありません。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
262			○	○			○	○	1歳児配置改善加算 要件のうち「キャッシュレス決済に関する機能」とは、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。	ICTを活用した口座振替、クレジットカード決済及びQRコード決済のうち、いずれかを活用することが要件となります。このとき、ICTを活用した口座振替とは、ICTの活用による口座振替代行又はICTによる「請求情報を基に全銀データの作成」を想定しています。なお、単に、保護者が銀行のアプリ等を活用し直接銀行に振り込む場合や銀行引き落としの場合など、保育施設等における業務負担軽減にICTの活用が寄与していない場合は、要件を満たすものとはみなしません。なお、すでに「登降園管理」及び「キャッシュレス決済」の2機能を満たすことで本加算を取得している施設・事業所において、上記の内容を満たしていない場合は、令和8年度中に限り継続して本加算を取得することを可能としますが、可能な限り早期に上記の要件を満たすよう対応をお願いします。
263			○	○					特別地域保育体制確保対応加算 要件iiに「当該施設の利用子ども数が15人以下であること。」とありますが、例えば当該年度の4月1日時点では利用子どもが15人以下であったが、7月15日時点で15人を上回り、10月1日時点で再度15人以下となった場合、当該加算の対象となる月は何カ月分となるのでしょうか。また、7月15日時点で15人を上回った際と、10月1日時点で再度15人以下となった場合の手続如何。	要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用外となりますので、8～9月分が加算の適用外となり、合計10カ月分が当該加算の対象となります。年度の途中で利用子ども数が増減した際の認定等に係る手続きは不要ですが、施設においては、利用子ども数が満たさない月については「子どものための教育・保育給付」に係る当該加算分の申請は行わないことに留意しつつ、市町村においても各月の請求時に利用子ども数が15人以下になっているかを確認するとともに、実績報告が提出された時点で今一度、加算請求月の利用子ども数が15人以下であることを確認してください。
264			○	○					特別地域保育体制確保対応加算 要件i及び別添2の別紙2「特別地域保育体制確保対応加算の取り扱いについて」の1において、「地方版子ども・子育て会議等」における協議・検討を進める必要があるとされているが、「地方版子ども・子育て会議等」はどのような会議体を指しているのでしょうか。	「地方版子ども・子育て会議等」については、原則として地方版子ども・子育て会議における協議・検討を指します。ただし、地方版子ども・子育て会議を設置していない自治体等においては、本加算を取得する施設の設定者を含めた管内施設の設定者やその他の関係者を交えた会議であって、協議・検討された内容が担当者・関係者間だけでなく市町村として意思決定されたものと整理できるのであれば、当該会議体を代替手段としても差支えありません。
265			○	○					特別地域保育体制確保対応加算 要件iiiに「当該施設が、当該年度中において以下の全ての取組を行っていること。」とありますが、利用子どもが15人以下であった月において、当該取組を行っていないと、当該加算は取得できないのでしょうか。	要件iiiの取組については、必ずしも利用子どもが15人以下であった月に取組を行っていただくことまでは求めませんが、加算の取得に当たっては当該年度中に全ての取組を行っていただく必要があります。
266			○	○					特別地域保育体制確保対応加算 別添2の別紙2「特別地域保育体制確保対応加算の取扱いについて」の1②において、「①を踏まえた今後の保育提供体制の確保に向けた方針や計画」について協議・検討を行うこととされているが、当該年度内に方針等を定めなければならないのでしょうか。また、当該計画を「保育提供体制の確保のための実施計画」で代替することは可能か。	原則、当該年度中に方針や計画を定めるため、協議・検討に着手いただきますようお願いいたします。なお、当該年度中に方針や計画が定まらない場合には、方針や計画を協議・検討する期間の目処についてこども家庭庁成育局保育政策課長あてに報告いただきますようお願いいたします。また、市町村が作成する「保育提供体制の確保のための実施計画」について、地方版子ども・子育て会議等における協議・検討を行うにあたり、当該実施計画が別添2の別紙2の1①②を満たすものであると説明できるのであれば、保育提供体制の確保のための実施計画を代替計画とすることについて妨げるものではありません。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
267			○	○				特別地域保育体制確保対応加算	認定こども園では、教育標準時間認定と保育認定で単価が異なるが、例えば、1号認定の定員10人に対して利用子ども数が5人、2号認定・3号認定の定員10人に対して利用子ども数が5人の場合、どのように算定することになるのか。	認定こども園の場合、教育標準時間認定と保育認定の本加算の算定に当たっては、1号（2・3号）認定こどもの利用定員から1号（2・3号）認定こどもの利用子ども数を減じた数以下の数であって、合計で最大5人分を算定することができます。どのような人数配分にするかは施設・事業所の裁量により、お尋ねの場合であれば、2・3号の利用定員10人に対して、2・3号の利用子ども数を減じた数が5であるため、保育認定の単価を5人分算定することが可能です。
268			○	○				特別地域保育体制確保対応加算	分園については、分園単独で加算を適用することは可能か。	分園単独で本加算を取得いただくことはできません。中心園と分園それぞれの利用定員及び利用子ども数を総和した上で差を算定いただきますようお願いいたします。
269			○	○				基本単価と必要な職員配置	No101で、調理員等の配置について、保育標準時間認定に係る非常勤保育士など、基本分単価に含まれる非常勤職員の取扱いについて、「従事時間等の具体的要件は定めていませんので、教育・保育が円滑に行われる体制がとられているか、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。」とされているが、非常勤の調理員等についても同様か。	お見込みのとおり、従事時間等の具体的要件は定めていませんので、適切に給食等を提供できる体制がとられているか、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。
270			○	○				基本単価と必要な職員配置	令和8年度から定員21人から40人の保育所・認定こども園の基本分単価に、非常勤の調理員が追加されることとなったが、当該単価が適用されたら、即座に施設に充足を求めていく必要があるのか。	充足することが必要となりますが、人材確保の困難さを踏まえ、当面の間は充足しないことも可能とします。当面の間とは、基本的には令和8年度中の充足を求めることを想定しつつ、令和9年度以降も、充足できないことにやむを得ない事情がある場合は、市町村の判断で、適宜の期限を設けて充足を求めていく取り扱いを想定しています。
271			○	○				栄養管理加算	令和8年度から定員21人から40人の保育所・認定こども園の基本分単価に、非常勤の調理員が追加されることとなったが、栄養管理加算（配置）により、基本分単価の常勤調理員とは別の栄養士等を配置していた場合、栄養管理加算の取扱いはどうになるのか。	お尋ねの場合、基本分単価に充足する職員として優先的に取り扱うこととし、加算で配置していた栄養士等が、基本分単価により配置する調理員（兼栄養士等）という位置づけになるため、栄養管理加算は「兼務」にて申請をすることとしてください。
272			○	○				高齢者活躍促進加算	高齢者活躍促進加算の対象として雇用している者について、基本分単価において配置する調理員も兼ねるといった取扱いが可能か。	高齢者等活躍促進加算は、高齢者、障害者、母子家庭の母、父子家庭の父等の働きやすい条件の整備を図ること等を目的としている加算です。通常の調理員等として雇用されているのであれば、当該者の雇用をもって高齢者等活躍促進加算も算定するといった対応は想定していません。
273			○		○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	安全計画の保護者への周知はどのように行うべきか。	保護者への周知は、 ・保護者自身が安全に係るルール・マナーを遵守することなど、利用子どもが家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼すること ・保護者に対し、安全計画及び園が行う安全に関する取組の内容を説明・共有すること ・また、利用子どもの安全の確保に関して、保護者との円滑な連携が図られるよう、安全計画及び園が行う安全に関する取組の内容について、公表しておくこと等により行うことが考えられます。具体的な周知方法は入園時に重要事項説明と併せて周知することや、保護者の目につく場所への掲示、園便りへの掲載等が考えられます。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
274		○			○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	安全計画の策定について、策定しているが内容が不足していると思われる場合は調整の対象となるか。また、その場合調整月はどのように判断するか。	安全計画が「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和4年厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）」の別添資料4「保育所安全計画例」と比較して著しく内容が不足している場合（例：訓練・研修の計画を策定していない。）については、「①安全計画を策定している」という要件を満たさないものとして、調整の対象として差し支えありません。 この場合、内容に不足がある計画が策定された月に遡って調整することとし、当該不足している内容について追記された計画が策定された月の翌月から調整の適用がないものとしします。
275		○			○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	安全計画を策定してから1年未満である場合は、年度内に見直しを行っていないとも調整の適用外でよいのか。	安全計画を初めて策定してから1年を経過するまでの間は、見直しを行っていないとも調整は適用されません。
276	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	要件を満たしているか確認するため、施設に対してどのように報告させるべきか。	要件への適合状況についてチェックリスト等により毎年度、自己申告を求めて確認してください。
277		○			○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	安全計画に定める内容が実施されているか毎月の確認が必要か。	安全計画を策定していない場合又は研修・訓練実施、保護者への周知及び定期的な見直しのいずれかの要件を満たさない状態が1年間継続している場合に該当しているかについて確認すればよく、必ずしも毎月の報告を徴して確認する必要はありません。 毎年度1回程度報告を求め、市町村の確認監査において申告内容に反する事実が判明した場合は、要件を満たさない時点まで遡って調整を行うなど、具体的な確認方法については自治体の判断において工夫していただければと存じます。また、児童福祉法の規定により都道府県等によって行われている施設監査において、安全計画が未策定である等の不備が認められた場合は市町村に情報提供いただく等、自治体間の連携についても積極的にご検討ください。
278		○			○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	安全計画に定める内容が実施されているか、どのように確認すればよいのか。	施設型給付費の支給においては、要件への適合状況についてチェックリスト等により毎年度、施設から自己申告してもらうことが考えられます。 なお、市町村の実施する確認監査において、当該自己申告の内容が正しいか確認する場合は、以下の方法での確認が考えられます。 ・研修・訓練については、研修・訓練の実施や参加に係る記録の提出によって確認することが考えられます。 ・保護者への周知については、保護者への周知方法と周知時期について、具体的に報告させた上で実施が確認できるものを提出させることが考えられます。 例えば、「登降園時に目につく場所に安全計画を掲示」や、「令和8年4月に安全計画を改訂した際には、改訂内容について園便りで案内」といった内容を報告させた上で、改訂内容を案内した園便りを提出させることを想定しています。 ・定期的な見直しについては、実際に安全計画を改訂した場合には、改訂内容を提出させることが考えられます。検討の結果見直しを見送った場合には、当該検討に係る打合せの記録を提出させることが考えられます。
279	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	①計画の策定 ②研修・訓練実施 ③保護者への周知 ④定期的な見直しのいずれか1つ以上を行っていれば調整の適用はされないのか。	保育所及び地域型保育事業所においては①～④のいずれも行う必要があり、①を満たさない場合又は②～④いずれかの要件を満たさない状態が1年間継続した施設・事業所に対して調整を適用します。 なお、幼稚園及び認定こども園については、学校安全計画を策定していない場合又は当該学校安全計画に基づく取組を実施していない状態が1年間継続した施設に調整を適用します。
280		○			○	○	○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	安全計画の見直しを検討した結果、見直しは不要であると判断した場合も調整の適用をしなくてよいのか。	検討の結果、見直しを見送った場合には調整の適用はないものとして差し支えありませんが、市町村の実施する確認監査において見直しの検討に係る打合せの記録等を確認すること等により、当該検討の実施について確認するようにしてください。
281	○		○					調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	幼稚園及び認定こども園においては、学校安全計画の内容が充実しているかどのように判断すればよいのか。	「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（平成31年文部科学省）」の付録「学校安全計画例」を参考としていただき、著しく内容が不足している場合（学校の施設設備の安全点検や児童生徒等に対する安全指導、教職員に対する研修に関する事項（必要的記載事項）を記載していない等の場合）については、調整の対象として差し支えありません。 この場合、当該不足している内容について追記された計画が策定された月の翌月から調整の適用がないものとしします。
282							○	調整部分（安全計画の策定等をしていない場合）	居宅訪問型保育事業における安全計画の具体例はどのようなものか。	訪問先の室内の環境や非常口・避難経路の確認、事業所の職員に対する避難訓練・研修の実施、保護者への周知等が考えられます。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
283	○	○	○	○	○	○	○	施設機能強化 推進費加算	FAQ149において、災害に備えた物品の購入も対象とされていますが、類似の物品を毎年購入するだけの申請も認められるのでしょうか。	本加算は、職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等総合的な防災対策の充実強化を図ることにあり、すなわち、実際に災害等が発生した際に適切な対応が図られるようにすることが重要です。そのため、単に物品を購入するだけでなく、施設において、上記のような総合的な防災対策の充実強化の全体像があり、その中で、必要と考えられた物品を整備していくことを想定しています。 類似の物品の購入申請が続くような場合、こうした総合的な防災対策の充実強化の全体像において、当該物品を購入することがどのような役割を果たすのかを確認してください。 単に類似の物品を購入すること自体で本加算の要件に該当しなくなるものではありませんが、こうした趣旨と目的を施設等において十分に理解された上で、総合的な防災対策の充実強化に繋げる必要があります。
284	○	○	○	○	○	○	○	施設機能強化 推進費加算	購入した物品については、被災時以外には使用できないのか。	避難具や物品は、災害に備えて購入するものであり、日用品として使用できるものであっても、被災時以外に使用することは想定していません。 ただし、避難訓練等の一環で、避難具等を活用することまで妨げるものではありません。消耗品等についても訓練等の一環で使用することを一律に禁止するものではありませんが、日用品使いと混同されることがないように、必要最小限の使用としてください。 また、いずれにせよ、訓練等において使用した結果、災害時に使用等ができないということがないようにしてください。
285	○	○	○	○	○	○	○	施設機能強化 推進費加算	加算の要件の「火災・地震等」には、熊などの鳥獣被害や、熱波・高温など熱中症対策も含まれるのか。	お見込みのとおりです。 本加算の支出対象となるのは、火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制の充実等に資するものとして、日常想定されないものに対する取組・物品の購入を想定しています。 鳥獣対策としては、例えば、2025年度におけるクマによる被害などに対する取組・物品の購入を想定しています。 また、熱中症対策としては、例えば、やむを得ず屋外で過ごさざるを得ないときの熱中症予防・対策に資するものとして、保冷剤、冷たいタオル、経口補水液、サンシェードやタープ等を想定しています。 いずれも、具体的には、各地域における鳥獣被害や熱波・高温の実情に応じて判断していただいて差し支えありません。 なお、室内において常に使用することを前提とするエアコンは、本加算の対象ではありません。
286	○	○	○	○	○	○	○	施設機能強化 推進費加算	取組に必要な経費の総額が、施設型は概ね20万円以上、地域型は概ね10万円以上見込まれることが要件となっているが、実績がそれぞれの金額に満たなかった場合の取扱如何。	それぞれ示す金額を超えることを想定していますが、実績がその金額に満たなかった場合には、施設・事業所の取り組みも考慮した上で市町村でご判断ください。
287	○	○	○					主幹教諭等専任加算、高齢者等活躍促進加算等	複数事業等実施要件について、乳児等通園支援事業の実施が追加されたが、利用実績がない場合の取扱如何。	当該要件については、乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に基づく事業）として認可を受けていれば、要件を満たすものとして取り扱いいます。 なお、乳児等通園支援事業を実施する事業所は、利用可能枠の範囲において利用の申込みがあった場合には、当該こどもの受け入れをしなければならないことに留意すること。
288	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	「正当な理由なく、障害を理由として、保育の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限又は保育標準時間の取扱いに差異を設けることがないよう留意すること。」と記載があるが、正当な理由とはどのようなことを言うのか。	正当な理由とは、例えば、当該障害児の保育に必要な不可欠な医療器具等がなく安全な保育を提供できる環境が整っていない場合など、個別の事案ごとに総合的・客観的な判断のもと、やむを得ないといえるものとなります。「保育所等における障害のあるこどもの受入れについて（令和6年12月5日付け事務連絡）」を確認のうえ各市町村で適切に判断しご対応ください。 なお、正当な理由がある場合においても、障害のあるこどもや保護者に丁寧かつ具体的にその理由を説明し、理解を得るように努めていただきますようお願いします。
289	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	専門職のうち、「障害児の療育に関する知識及び経験を有する者で、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者」とは、具体的にどのような施設等に従事していた場合に該当になるのか。	この要件は、他機関に対する障害児の療育に係る助言等の業務に5年以上従事することと、その前提として、当該者が自ら療育の実践も行っていることを求めているものです。 具体的には、例えば、 ・児童発達支援センター等に勤務して児童発達支援と保育所等訪問支援の両方の業務を行った経験を有する場合や、 ・保育所等において障害児保育の担当をしていた経験があり、その後、自治体の障害児支援の担当部署において保育所等に巡回支援の業務を行った経験を有する場合 が対象になることを想定しています。このほかにも公立・私立を問わず、療育や他機関への助言等を行う業務を行う機関は様々あると思われますが、具体的には各市町村で判断いただいて差し支えありません。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
290	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	令和8年度の見直し前の療育支援加算では、年度途中で障害児を受け入れた場合にも算定が可能で、また、当該障害児が年度途中で退所した場合にも、当該年度中は加算の算定が可能だったが、見直し後の療育支援加算ではどうなるのか。	見直し前と同様、年度途中の月から加算の算定も可能で、また、年度途中で退所となり障害児がいなくなった場合でも当該年度中は加算の算定が可能です。この場合、留意事項通知に定める「① 主幹教諭等を補助する者を配置する場合」の「ⅴ 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組」は引き続き実施する必要がある、また、必ずしも障害児に該当しないものの、気になる特性がある子どもに対して、留意事項通知のⅰ～ⅳに沿った取組を行うなどの対応を行うこととしてください（「② 専門職を活用する場合」についても同様です）。
291	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	専門職の配置に係る加算は、各月ごとの配置時間ではなく、年間の配置時間を合計して、各月ごとにどちらの単価を算定するのかを決められるところ、年度途中で特別児童扶養手当支給対象の障害児が利用した場合、利用開始月より前から「90時間以上」の単価を算定できるのか。	年度途中で特別児童扶養手当対象児童が入所した場合、特別児童扶養手当対象児童が入所した月の翌月（月の初日に適合した場合はその月）から「90時間以上」の区分の算定は可能です。
292	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	専門職の月の時間数は契約や雇用時間ではなく、実働時間で相違ないか。	お見込みのとおりです。
293	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	専門職の活用は、60時間以上等の時間を配置等をした月だけ加算を算定することになるのか。	専門職の活用は、施設に対するスポットの支援を評価するものではなく、基本的には毎月一定の時間を施設等において勤務するような運用を想定しています。そのため、特段の事情が無い場合は、各月とも60時間以上等の時間の配置等を必要とします。特段の事情がある場合には、年度の配置等をした時間の合計が、加算を算定する月数に60時間等を乗じた時間を超えていれば差し支えありません。特段の事情とは、計画的なもののほか、不慮の理由により専門職が必要な時間業務に従事できなかった月の分、他の月の配置等を増やすようなものでも構いません。（例1）12月から3月に算定する場合で、4か月で延べ240時間の配置等がされていれば、12月が60時間、1月が65時間、2月が50時間、3月が65時間、といった時間数であっても、各月とも60時間以上の区分で算定できる。（例2）4月から3月に算定する場合で、8月は夏休みのため嘱託を行わないこととし、その分、他の月に嘱託する時間を増やし、1年で延べ720時間の嘱託が行われていれば、各月とも60時間以上の区分で算定できる。
294	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	特別児童扶養手当受給児童受入施設や定員90人以上の施設において専門職の活用をするとき、90時間以上の単価と60時間以上の単価を、月によって変えて算定することは可能なのか。	可能です。計画的に90時間以上の配置と60時間以上の配置を使い分けることのほか、90時間以上の配置等を予定していた月において、不慮の理由により90時間未満の配置等となり、他の月の配置等を増やすこともできないような場合に、当該月だけ60時間以上の区分の単価を算定するようなこともできるものとします。
295	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	専門職を複数名活用し、配置等の時間を延べ時間で計算することは可能か。また、職員を配置する場合と嘱託を組み合わせることも可能か。	いずれもお見込みのとおりです。なお、専門職を複数人活用する場合、1人当たりの配置等の時間が少なくなることが考えられますが、スポットの支援になることなく、専門職を含め、施設・事業所の職員がチームとなって取り組む必要があることにご留意いただくとともに、専門職同士の情報共有や連携等も図られるようにしてください。
296	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	同一の者を療育支援加算の専門職と、年齢別配置基準に含められる特定理学療法士等として配置することは可能なのか。可能な場合、同一の時間を加算の時間と年齢別配置基準の常勤加算の両方に計上することができるのか。	同一の者を専門職と特定理学療法士等のいずれにも該当する者として配置等をすることは可能ですが、同一の時間帯を加算の算定と年齢別配置基準の常勤換算の両方に計上することはできません。療育支援加算は専門職が直接的に教育・保育を行うことを評価する加算ではないため、施設・事業所においては、同一の者を特定理学療法士等として年齢別配置基準に含める場合であっても、どの日・時間帯にどちらの者として従事するのかを明確に区分してください。また、市町村においては、加算を算定する時間帯において、実際は教育・保育に従事しているような実態が確認された場合は、当該時間は専門職の配置等の時間から除くこととしてください。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
297	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	同一の者を、主幹教諭や主任保育士等を補助する者として教諭や保育士等を配置した場合、年齢別配置基準に含めることは可能なのか。	主幹教諭や主任保育士等を補助する者については、配置する時間を定めているものではないので、療育支援加算の算定と年齢別配置基準の常勤換算の両方を計上することはできません。
298	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	施設・事業所を利用する全ての障害児を対象として行うことが原則とされているが、必ずしも専門職の専門分野ではない障害児がいる場合も取組の対象とする理解で良いか。	お見込みのとおりです。 なお、専門職は複数人活用することも可能です。FAQ297のことにも留意しつつ、施設・事業所において適切な活用のあり方を検討してください。
299	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	保育所等訪問支援事業や市町村が行う巡回支援などにより専門職の派遣を受ける場合は、専門職の配置等をした時間に算入できない理解で良いか。	お見込みのとおりです。
300	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	専門職を活用する場合の（注6）で、雇用形態を問わないとあるが、あくまで施設で直接雇用あるいは傭託の契約が必要という認識で良いか。 例えば、法人本部にて雇用・配置し、2か所の保育所等に派遣するようなことはできるのか。	契約を行うのが施設か法人本部かは問いません。 また、法人本部で職員を雇用・配置して、各施設において勤務させるような運用も可能です。なお、この場合、「配置」とするか「派遣」とするかは、特に取り扱いに差が生じるものではないので、どちらでも差し支えありません。
301	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	医療的ケア児保育支援事業補助金の補助を受け、看護師を配置している場合、本加算により、専門職として更に看護師を配置することはできるか。	医療的ケア児保育支援事業補助金は、看護師の年間の配置費用を補助する仕組みであり、公費が重複することから、当該補助金の補助を受けて配置している看護師を専門職とすることはできません。 なお、当該補助金の補助を受けて配置している看護師（A）と別の看護師（B）を60時間以上等配置等する場合は、本加算を算定することはできません。 また、当該補助金の補助を受けて市町村が看護師（A）を配置しての巡回支援を利用する場合において、施設・事業所において別の看護師（B）を60時間以上等配置する場合も、本加算を算定することはできません。
302	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	医療的ケア児保育支援事業補助金の看護師等の配置の補助を受けず、療育支援加算を適用してもよいのか。優先順位はないという認識でよいのか。	どちらを先に受けなければいけないという優先順位はありません。それぞれの要件・目的が異なるため、それぞれの施設・事業所の状況に合わせて加算等を活用ください。
303	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	留意事項通知に定める i ～ v の取組は、全ての障害児に対して、いずれも実施する必要があるのか。一部の取組ができていない場合等はどのように取り扱うことになるのか。	本加算は、i、iv、v の取組について行うとともに、原則として全ての障害児について ii、iii の取組を行うことを要件としています。留意事項通知において、「対象人数が多数のとき、個別の支援計画及び個別の指導計画の作成及び見直しについて十分に行うことができないことが見込まれるときは、特にこうした取組を通じた教育・保育を行う必要がある障害児から優先的に取り組んでいくことも可能とする。」としているとおり、一部の取組ができない場合も想定しています。 障害児全員を対象に取り組んだものの、結果として一部の取組ができなかった場合であっても、全体としてインクルージョンの推進が図られていると判断できる場合は、要件を満たすものとして取り扱うこととしています。 なお、市町村においては、取組ができなかった事情に改善を求めるべき事由がある場合には、必要な指導を行い、今後の取組の適正化を促すようお願いします。 また、v の取組についても、児童発達支援センター等が実施する会議や研修への参加を求めています。児童発達支援センター等の都合で実施ができない場合も想定されるため、こうしたやむを得ない事情がある場合は、要件を満たすものとして取り扱って差し支えありません。 ただし、これは、取組の予定を立てるときから一部の取組を実施しなくて良いこととするものではありませんので、まずは、全ての取組を実施する前提で取組を進めてください。 なお、i 及び iv の取組については、災害等の事情以外にやむを得ない事情は想定していません。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
304	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	留意事項通知に定める i ～ v の取組の月ごとに実施するなどの定めはあるのか。	i ～ v の取組は、年度を通じて総合的に実施されていることを求めているものです。
305	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	留意事項通知に定める i ～ v の取組について、どの程度行うかの基準のようなものはあるのか。取組をしているものの、内容が不十分と考えられた場合はどのように取り扱うのか。	本加算では、i ～ v の取組を通じて、全体としてインクルージョンの推進が図られていることが重要ですが、個別の取組において満たすべき点は以下のとおりです。 1) i について i は、施設・事業所の職員がチームとなって取り組む上での前提となるプロセスであるため、4月（年度途中から加算を算定する場合は、算定開始の月）から早々に実施してください。その後は、更新の必要が生じた際に適宜更新すれば足ります。 2) ii・iii について ii の個別の指導計画・個別の支援計画の作成・見直しや、そのための会議等の開催については、学期ごとないし上半期・下半期ごとに適切に行ってください。その前提としての保護者や障害児が利用する障害児通所支援事業所等との連携等については、一律に複数回の会議の開催等を求めるものではありませんが、日頃から、当該障害児の様子等の状況の共有等を行うこととしてください。 3) iv について ①の体制の整備と③の保護者への周知は、4月（年度途中から加算を算定する場合は、算定開始の月）から早々に実施してください。②の子育ての悩みの解消や負担の軽減やこどもの発達状況や特性の理解に繋がる取組は、障害児の家族の状況等も踏まえつつ、何をどのように実施するかを施設・事業所内で適切に検討いただくことが重要と考えています。一律の回数の実施を求めるものではありませんが、こうした検討過程を経て、必要な回数を実施してください。 4) v について v の児童発達支援センター等との連携については、会議や研修への参加を通じて、本加算を算定する施設・事業所が、児童発達支援センター等の障害児支援の中核的な役割を担う機関や、地域のその他の保育所等とコミュニケーションを密にして、もって、地域全体のインクルージョンの推進に繋がることが重要と考えています。一律の回数の実施を求めるものではありませんが、こうした趣旨を踏まえ、地域の関係機関との連携を図ってください。 市町村においては、頻度や内容だけではなく、施設・事業所において取組に向けてどのような検討がされていたのかも含め、総合的に判断してください。また、施設・事業所においても、特定の回数等を実施すれば足りるということではなく、これらの取組の具体的な内容やその頻度等について、必要に応じて市町村等に説明できるようにしてください。 こうしたことから、内容が不十分な取組があったとしても即座に加算の要件に該当しないと判断するものではありません。市町村においては、内容が不十分である事情に改善を求めるべき事由がある場合には、必要な指導を行い、今後の取組の適正化を促すようお願いします。
306	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	年度途中に加算を算定し始めた場合、留意事項通知に定める i ～ v の取組を全て実施することが困難な場合もあると考えられるが、その場合はどのように考えたらよいか。また、例えば7月から算定した場合と1月から算定した場合で取扱いに違いはあるか。	取組の一部ができない場合や取組が不十分な場合の考え方はFAQ303とFAQ305のとおりです。例えば、個別の支援計画や個別の指導計画の策定や見直しは、1月に加算の算定を開始した場合は年度内に行われないことも考えられますが、翌年度の4月以降に向けて必要な検討がされているかどうか、その他の取組について十分に進めているなどの状況であれば、加算の要件を満たすこととして差し支えありません。
307	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	本加算では主任保育士等を補助する者と専門職のいずれかの配置等が可能で、単価も異なるが、取り組む内容にほぼ違いがない。FAQ303とFAQ305を踏まえると、必ずしも全ての取組結果が十分でなくとも、施設・事業所において、それに向けて取り組んでいる場合は加算の要件を満たす取り扱いとすることを念頭に、取り組む目標には差を設けていないものと理解すれば良いか。	お見込みのとおりです。専門職を活用する場合、「障害児保育に関する研修計画を作成し、障害児保育に関する園内研修を年1回以上開催すること」が必要になりますが、その他に取り組む内容に差はありません。 本加算で要件としたことについては、障害児のインクルージョンを推進し、障害児により良い教育・保育を行う上では、いずれも重要な取組と考えています。専門職の活用の有無によって、取組の内容や実施できる業務量等に違いはありますが、いずれにせよ、利用する障害児に対して、これらの取組を施設・事業所においてチームとして進めていくことが肝要であるため、取組要件自体には差を設けなかったところです。 そのため、FAQ303とFAQ305のとおり、全ての取組が十分に実施できている場合しか加算の算定を認めないといった取り扱いにはしていないものです。市町村においては、本加算の仕組みも活用しながら、地域におけるインクルージョンの推進を進めてください。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
308	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	加算の認定申請をしているものの、やむを得ない事情等もなく、取組の多くに適切に取り組んでいることも確認できないようなケースがあった場合は、加算の認定の取消しや返還措置が必要になるのか。	お見込みのとおり、そうしたケースについては、留意事項通知の第5の規定に基づき対応いただくことになります。
309	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	留意事項通知に定める取組のⅰの一覧表等について、対象となる障害児をどのように判断すればよいのか。	まずは、幼稚園、保育所、認定こども園の場合は、各市町村が行う障害児保育に係る加配の対象になる利用子ども（地域型保育事業の場合は障害児保育加算の対象になる利用子ども）や、障害児通所支援等を利用していることを把握している利用子どもについて一覧表に載せてください。また、日々の教育・保育を行う中で気づきがあった場合や、取組のⅳにおける相談等があった際に新たに対象に加えるなどの方法も考えられます。施設・事業所において適宜の方法で判断してください。
310	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	留意事項通知に定める取組のⅱの個別の支援計画や個別の指導計画とはどういったものか。作成に当たっては所定の様式はあるのか。	幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業のいずれにおいても、「個別の支援計画」及び「個別の指導計画」とは、「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」（令和5年3月文部科学省、厚生労働省、内閣府作成）における、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を指します。「個別の支援計画」は、家庭や関係機関と連携・協力を図り、長期的な視点で障害児への支援を行うために、個別に作成される計画です。また、「個別の指導計画」は、個々の障害児の実態に応じて適切な指導を行うために施設・事業所で作成するものです。なお、これらの計画の様式の定めはないため、施設・事業所で独自に作成いただくことで差し支えありません。なお、市町村から様式が示されているような場合は、その取り扱いに従ってください。
311	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	留意事項通知に定める取組のⅳの家族からの相談を受け付ける体制の構築とはどのようなことか。	保護者が発達の遅れ等からくる子育ての難しさ等について相談したいときの相談先や相談を受け付ける流れを定めておくことを想定しています。なお、相談への対応に当たっては、本加算の趣旨を踏まえ、専門職だけが対応するのではなく、クラス担任の保育士等と一緒に対応を行うなどして、施設・事業所全体において障害児の家庭の困りごと等への対応力が高まるような工夫をしてください。
312	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	障害児通所支援事業所等を利用している（併行通園している）障害児が利用していない場合は、加算の対象にならないのか。	障害児通所事業所等を利用している（併行通園している）障害児が利用していない場合でも、その他の要件を満たす場合は、留意事項通知に定める「ⅲ 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。」について実施がされていなくとも、加算の要件を満たすこととします。
313	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	留意事項通知に定めるエの取組で、「児童発達支援センターや障害児支援に係る中核的な役割を担う障害児通所支援事業所等が実施する会議や研修に参加すること」とされているが、こうした機関が地域にない場合はどのようにすれば良いのか。	この要件で連携することを想定しているのは、地域における障害児支援の中核的な役割を担う機関であり、児童発達支援センター等のほか、特別支援学校小学部や幼児教育支援センターなども該当することが想定されます。また、こうした機関もない場合は、市町村の障害福祉課等がこうした機能を担っていることも考えられます。
314	○	○	○	○	○	○	○	療育支援加算	小規模保育事業所等において、療育支援加算の認定を受ける際に、障害児保育加算を受けている必要はあるか。	必要ありません。
315	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っている場合）	「経営情報等の報告」とは具体的に何を指しているのか。	子ども子育て支援法第58条第2項に規定する毎事業年度終了後5か月以内に行わなければならない経営情報等の報告を指します。即ち、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」における「経営情報等を入力する」タブの必須項目を全て入力し、施設等から市町村（確認者）へ申請することを意味しています。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
316	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	調整の適用開始時期について教えてください。	令和8年7月から適用が開始されます。したがって、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日時点で、事業年度終了時点から8か月以上経過しているにも関わらず、当該報告が行われていない施設に対しては、令和8年7月分から当該調整が適用されます。なお、当該施設においては、令和8年6月末までに市町村への報告を終えていれば調整の対象にはなりませんが、そもそも法令上事業年度終了から5か月以内に報告すべきものであることから、調整の適用時期に関わらず可及的速やかな報告をお願いします。特に、令和8年4月以降はここdeサーチにおける「職員給与に関する事項」の様式が令和7年度様式に改修されるため、旧様式での報告ができなくなります。その点も踏まえ、令和6年度事業の報告は、遅くとも令和7年度内に完了してください。 また、令和7年4月～令和8年3月末を会計期間とする施設等の当該事業年度に係る経営情報等の報告が未報告の場合においては、令和8年12月分から当該調整が適用されます。 また、令和6年4月以降に始まる事業年度に係る経営情報等の報告について、令和8年7月1日以降に都道府県又は市町村が指摘を行ってから、概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告等がなされない施設等に対しては、当該指摘から概ね1か月が経過した翌月から、当該調整を適用します。
317	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	当該調整が適用される期間を教えてください。	各事業年度の経営情報等の未報告について、適用を受ける期間は、本調整上の報告期限の属する日（事業年度終了時点から8か月経過後）の翌月から適切な報告がなされる日の属する月までの間です。 各事業年度の経営情報等の報告に係る都道府県又は市町村の指摘に対して特段の事情なく適切な報告等がなされない場合について、適用を受ける期間は、都道府県又は市町村が指摘を行った日を起算日として1か月が経過した日（※都道府県又は市町村による指摘の修正期限が、事業年度終了時点から8か月までの間にある場合は、事業年度終了時点から8か月が経過した日）の翌月から適切な修正対応がなされる日の属する月までの間です。
318	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	月の初日（1日）に調整となる要件が解消した場合も、当該月は調整対象となるのか。	調整の適用は「適切な報告等がなされる日の属する月まで」なされますので、当該月は調整が適用されます。
319	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	当該調整の適用を受ける施設等の認定を行わないことができる「市町村が必要と認める場合」とは、具体的にはどのような状況を想定しているか。	留意事項通知のとおり「災害その他のやむを得ない事情」を想定しています。この「やむを得ない事情」については、大規模災害のみならず、例えばシステム障害や各施設等において予見しえない災禍等が生じた個別の事情等も含めて想定していますので、各市町村において実態をよく把握の上御判断ください。
320	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	報告期限から3か月以上経過しており、経営情報の報告が行われていない場合には、猶予期間を設けることなく調整を適用させるのか。	お見込みのとおりです。市町村が必要と認める事情なく、毎年度の報告期限から3か月以上経過しているにも関わらず、まだ一度の報告も行っていない施設等については、本調整上の報告期限等の属する日の翌月から調整を適用します。
321	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	施設等が経営情報の報告を事業年度終了時点から8か月以内に行ったが、都道府県や市町村の確認が終えられていない場合は当該調整は適用されるのか。	事業年度終了時点から8か月以内に施設等からの報告が行われていれば適用されません。ただし、その後、都道府県や市町村が指摘を行った場合、施設等はその日を起算日として概ね1か月以内（※都道府県又は市町村による指摘の修正期限が、事業年度終了時点から8か月までの間にある場合は、事業年度終了時点から8か月以内）に適切な報告等を行う必要があります。なお、当該調整の適用は、都道府県・市町村において適切な報告等が行われていることを確認することを前提としているので、指摘を行った都道府県及び市町村においては、施設等による報告内容について速やかな確認をお願いします。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
322	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	都道府県又は市町村からの指摘等に対し、施設等が期限内に修正報告を行ったが、その後の都道府県又は市町村の確認が遅れ、報告期限後に再度の指摘が必要と判明した場合とはどのように取り扱うべきか。	期限内に施設等からの修正報告が行われていれば、都道府県・市町村が期限内に確認を終えていなくても本調整は適用されません。ただし、その後、都道府県や市町村が確認し、再度の指摘を行った場合、施設等はその日を起算日として概ね1か月以内に適切な報告等を行う必要があります。また、都道府県や市町村による確認の結果、施設等からの修正の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合又はこれに準ずるものと都道府県又は市町村が認める場合には、再度指摘を行い概ね1か月の修正期限を設けることなく、最後に指摘を行った日を起算日として概ね1か月が経過した翌月から、当該調整を適用することができます。なお、当該調整の適用は、都道府県・市町村において適切な報告等が行われていることを確認することを前提としているので、指摘を行った都道府県及び市町村においては、施設等による報告内容について速やかな確認をお願いします。
323	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	事業年度終了時点から8か月が経過した後（例えば10か月後など）に、施設等から経営情報の報告があったが、自治体において内容を確認した結果、修正の必要があると認められた場合、調整の適用はどのように行うのか。	当該施設等の場合、事業年度終了時点から8か月が経過した日の翌月から調整が適用になりますが、その後、施設等から経営情報の報告がなされた場合は、都道府県や市町村の確認が終えられていない場合であっても、報告日の属する翌月から調整を適用しないことになります。ただし、報告後、都道府県や市町村が指摘を行った場合には、施設等はその日を起算日として概ね1か月以内に適切な報告等を行う必要があり、これを超過した場合には修正の報告期限の属する日の翌月から再び調整を適用してください。なお、当該調整の適用は、都道府県・市町村において適切な報告等が行われていることを確認することを前提としているので、指摘を行った都道府県及び市町村においては、施設等による報告内容について速やかな確認をお願いします。
324	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	「概ね1か月以内に特別の事情なく適切な報告がなされない施設」の「概ね」とはどれくらいの幅を想定しているのか。また、「特別の事情」とは何を想定しているのか。	原則として、都道府県又は市町村が施設等に対して指摘等を行った日から1か月以内に、内容を修正した上で適切な報告がなされることを想定しています。例えば、1月5日に市町村が施設等に指摘を行った場合、原則としては、2月4日が報告期限となります。ただし、調整が実際に適用されるのは、報告期限が属する月の翌月からです。このため、上記の例において、原則的な報告期限（2月4日）を経過している場合であっても、調整適用前（例：2月20日）に修正報告が完了することも考えられます。「概ね1か月」とは、このように形式的には1か月を超過しているものの、調整の適用開始前に適切な報告がなされている場合等を考慮したものであり、自治体においては、原則1か月以内を基本としつつ、月内での是正状況等を踏まえて判断することを想定しています。また、「特別な事情」とは、上記の「災害その他のやむを得ない事情」と同等の事情を想定しています。
325	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	ここdeサーチにおいて、施設等が初回の報告をしていない場合、都道府県・市町村において、当該施設の報告期限が不明のため、調整を適用することができないと考えるが、どのように運用することを想定しているのか。	当該施設の報告期限が不明等の理由により、都道府県・市町村が施設の経営情報等の未報告状況を把握できず、調整を適用することができない場合、その後の申請や監査等のタイミングで当該施設等が当該調整の要件に適合していた期間を把握し、当該期間における調整分を事後的に返還させることを想定しています。
326	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	調整の適用を行うのは市町村とのことだが、報告内容の指摘を都道府県が行った場合はどうすればよいか。	経営情報等の報告においては、施設等からの報告内容を市町村が確認した後、都道府県において確認・公表処理を行うこととなっています。そのため、市町村確認後に都道府県から報告内容について指摘・疑義照会が行われることも想定されます。一方で、本調整の適用認定を行うのは市町村であるため、指摘等を行った都道府県におかれては、指摘を行った日時と内容、その後の修正状況等について、都度市町村に情報提供を行うようお願いします。なお、ここdeサーチを通じて都道府県が指摘を行う場合には市町村を経由して（都道府県は市町村に差し戻しを行い、市町村が施設等に差し戻しを行うことにより）施設等に対し指摘等を行う流れになっており、この場合の起算日は市町村が施設等に指摘等を行った日となります。
327	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	施設が経営情報等を一度報告し、都道府県が公表後、施設が自主的に公表済みの内容を修正報告した場合にあって、当該修正内容について市町村等が指摘を行った場合の取り扱いとはどのようにするか。	施設による当初の報告内容に対し、都道府県又は市町村が指摘を行った場合と同様の取り扱いとなります。即ち、施設の自主的な修正報告内容に対し、都道府県又は市町村から指摘があり、修正を必要とする場合であっても、市町村が必要と認めるときは、再度指摘があった日から概ね一月以内に修正の期限を設けるものとし、当該期限までに適切な報告がなされた場合は、本調整は適用しません。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
328	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	都道府県又は市町村の指摘と施設による修正の報告のやり取りが複数回にわたる場合、調整の適用期間をどのように考えたらよいか。	施設等から報告された修正内容に対し、都道府県又は市町村から再度指摘すべき事項があり、修正を必要とする場合であって、市町村が必要と認める場合は、再度指摘を行った日を起算日として概ね1か月以内に修正の期限を設けるものとし、当該期限までに適切な報告等がなされた場合は、本調整は適用しません。その後、再度修正が必要となった場合についても同様に対応し、その都度修正の期限は市町村において適切に設定いただくことを想定しています。 なお、都道府県又は市町村が報告内容について施設に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合又はこれに準ずるものと都道府県又は市町村が認める場合には、再度指摘を行い概ね1か月の修正期限を設けることなく、最後に指摘を行った日を起算日として概ね1か月が経過した翌月から、当該調整を適用することができます。
329	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	施設に指摘を行った後、追加で指摘事項が見つかった場合、一度、施設から回答されるのを待った方が良いでしょう。 施設で指摘に対応している期間中、追加で指摘を行える場合、その回答期限は、指摘した日ごとに管理すべきでしょうか。	修正に係るやりとりが混乱しないよう、できる限り、指摘事項はまとめて施設に対して行うことが望ましいと考えます。 一方、指摘に対応している期間中に追加で指摘を行うことを認めないものではありません。この場合、「概ね1か月」の報告期限については指摘毎に管理していただくようお願いいたします。例えば、10月15日に当初の指摘を行い、その後、当該指摘の回答を待たずに11月5日に追加の指摘を行った場合、当初の指摘の報告期限となる11月15日（※）までに当初の指摘に対する回答がなければ、追加の指摘に対する回答状況に関わらず、調整を適用することになります。 （※）調整が実際に適用されるのは、報告期限が属する月の翌月から。このため、上記の例において、原則的な報告期限（11月15日）を経過している場合であっても、調整適用前（例：11月25日）に修正報告が完了すること考えられます。
330	○	○	○	○	○	○	○	調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）	都道府県又は市町村が報告内容について施設等に指摘等した場合において、施設等から修正報告がなされた内容について再度の指摘を行う場合は概ね1か月の修正期限を設けることが出来るとのことだが、一方で繰り返し指摘をしても適切な修正がされない場合は再度1か月の修正期限を設けることなく当該調整を適用することができると記載されている。何回目の指摘から猶予期限を設けず調整を適用することが想定されているのか。	都道府県又は市町村が施設に指摘し修正を依頼した場合において、何回目の指摘まで概ね一か月の修正期限を設けることが適切かということについては、各施設等の報告状況等により異なるものであるため、統一的な目安はありません。都道府県又は市町村において、再度の報告内容が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合又はまたはこれに準ずるものと認められるか御判断ください。
331	○		○					年齢別配置基準を下回る場合の減算の適用タイミング	令和8年度からの改正において、それまで年齢別配置基準を下回った翌月から減算が適用となっていたところ、月の15日以降に職員が退職等をしたことで年齢別配置基準を下回った場合には、翌々月から減算が適用となったが、退職等の「等」には、何が含まれるのか。	退職等の「等」には、休職や病休等の急な欠員をはじめ、ある程度計画的な同一法人内での別の施設への異動や育児休業等も含まれます。
332	○		○					年齢別配置基準を下回る場合の減算の適用タイミング	「なお、この取扱いには減算に係る取扱いであり、3歳児配置改善加算等の加算を算定する際の取扱いとは従前のままとする。」の解釈として、3歳児配置改善加算等は「要件に適合しなくなった日の属する月の翌月・・・加算の適用がないものとする。」が適用されるため、3歳児配置改善加算等は翌月には取得することができなくなるのか。	お見込みのとおりです。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
333	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	ICT活用の責任者はどのような業務を行うのか。	ICT活用の責任者は、ICTの導入・活用について施設内で中心となって取り組み、システムの初歩的な使用方法等について他の職員の相談に対応すること等により、ICTの活用を根付かせながら、業務負担軽減に資する取組を行うことが想定されます。 なお、こうした取組は、組織全体での体制整備やコミュニケーションの充実等により実現されるものであることから、当該責任者一人だけではなく複数人でチームを組んで取り組むことを前提にしている点にご留意ください。 具体的な取組例については、保育ICTラボ事業の事例集（現在作成中）を参照ください。
334	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	ICT活用の責任者は辞令等により任命する必要があるか。また、役職や勤続年数等の条件はあるか。	必ずしも辞令等により責任者としての任命を受けている必要はありません。また、責任者を任命するにあたって役職や勤続年数等の条件はなく、また、通常業務の効率化や質の向上を目的として活動することから、最低基準上の保育士定数に含まれる保育士でも差し支えございません。例えば、職員の中からICTの活用を通じた業務改善等に意欲のある者を指名したり、施設長自らが責任者となることも想定されます。また、必ずしもICTに関する何らかの資格の保有又は研修等の受講を求めるものではありません。
335	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	ICT活用に関する業務の一部のみ担っている職員を責任者として任命してよいのか。	複数人で分担してICTの活用を推進する場合（例えば、責任者は保育ICTの導入・活用のとりまとめを担当しており、保育業務施設管理プラットフォームや保活情報連携基盤の活用については別の担当者を置いているような場合）も、要件を満たしているものと考えて差し支えない。 なお、本加算の認定の申請時に責任者1名の氏名及びその業務内容の記載を求めることを予定しています（詳細は令和8年6月までを目途に示す予定）。
336	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	4つの機能を持つICTの定義は何か。	「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）」の対象となっている①園児の登園及び降園の管理に関する機能、②保育に係る計画・記録に関する機能、③保護者との連絡に関する機能、④キャッシュレス決済に関する機能の4つの機能を指します。
337	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	1つのシステムに4つの機能すべてを含んでいる必要はあるか。 例えば、①園児の登園及び降園の管理に関する機能、②保育に係る計画・記録に関する機能、③保護者との連絡に関する機能、は1つのシステムで、④キャッシュレス決済に関する機能別のシステムを使う場合は要件を満たしたことになるか。	4つの機能のシステムを活用していれば、それぞれ異なる機種やメーカーであっても差し支えありません。
338	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	「保護者との連絡に関する機能」とは、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。	FAQ243を参照してください。
339	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	「保育に係る計画・記録に関する機能」とは、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。	FAQ242を参照してください。
340	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	「キャッシュレス決済に関する機能」とは、具体的にどのような場合に要件を満たすこととなるのか。	FAQ262を参照してください。
341	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	キャッシュレス決済について、例えば延長保育事業のみを対象として実施というような限定的な利用でも条件を満たしていることになるか。	業務負担軽減に資する程度に活用されていると市町村が認める場合は、特定の用途のみキャッシュレス決済を行っている場合も要件を満たしているものとして差し支えありません。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
342	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	4つの機能を持つICTを活用して業務を実施していることはどのように確認するのか。	導入している4つの機能それぞれについて、現に活用していることを確認するため、①システム又は製品の名称、運用保守契約の相手先事業者名、②運用保守契約額・ソフトウェアライセンス料・購入額など当該年度に発生した費用等を確認することを想定している。なお、買い切りの製品等の場合であっても、当該製品の運用に係る何らかの費用が当該年度に発生していることを確認することを想定しています。
343	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	補助金の交付を受けてシステムを導入した場合、当該年度は本加算の対象外か。また、この補助金には何が含まれるか。	4つの機能を有するシステム等のいずれか又は全てについて、「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）」又は「教育支援体制整備事業費交付金（幼児教育の質の向上のためのICT化支援）」等の国庫補助金を利用して導入した場合は、当該年度は本加算の対象外となります。なお、地方単独事業により補助によりシステムを導入している場合であっても、本加算の対象として差し支えありません。
344	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	4つの機能を有するシステム等について、年度途中に導入した場合も加算の対象としてよいのか。	4つの機能を有するシステム等について、年度途中に導入した場合も、加算の認定の時点で活用している事実が確認できれば、本加算の対象となります。なお、4つの機能を有するシステム等を業務負担軽減に資すると判断される程度に継続的に活用していることが前提である点にご留意ください。
345	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	システムの不備等により、システムを利用しない期間がある場合に加算の対象としてよいのか。	施設等の責めに帰することができない事情により、4つの機能を持つICTのいずれか又は全てを利用しない期間があった場合であっても、当該年度中に利用している期間がある場合は本加算の対象となります。なお、年度途中に運用保守契約を解約する等により利用の意思がないと判断できるような場合は、この限りではありません。
346	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	居宅訪問型保育事業で、登園・降園管理そのものが発生しないような場合も、本加算を申請するためには、4機能をすべて導入する必要があるのか。	業務の性質上、4つの機能のいずれかの利用が想定されないような場合は、当該機能で実現すべき業務負担軽減等の効果と同様の効果が得られるような工夫がICTの活用により講じられていれば、対象と考えて差し支えありません（例えば、登園・降園管理そのものが発生しない場合であっても、アプリなどで訪問の事実が記録される仕組みが設けられているなど）。
347	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の活用について、具体的にどのような場合に要件を満たすことになるのか。	令和8年度については、施設においてアカウントの発行を受けていて、令和9年度から両システムを活用することを確約した場合に、加算の要件を満たしているものと取り扱います。なお、活用の具体的な内容や令和9年度以降の要件は、令和8年6月までを目途に示す予定です。
348	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	自治体が独自に給付又は監査のシステムを利用している場合、要件を満たさないことになるのか。	保育業務施設管理プラットフォームでは、R8年度に独自システムとのCSV連携機能を追加することを予定しております(利用開始は令和9年4月見込み)。詳細は今後お知らせしますが、独自システムの方にも連携機能を設けていただいた上で、本システムと連携することで、独自システムを利用しながら本システムも活用いただける状態となるものと考えられます。
349	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	施設の所在する自治体が保育業務施設管理プラットフォーム又は保活情報連携基盤を利用していない場合は、加算の認定が受けられないのか。	お見込みのとおりです。ただし、自治体が独自システムとCSVによるデータ連携を行うことで保育業務施設管理プラットフォームを活用している場合は、加算の認定を受けることができます。
350	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	保育業務施設管理プラットフォームや保活情報連携基盤を活用することを確約して加算の認定を行った後に、両システムの活用実績がないことが判明した場合はどのようにすればよいのか。	結果的に両システムを活用しなかった場合は、施設等の責めに帰することができない事情がある場合を除いて、当該年度（令和8年度に、令和9年度にシステムの利用を確約して加算の認定を行った場合は、令和8年度分。）の加算額の返還を求めるものとします。なお、施設等の責めに帰することができない事情の有無については、市町村において御判断ください。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
351	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	ここのdeサーチ上のどの情報を更新すればよいか。	子ども・子育て支援法第58条第1項に基づく特定教育・保育施設等の提供する教育・保育の内容及び当該施設等の運営状況に関する情報（※）を指します。 即ち、子ども・子育て支援情報公表システム「ここのdeサーチ」における「施設の詳細情報を入力する」タブの必須項目を全て入力し、施設等から市町村（確認者）へ申請することを意味します。 なお、施設の詳細情報については、施設側での更新不可の項目が一部あるため、当該項目で修正が生じた際には、都道府県もしくは市町村（登録者）へ修正依頼を行っていただくようお願いいたします。 ※本加算の要件となっていない子ども子育て支援法第58条第2項に規定する毎事業年度終了後5か月以内に行わなければならない経営情報等の報告については、別途新設された調整部分（経営情報等の報告を行っていない場合）において調整を行う。
352	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	施設情報に変更がない場合も、ここのdeサーチ上で更新が必要か。	毎年度、情報の更新をお願いしているとおり、施設情報に変更がない場合も、ここのdeサーチ上で変更なしの処理作業を行うことが必要です。
353	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	年度中にここのdeサーチの情報の更新をしている場合であっても、9月末時点で最新の情報に更新されていない場合は、要件を満たしたことになるか。	ここのdeサーチ上で年度が切り替わる5月から9月末までの間に1度でも情報の更新（変更なしの場合の処理作業含む）がなされていれば、その後、9月末までの間に運営状況に変更が生じた場合等に情報の更新がなされていなくても、要件を満たしたことになります。 なお、本加算の要件にかかわらず、ここのdeサーチの「利用者の選択に資する情報の提供」という趣旨や、保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の運用に伴い、ここのdeサーチ上には最新の情報が反映されていることが求められることから、施設情報に変更が生じた際には随時更新に努めていただくことが必要です。
354	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	ここのdeサーチの情報の最新化がなされていない又は情報に誤りがあるとして、市町村から保育所等に対し、最新化又は修正の指摘があった際には適切に対応がされていない場合とは、具体的にどのような状態か。また、対応に期限はあるのか。	「適切な対応がなされていない場合」については、報告内容や施設等の状況等を勘案して市町村が御判断ください。 また、こども家庭庁として、ここのdeサーチの情報の最新化の依頼又は修正の指摘をした日から対応するまでの期限は設定していないことから、各市町村で適切に対応ください。
355	○	○	○	○	○	○	○	保育ICT推進加算	PCに予め備えられた機能や無料サービスを活用することをもって要件を満たしたとみなすことは可能か。	業務負担を軽減する一定の性能を有したシステムであることを前提としているため、基本的には製品の購入費、リース料、システムやソフトウェアの使用料等の費用が発生していることを想定していますが、有料のサービス等と同等の性能を有するものと市町村が認める場合は、4機能全てが無料サービスであっても、本加算の要件を満たすものとして差し支えありません。 ただし、その場合も、市町村の確認監査等において、有料サービス等と同等の業務負担軽減に資するシステムであることについて確認するようにしてください。
356	○	○	○	○	○	○	○	小学校接続加算/保育ICT推進加算	小学校接続加算や保育ICT推進加算のように3月時点で要件を満たすことを確認することとなり、加算の認定申請の時期が明示されていないものの認定の手続きについて、3月以前の適宜の時期に、他の加算の認定申請と併せて申請を受け付けることを基本としつつ、必要に応じて個別の施設・事業所の加算の認定申請を受け付けるような運用として差し支えないか。	差し支えありません。

子ども・子育て支援新制度における地域区分（令和6年度改定）

都道府県	市 町 村	級地
北海道	札幌市	3/100地域
青森県		
岩手県		
宮城県	多賀城市	10/100地域
	仙台市 富谷市 七ヶ浜町 〔大和町〕	6/100地域
	塩釜市 名取市 村田町 利府町	3/100地域
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県	取手市 つくば市	16/100地域
	守谷市	15/100地域
	牛久市	12/100地域
	水戸市 日立市 土浦市 龍ヶ崎市 稲敷市 〔石岡市〕 阿見町	10/100地域
	古河市 常総市 ひたちなか市 坂東市 神栖市 つくばみらい市 〔那珂市〕 大洗町 河内町 五霞町	6/100地域
	境町 利根町 〔東海村〕	
	結城市 下妻市 常陸太田市 笠間市 鹿嶋市 潮来市 筑西市 桜川市 茨城町 城里町 八千代町	
栃木県	宇都宮市 大田原市 さくら市 下野市 野木町	6/100地域
	足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 上三川町 芳賀町 壬生町	3/100地域
群馬県	高崎市 明和町	6/100地域
	前橋市 桐生市 伊勢崎市 太田市 沼田市 渋川市 みどり市 吉岡町 東吾妻町 玉村町 板倉町	3/100地域
	千代田町 大泉町 榛東村 昭和村	
埼玉県	和光市	16/100地域
	さいたま市 蕨市 志木市	15/100地域
	東松山市 狭山市 朝霞市 ふじみ野市	12/100地域
	新座市 桶川市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市	10/100地域
	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市	
	草加市 越谷市 戸田市 入間市 久喜市 北本市 八潮市 三郷市 蓮田市 幸手市 吉川市	6/100地域
	白岡市 伊奈町 三芳町 川島町 鳩山町 ときがわ町 宮代町 杉戸町 松伏町 滑川町	
	熊谷市 日高市 毛呂山町 越生町 嵐山町 吉見町	3/100地域
千葉県	我孫子市 袖ヶ浦市 印西市	16/100地域
	千葉市 成田市 習志野市 栄町	15/100地域
	船橋市 浦安市	12/100地域
	市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 富津市 四街道市	10/100地域
	野田市 茂原市 東金市 柏市 流山市 鎌ヶ谷市 白井市 香取市 大網白里市 〔木更津市〕	6/100地域
	〔君津市〕 酒々井町 神崎町 白子町 〔長柄町〕 〔長南町〕	
	鴨川市 八街市 富里市 山武市 多古町 九十九里町 芝山町 大多喜町	3/100地域
東京都	特別区	20/100地域
	武蔵野市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市	16/100地域
	八王子市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 小金井市 東村山市 国立市 福生市 東久留米市 稲城市 西東京市	15/100地域
	立川市 東大和市	12/100地域
	あきる野市 〔羽村市〕 日の出町 〔檜原村〕 奥多摩町	10/100地域
	武蔵村山市 瑞穂町	3/100地域
神奈川県	横浜市 川崎市 厚木市	16/100地域
	鎌倉市 逗子市	15/100地域
	相模原市 藤沢市 海老名市 座間市 愛川町	12/100地域
	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 三浦市 大和市 伊勢原市 綾瀬市 葉山町 寒川町	10/100地域
	秦野市 大磯町 二宮町 中井町 大井町 山北町 清川村	6/100地域
	箱根町	3/100地域
新潟県	新潟市	3/100地域
富山県	富山市 南砺市 上市町 立山町 舟橋村	3/100地域
石川県	金沢市 津幡町 内灘町	3/100地域
福井県	福井市	3/100地域
山梨県	甲府市	6/100地域
	韭崎町 南アルプス市 北杜市 甲斐市 上野原市 中央市 市川三郷町 早川町 身延町 南部町 富士川町 昭和町	
	富士河口湖町 道志村	
長野県	塩尻市	6/100地域
	長野市 松本市 上田市 岡谷市 飯田市 諏訪市 伊那市 大町市 茅野市 青木村 長和町 下諏訪町	3/100地域
	辰野町 箕輪町 木曽町 南箕輪村 大鹿村 木祖村 山形村 朝日村 筑北村	
岐阜県	岐阜市 海津市	6/100地域
	大垣市 高山市 多治見市 関市 瑞浪市 羽島市 恵那市 美濃加茂市 土岐市 各務原市 可児市 山県市 瑞穂市	3/100地域
	本巣市 岐南町 笠松町 神戸町 安八町 北方町 坂祝町 富加町 八百津町 御高町	
静岡県	裾野市	15/100地域
	静岡市 沼津市 磐田市 御殿場市	6/100地域
	浜松市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 湖西市 函南町	3/100地域
	清水町 長泉町 小山市 川根本町 森町	

（別添1）

都道府県	市 町 村	級地
愛知県	刈谷市 豊田市 日進市	16/100地域
	名古屋市 豊明市	15/100地域
	西尾市 知多市 知立市 清須市 みよし市 長久手市 東郷町	10/100地域
	岡崎市 一宮市 瀬戸市 春日井市 豊川市 津島市 碧南市 安城市 蒲郡市 大山市 江南市 稲沢市	
	東海市 大府市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 田原市 愛西市 北名古屋市 弥富市 あま市	6/100地域
	豊山町 大治町 蟹江町 幸田町 飛島村	
	豊橋市 半田市 常滑市 小牧市 新城市 大口町 扶桑町 阿久比町 東浦町 武豊町 設楽町	3/100地域
三重県	鈴鹿市	12/100地域
	四日市市	10/100地域
	津市 桑名市 亀山市 木曽岬町	6/100地域
	名張市 いなべ市 伊賀市 東員町 菟野町 朝日町 川越町	3/100地域
滋賀県	大津市 草津市 栗東市	10/100地域
	彦根市 守山市 甲賀市 〔野洲市〕	6/100地域
	長浜市 近江八幡市 湖南市 高島市 東近江市 米原市 日野町 竜王町 愛荘町 多賀町	3/100地域
京都府	長岡京市	16/100地域
	京田辺市	12/100地域
	京都市 向日市	10/100地域
	宇治市 亀岡市 八幡市 南丹市 木津川市 〔城陽市〕 大山崎町 笠置町 和束町 精華町	6/100地域
	〔久御山町〕 井手町 〔宇治田原町〕 南山城村	
大阪府	大阪市 守口市	16/100地域
	池田市 高槻市 大東市 門真市 高石市 大阪狭山市	15/100地域
	豊中市 吹田市 寝屋川市 松原市 箕面市 羽曳野市	12/100地域
	堺市 枚方市 茨木市 八尾市 柏原市 摂津市 藤井寺市 東大阪市 四條畷市 交野市 〔島本町〕	10/100地域
	岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 泉南市	
	阪南市 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村	6/100地域
兵庫県	西宮市 芦屋市 宝塚市	15/100地域
	神戸市	12/100地域
	尼崎市 伊丹市 高砂市 川西市 三田市	10/100地域
	明石市 赤穂市 丹波篠山市 猪名川町	6/100地域
	姫路市 加古川市 三木市 小野市 加西市 加東市 稲美町 播磨町	3/100地域
奈良県	天理市	12/100地域
	奈良市 大和郡山市 〔川西町〕	10/100地域
	大和高田市 橿原市 生駒市 香芝市 葛城市 〔御所市〕 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町	6/100地域
	上牧町 王寺町 広陵町 河合町	
	桜井市 五條市 宇陀市 三宅町 田原本町 高取町 吉野町 山添村 曾爾村 明日香村	3/100地域
和歌山県	和歌山市 橋本市 紀の川市 岩出市 かつらぎ町	6/100地域
鳥取県		
島根県		
岡山県	岡山市 玉野市 備前市 瀬戸内市	3/100地域
広島県	広島市 府中町	10/100地域
	呉市 竹原市 三原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 熊野町 安芸太田町 北広島町 世羅町 海田町	3/100地域
山口県	岩国市 周南市 和木町	3/100地域
徳島県	徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 美馬市 勝浦町 松茂町 北島町 藍住町	3/100地域
香川県	高松市	6/100地域
	坂出市 さぬき市 東かがわ市 三木町 綾川町	3/100地域
愛媛県		
高知県		
福岡県	福岡市 春日市 福津市 糸島市	10/100地域
	大野城市 太宰府市 那珂川市 志免町 新宮町 粕屋町	6/100地域
	北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 宮若市 宇美町 篠栗町 須恵町 久山町	3/100地域
佐賀県	佐賀市 吉野ヶ里町	6/100地域
	鳥栖市 基山町	3/100地域
長崎県	長崎市	3/100地域
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		

※1 上記に記載のない市町村は「その他地域」となる。
※2 下線は人事院及び総務省の級地指定がない地域を示す。
※3 **太字**は教育・保育の補正措置の条件を満たす地域を示す。
※4 **[]**内は経過措置が適用されている地域を示す。

（別添2）

＜賃借料加算の加算額の区分＞

区 分		都 道 府 県
a地域	標 準	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
	都 市 部	
b地域	標 準	静岡県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県
	都 市 部	
c地域	標 準	宮城県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県・石川県・長野県・愛知県・三重県・和歌山県・鳥取県・岡山県・広島県・香川県・福岡県・沖縄県
	都 市 部	
d地域	標 準	北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・福島県・富山県・福井県・山梨県・岐阜県・島根県・山口県・徳島県・愛媛県・高知県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
	都 市 部	

※「都市部」とは、前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいう。

＜降灰除去費加算の対象地域＞

（別添3）

	降 灰 防 除 地 域
桜島	鹿児島県鹿児島市（旧鹿児島市、旧桜島町）、垂水市の区域、霧島市（旧福山町）、鹿屋市（旧輝北町）の区域
阿蘇山	熊本県阿蘇市、産山村、高森町、南阿蘇村の区域
雲仙岳	長崎県島原市、南島原市（旧深江町、旧有家町、旧北有馬町、旧西有家町、旧布津町）の区域
霧島山 （新燃岳）	宮崎県都城市、小林市、三股町、高原町の区域、日南市の区域

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域が対象